

令和元年 9 月定例会

環 境 生 活 委 員 会

予算決算委員会（環境生活分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

（委員間討議）

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

（第1日目）

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	

（土木部）

分科会

土木部長予算議案説明	5
港湾課長補足説明	5
予算議案に対する質疑	6
予算議案に対する討論	6

委員会

土木部長総括説明	6
建築課長補足説明	6
議案に対する質疑	7
議案に対する討論	7
都市政策課長補足説明	7
決議に基づく提出資料の説明	8
陳情審査	9
議案外所管事項に対する質問	17

（第2日目）

1、開催日時・場所	61
2、出席者	61
3、経過	

（環境部）

委員会

環境部長総括説明	61
水環境対策課長補足説明	62
議案に対する質疑	64
議案に対する討論	64
決議に基づく提出資料の説明	64
陳情審査	64
議案外所管事項に対する質問	65

(県民生活部)

委員会

県民生活部長所管事項説明	8 1
交通・地域安全課長補足説明	8 2
決議に基づく提出資料の説明	8 3
陳 情 審 査	8 3
議案外所管事項に対する質問	8 3

(第 3 日 目)

1、開催日時・場所	1 0 1
2、出席者	1 0 1
3、経過	

(交 通 局)

委員会

交通局長総括説明	1 0 1
議案に対する質疑	1 0 4
議案に対する討論	1 0 4
決議に基づく提出資料の説明	1 0 4
陳 情 審 査	1 0 4
議案外所管事項に対する質問	1 0 4

分科会長報告及び委員長報告に関する委員間協議	1 2 1
------------------------------	-------

審査結果報告書	1 2 2
---------------	-------

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料 (土木部)
- ・委員会関係議案説明資料 (土木部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加 1 : 土木部)
- ・委員会関係議案説明資料 (環境部)
- ・委員会関係議案説明資料 (県民生活部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加 1 : 県民生活部)
- ・委員会関係議案説明資料 (交通局)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年 9 月 9 日

自 午前 11 時 00 分
至 午前 11 時 16 分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長	坂本 浩 君
副委員長	石本 政弘 君
委員	中山 功 君
〃	坂本 智徳 君
〃	外間 雅広 君
〃	中村 和弥 君
〃	西川 克己 君
〃	山口 初實 君
〃	宅島 寿一 君
〃	饗庭 敦子 君

3、欠席委員の氏名

委員	八江 利春 君
----	---------

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午前 11 時 00 分 開会 —

【坂本(浩)委員長】 ただいまから、環境生活委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中村(和)委員、山口(初)委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたしま

す。

本日の委員会は、令和元年 9 月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11 時 01 分 休憩 —

— 午前 11 時 15 分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の環境生活委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

— 午前 11 時 16 分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月24日

自 午前10時 0分
至 午後 4時13分
於 委員会室 3

都市政策課長	植村 公彦 君
道路建設課長	馬場 一孝 君
道路維持課長	馬場 幸治 君
港湾課長	平岡 昌樹 君
港湾課企画監	松永 裕樹 君
河川課長	浦瀬 俊郎 君
河川課企画監	松本 憲明 君
砂防課長	鈴田 健 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	平松 彰 君
住宅課長	高屋 誠 君
住宅課企画監	小山 俊一 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	坂本 浩 君
副委員長(副会長)	石本 政弘 君
委 員	八江 利春 君
"	中山 功 君
"	坂本 智徳 君
"	外間 雅広 君
"	中村 和弥 君
"	西川 克己 君
"	山口 初實 君
"	宅島 寿一 君
"	饗庭 敦子 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第103号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
（関係分）

第104号議案

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算（第2号）

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長	岩見 洋一 君
土 木 部 技 監	藤田 雅雄 君
土 木 部 次 長	天野 俊男 君
土木部参事監 （まちづくり推進担当）	村上 真祥 君
監 理 課 長	井上 和広 君
建設企画課長	川添 正寿 君
建設企画課企画監	松園 義治 君
新幹線事業対策室長 （参事監）	大塚 正道 君

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

（1）議 案

第107号議案

長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例

第108号議案

長崎県特別会計条例の一部を改正する条例

第109号議案

長崎県建築基準条例の一部を改正する条例

第110号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する
条例

第111号議案

長崎県交通事業の企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例

（２）請 願

な し

（３）陳 情

- ・要望書（平戸市が進める「未来を担う人材創出事業（高校魅力化プロジェクト）」に対する協力依頼～外）
- ・令和2年度 離島振興の促進に関する要望等の実現について
- ・諫早市政策要望（諫早駅周辺整備事業への協力と支援について 外）
- ・要望書（航空路線の安全確保について 外）
- ・要望書（沿岸漁業の振興及び漁業者のための施設整備・環境整備について）
- ・陳情書（一般国道324号（仮称）茂木バイパスの早期事業着手及び主要地方道野母崎宿線（長崎市千々～飯香浦）の整備促進）
- ・要望書（幹線道路網の整備促進について 外）
- ・令和元年度長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書 令和元年度（長崎空港の運営民営化及び24時間化の実現について 外）
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの早期着手について 外）
- ・要望書 令和元年度（一般国道499号の整備促進について）
- ・要望書 令和元年度（長崎外環状線の早期完成について）
- ・要望書 令和元年度（一般国道202号の整備推進ならびに（仮称）福田バイパスの早期事業化について）
- ・要望書（一般国道34号の整備促進について）

- ・要望書（有明海沿岸道路西部地区の新たな広域道路交通計画での位置付けについて）
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」の建設促進について）
- ・要望書（地域高規格道路「長崎南北幹線道路」の早期事業化について）
- ・要望書 令和元年度（長崎駅周辺で計画されている各種事業の促進及び交流拠点施設利用者の利便性向上について 外）
- ・一般県道俵ヶ浦日野線に係るバイパス道路整備を求める要望書
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・要望書（福江港に於ける安全・安心な漁業活動の支援について）
- ・陳情書（「石木ダム建設反対地権者の土地、建物等の強制収用をしない様に、お願いすると共に、その代替え案として、佐世保市南部水系下ノ原ダムのかさ上げ」を陳情します。）

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【坂本(浩)委員長】 おはようございます。

ただいまから環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第107号議案「長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例」ほか4件であります。そのほか陳情22件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第103号議案「令和元年度長崎県一般会

計補正予算（第2号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしています審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

【坂本(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】 議案の説明に入ります前に、9月22日の台風17号により、対馬を中心に多数の被害が出ました。冠水、土砂流出による通行止め、河川の水位も上がり、床上、床下浸水もありました。県としましては、市、それから災害協定を結んでおります地元業者と協力、連携し、応急復旧に努めているところでございます。

被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第104号議案「令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」であります。

第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補

正予算（第2号）」のうち、土木部関係の歳出予算及び債務負担行為は、記載のとおりであります。

第104号議案「令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂本(浩)分科会長】 次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【平岡港湾課長】 港湾施設整備特別会計補正予算について、補足して説明いたします。

課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

本補正予算は、川棚港におきまして、県が造成しました埋立地を川棚町へ売却する予定としており、そのために必要となる境界復元測量等の費用を計上するものでございます。

課長補足説明資料の次のページ、2ページ目の平面図をご覧ください。

売却予定地は、中央の着色した部分で、川棚港の都市再開発事業で造成した埋立地でございます。面積は2万1,266平方メートル、川棚町の要請に基づきまして県が造成したもので、川棚町が県から購入することとなっております。

今後、9月議会後に土地売却金額を確定し、11月頃に土地売買契約の仮契約の締結を行い、その売買契約の議案について12月に県議会で審議していただきたいと考えております。

県議会で議決いただいた後、川棚町との土地売買の本契約を締結する予定になっております。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

【坂本(浩)分科会長】 以上で説明が終わりまし

たので、これより予算に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)分科会長】 ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第104号議案については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂本(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】 土木部関係の議案について、ご説明いたします。

「環境生活委員会関係議案説明資料 土木部」をお開きください。また、これに加え追加1及び追加2をお配りしておりますので、そちらもあわせてご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第109号議案「長崎県建築基準条例の一部を改正する条例」、第110号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」で、その内容は記載のとおりであります。

なお、どちらの議案も補足説明資料を配付させていただきますいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

今回、ご説明いたしますのは、和解及び損害賠償の額の決定について、公共用地の取得状況についてで、その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご説明いたしますのは、大雨等による被害について。これについては追加1の部分でございます。石木ダムの推進について。これについては追加2で修正がございます。幹線道路の整備について。長崎南北幹線道路（浦上川線の北伸について）。九州新幹線西九州ルート of 建設推進について。長崎市中心部の交通結節の検討について。次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてで、その内容は、記載のとおりであります。

なお、長崎市中心部の交通結節の検討については、補足説明資料を配付させていただきますおります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【坂本(浩)委員長】 次に、建築課長より補足説明を求めます。

【三原建築課長】 今回、改正を提案しております条例案について、補足してご説明いたします。

「環境生活委員会課長補足説明資料」の1ページをご覧ください。

第109号議案「長崎県建築基準条例の一部を改正する条例について」ですが、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整

備等に関する政令が、令和元年6月25日に施行され、防火区画について規定する政令第112条に新たな条項が追加されたことにより、条項ずれが生じました。これに伴い、県条例第18条、第19条においても、政令の条項ずれに対応するための改正及びその他所要の改正を行うものです。

なお、改正内容につきましては、「3. 改正内容」に記載のとおりであります。

また、条例の内容に変更はございません。

次に、資料の2ページをご覧ください。

第110号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部を改正する法律の改正に伴い、複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に関する手続が追加されるため、本認定申請手数料を新設するものです。

従来は、資料の3ページの上段図にありますとおり、一の建築物ごとに省エネ設備等を設け、個別に認定申請が必要でした。法改正により、中段図にありますように、認定申請する建築物以外の建築物のエネルギー消費性能向上にも資するため、申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置した際は、連携した計画で複数棟の認定申請を一括して行うことができるようになりました。

手数料額の設定につきましては、認定申請に係る全ての建築物が、それぞれ誘導基準に適合するものであるかの審査が必要であるため、従来の単体の建築物に係る認定申請の審査と同等であることから、当該計画に係る一の建築物ごとに算出した手数料額の合算としております。

以上で補足説明を終わります。委員各位のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

【坂本(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第109号議案及び第110号議案については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、都市政策課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【植村都市政策課長】 長崎市中心部の交通結節につきまして、去る8月20日に検討会議を立ち上げ、対応策の検討に着手いたしましたので、補足して説明いたします。

課長補足説明資料の4ページをお開きください。

当会議の設立趣旨でございますが、現在、長崎市中心部では、様々な都市開発事業が目白押しの状況でございます。100年に1度と言われるほどの大きな変革期を迎えております。特に、長崎駅部におきましては、令和4年度の新幹線

開業に向け、新しい駅舎や駅前広場などの整備が進められておりまして、鉄道と二次交通との乗継ぎの利便性を確保するため、これまで様々な検討を行ってまいりましたが、駅前を通る国道の交通量が非常に多いことなどから、路面電車も路線バスも駅近くへ引き込むことができず、駅舎と電停・バス停との距離が今より長くなるなど、課題が残っております。

また、世界遺産の登録や松が枝埠頭の2バス化に向けた調査費の計上などによりまして、訪日観光客が今後ますます増えることが想定されており、これらの人たちに港から市内・県内各地へ円滑に周遊してもらうための交通施策の必要性が叫ばれております。

今後、長崎の長期的な発展のためには、駅や港などの拠点において、利便性の高い交通結節機能を確立することが重要でありますことから、「長崎市中心部の交通結節等検討会議」を設立しまして、対策の検討を行うものでございます。

検討会議は、学識経験者、交通事業者、経済団体と、国・県・市の行政で構成し、平田副知事が座長を務めます。

また、下部組織として、行政と交通事業者による幹事会を設け、検討会議での議論を受け、より詳細な検討を行ってまいります。

第1回の検討会議では、事務局から、現状や課題、対応策に関するアイデアなどを説明いたしましたところ、委員から、「各地の先進事例を参考にして駅前の交通量を低減すれば交通結節の強化が実現できるのではないか」、「新幹線開業までは西側の駅前広場を利用した交通動線を確保することも重要である」、「これから交流人口をいかに増やすかが重要であり、その見込みを想定することが必要である」など、様々なご意見をいただきました。

今後は、これらのご意見を踏まえ、幹事会において基本的な方向性や対応策の内容を検討し、その結果を、11月頃に開催いたします第2回検討会議に諮る予定でございます。

さらに、その後、幹事会での検討を深め、シンポジウムなどで広く県民・市民の皆様のご意見もお聞きしたうえで、年明けの第3回検討会議において、対策の方向性を示す基本計画案を取りまとめたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【坂本(浩)委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【井上監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料について、ご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和元年6月から令和元年8月までに実施したものでございます。

初めに、資料の1ページをお開きください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関係の委託、建設工事、そのほかの3つに区分し、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付しております。

2ページから149ページまでが建設工事関係

の委託、150ページから397ページまでが建設工事、398ページから408ページまでがそのほかとなっております。

次に、資料の409ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様な要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、520ページから最終ページまで附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂本(浩)委員長】 以上で説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますのでご覧ください。

審査対象の陳情番号は、19から24、26から33、35から38、40、44、45、51が土木部関係になりますので、よろしくお願いいたします。

陳情書について、ご質問はございませんでしょうか。

【中山委員】 4点について質問しますが、まず、30番、「一般国道499号の整備促進について」ということで、「一般国道499号道路整備促進協議会」の会長の田上市長を初め、要望されております。499号はかなり進んできたし、野母崎までの利便性が格段に向上した、その努力については評価したいなと思いますが、まだあと2カ所、栄上工区と岳路工区が、用地の関係だろと思いますが、なかなかそこがうまくいかずに完成に届いていないわけでございます。

そこで、この完成時期も何回か変更したようではありますが、現時点での2つの工区の完成時期についてお尋ねしたいと思います。

【馬場道路建設課長】 委員のご質問につきまし

ては、一般国道499号の整備促進についてということで2つの工区があるということでございます。一つにつきましては、栄上工区としまして平成20年から1.3キロの区間を実施しているところでございます。工期につきましては、用地交渉を鋭意進めているところでございまして、これまでに570メートルを供用し、今年度は三和中央病院前の220メートル区間を供用開始する見込みでございます。

完成時期のお尋ねでございますけれども、この用地をしっかりと進めていくということが重要かと考えておりますけれども、現在におきましては、令和5年度の完成を目指して整備を進めているところでございます。

また、岳路工区につきましては、2.1キロ区間につきまして、平成22年度から事業を開始しているところでございます。ここにつきましても用地に難航箇所がございまして、現在、最終的な交渉等も進めているところでございます。用地が完了したところを速やかに完成したいと思っているところでございまして、今年度は暫定供用という形で390メートル区間を完成させたいと思っております。

完成時期につきましては、用地の難航箇所の解決を図ることが第一かと思っておりますけれども、補助事業を延々とやっていくこともできませんので、令和3年度でまとめたいと思っております。

【中山委員】 ご存じだと思いますけれども、野母崎地区に恐竜博物館が令和3年に完成し、来館予想が約12～13万人ということでありまして、岳路工区については令和3年ということでありまして若干遅れるかもしれませんが、ぜひ令和3年に恐竜博物館が開館しますので、これまでもう一回、計画を見直しながら、用地が難しい部分はわかりますので、ぜひもうひと

きばりしていただいてやってほしいと思います。

このことが野母崎の大きな振興につながってくるんですよ。恐竜博物館ができて十何万人の人が来て、「えらい遠いところだな」という印象を持たれると、次から来ませんからね。これは非常に大事なことでありますので、難しいと思いますが、もうひときばりやっていただくことを要望しておきたいと思います。

それと、31番の長崎外環状線の早期完成については、後ほど、議案外で質問したいと思います。

それと、32番の一般国道202号の整備促進について、交通安全施設等整備事業を福田工区でやっておりますが、ここは歩道が狭隘で小学生の事故がいつあってもおかしくないような状況で大変心配しているわけですので、用地がまだ解決しない部分がありますけど、この完成時期をお伺いいたします。

もう一つ、(仮称)福田バイパスの早期事業化について要望されております。これは先般、土木部長から交通量調査をやるという話がございましたので、その中身を、どういうことやるのか。

その2点についてお尋ねしたいと思います。

【馬場道路維持課長】福田地区の交通安全事業でございますけれども、用地につきましては、90%を取得済みでございますけれども、その残りが時間を要しているところでございます。できるだけ早く完成したいと思っておりますが、その用地の取得を一生懸命頑張ったいと思っています。今、完成時期は、交渉相手方がいらっしゃいますので、その辺のめどが立ちましたらお示しできると思っております。

【馬場道路建設課長】福田バイパス構想について、交通量調査を行うこととしているということで、前回、お答えしている部分がござい

けれども、現在、まだ調査の整理ができておりませんで、目標としましては、そこを通過する交通、あるいは地域内で発生する交通量がわかるような調査を実施したいと考えているところでございます。

【中山委員】交通安全の福田地区については、用地の90%を取得しているのので、あとは漁協等ですからね、ぜひ積極的に取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思います。

それと、(仮称)福田バイパスの早期事業化の調査については、事業化につながっていくような調査でなければならないと思っているわけでございます。特に、地元の人が危惧しているのは、産業道路化しているということで、十トントラック等が非常に多くなったという経過がありますので、その辺の車種を、十トントラック以上の車がどの程度通っているのか、このことを含めて十分な調査をしていただくことを要望しておきたいと思います。

それと、国道34号線の整備促進についてでございますが、これは5項目ありますが、その中の一つ、新大工、馬町交差点改良事業の早期完成ということで、馬町交差点改良とバリアフリー化についてどういう状況なのか、お尋ねしたいと思います。

【馬場道路維持課長】新大工、馬町交差点でございますけれども、新大工交差点につきましては、国の方でやられております。県道の馬町交差点につきましては、今、バスで渋滞している状況がございしますので、そこら辺を含めて検討をしているところでございます。

【中山委員】検討をすることはいいんですが、これは相当時間がたってますよね。早期完成に向けて、いろいろ問題があるようですけれども、ぜひ努力していただくことを、田上市長初め、皆さんにかわって私の方からお願いしておきま

す。よろしくお願いします。

【坂本(浩)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【西川委員】 19番について、土木部に対する3つの要望がっております。

まず、項目5の国道383の右折・左折レーンの整備についてですが、最近、交通量がものすごく増え、平戸市の活性化及び世界遺産認定後の観光客の入り込みなどによりまして交通量が増えて、そして、朝晩の通勤時、平戸からも平戸大橋を渡って松浦・伊万里方面に、そして、佐世保方面へ仕事に行く方、またはその他の通勤・通学の方も多く、また、反対に平戸への入り込みもありますし、土日・祝日は観光客関係の出入りも相当多くなっております。

そのような中で、この国道383号の平戸大橋から岩の上大橋間における右折・左折レーンの整備について、これがもう渋滞、渋滞で、まるで時津から長崎まで来るような渋滞の状態が発生しております。

そのような中で、今年度は平戸署が交通量の調査を実施するとなっておりますが、できるだけ早い対応をお願いしたいと思います。

それと、離島であります的山大島の一般県道大根坂的山線が、今年度、前平地区の完成を予定しております。

そのような中で今一番言われているのがフェリー発着の港から数キロ行ったところですが、フェリーの発着前後に大型トラックなどの出入りが多く、特に、大島は農業、特に牛、ばれいしょ、葉たばこなどの生産が多く、その搬出、さらには、いろいろな工事のための車両、そして、ガス、石油類などの搬入などの車両も多く、大変危ないところがあります。朝夕の通学の小中学生が危ないということもありますが、車両が離合できないということで相当危険な目にも遭っております。そういうことで来年度、でき

るだけ対応していただくように思っております。

それから、国道204号の平戸大橋田平支所から松浦市方面に行くところの椿崎という交差点があります。ここが国道204号に対して丁型に市道が、本当は十字型になっておりますが、踏切があります。ここで年間、こざこざの交通事故も発生しておるようですし、平成27年度は7件、平成28年度は6件、平成29年度は5件、平成30年度は2件と、この要望書にも書いておりますが、踏切ですので、最近、電車と車両の事故など、または人の事故などがテレビなどでもよく報道されております。そういうことで早急な対応をしていただきたいと思いますと思いますが、土木部のお考えのようにMRとの交渉など、また、鉄道に関することで予算が相当かかるかもわかりませんが、人命を救うため、事故をなくすためにも、早急な対応をしていただきたいと思います。この件について県の対応、状況の説明は一応納得はいたしますが、どのように考えておられるのか、詳しい説明ができればお願いしたいと思います。

【馬場道路維持課長】 まず、383号の平戸大橋から岩の上大橋間における右・左折レーンの整備についての質問ですが、これにつきましては委員ご指摘のとおり、平戸方面からの渋滞と、逆に平戸市街地方面への交通量が多いということを確認しております。

先ほど言いました沿道開発などによる交通の変化などを見て警察と一緒に調査をして検討していきたいと思っております。ですから、その辺を警察とまた協力しながら調査をしていきたいと思っております。

引き続きまして、国道204号田平町の椿崎交差点につきましては、まず、委員ご指摘のように、沿線には松浦鉄道とか消防署等がございま

す。そういった抜本的改良につきましては、事業費がかなりかかることが予想されておりますので、まずは本線を減速するような路面表示をやろうと考えておるところでございます。あとにつきましては、また様子を見ながらと思っ

【馬場道路建設課長】一般県道大根坂的山線の拡幅改良事業についてのお尋ねでございました。

当路線につきましては、現在、県の単独事業で前平工区ということで280メートル区間を整備しているところでございます、ご指摘のとおり、今年度、完了する予定にしているところでございます。

当路線につきましては、全体延長8.6キロございまして、改良率としましては36%ということで未改良区間が多く点在をしているところでございます。こういった箇所につきましては、今後、どこを、どういう形で整備していくのかといったことを地元市とよく協議しまして今後とも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員長】 ほか、ございませんか。

【饗庭委員】 29号の西彼杵道路のことでお尋ねしたいと思います。

今、未着手のところの西彼町大串から時津町日並郷の区間ですけれども、この着手の見込みというか、可能性と、予定されているのであれば、その辺を教えてください。

【馬場道路建設課長】西彼杵道路につきましては、計画路線としまして全体が50キロございます。現在の状況としましては28%ぐらいの供用率ということで、現在、時津工区としまして、時津町の3.4キロ区間を整備しているところでございます。令和4年度の完成に向けて整備を実施しているところでございます。

お尋ねの大串から時津までの区間をどうするのかというお話でございますけれども、令和4年に現在やっているところの事業が終わりますれば、また次の区間ということで速やかに工事を進めていくために、今年度、大まかなルートであるとかインターチェンジをどこにするのか、あるいはどの区間を優先的にやっていくかといったところの検討を今年度進めたいと思っ

【饗庭委員】なかなか着手の見込みがわからないということでございますけれども、今の分が令和4年度に完成するということですが、皆さんもご存じのとおり、渋滞がかなりすごく、昨日も、台風の影響もあったのか、ものすごい渋滞でした。令和4年後に着手したとしても、何年後に完成するのか。この要望書にもありますとおり、そこに経済効果があるのではないかというふうに言われておりますので、そのあたりを教えてください。

【馬場道路建設課長】現在進めている時津工区は令和4年度に完成するということで、交通量が現在の国道から転換をしままいります。そういった中で交通の流れが変わった時の交差点につきましては、現在、あわせて改良を行っているところでございます。令和4年度までには交差点の改良も同時に行いたいと思っ

現在、他の区間につきましては、いつという完成時期を明示するのは、なかなか難しゅうございますけれども、国の予算等をしっかり確保しながら、地域の皆さんの意見を聞きながら積極的に取り組んでまいりたいと思っ

【八江委員】 21番の諫早市の要望等についてのことをお願いしたいと思います。

「諫早駅周辺整備事業への協力と支援について」ということで、たくさん項目がある中で特に諫早駅周辺、新幹線を建設して平成34年に開業するわけですけど、駅部は立派なものが、200億円近くをかけてホテルを初め、ターミナル等をつくっていきますけど、道路に関することとか、あるいは駅前周辺の建築にかかわる市街地再開発事業等についてのことが多く出てきているわけですけど、こういったことに対する積極的な県の支援が、また、協力がなければうまく稼働しないと思っております。

特に、長崎は100年に1度ということですけど、諫早は表現としては50年に1度というようなことであります。ただ、駅はできた、バスターミナルはできた。ところが、道路その他は全く同じでは、果たして、それが駅前周辺の整備ができてうまく稼働するかどうかということを考えれば、もう少し道路並びに関係する建築物の再編事業、例えば、県央振興局等の移転問題も含めてここには出ておりますけれども、そういったものをもう少し土木サイドで地域のまちづくりに対する支援、あるいは協力が、要望があるとおりですけど、それをしていただければ何ら問題はないですけど、これはむしろ県がまちづくりをする中で、長崎、諫早、大村、佐世保、島原、それぞれ県が所管する考えの中でやっていかなきゃならないと思います。

その点について、まちづくりを進めていく中で県がどのようなことを進めていけばいいかということを考えるわけですけど、その点を総括して土木部長、各地域の開発についての考え方は、それぞれの市町がするからということじゃなくて、県が主体的にやっていかなきゃならないものが地域にはたくさんある。その中で特に県都である長崎、佐世保、あるいは諫早等の開

発についての考え方をいま一度確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【岩見土木部長】 諫早駅につきましては、新幹線の駅に向けて、今、周辺のまちづくりが進められているところでありまして、県としましては諫早市の再開発事業を支援するという立場でございます。ですから、市、それから、先ほど将来の振興局の話も出しましたが、関係部局とも連携しまして、このまちづくりについては土木部も積極的にかかわっていきたいと考えております。

【八江委員】 新幹線が来るということの中で、島原半島、例えば15万人の皆さん方と共有した形で諫早駅の設置ということにもなると思います。また、諫早湾干拓事業がもう最終を迎えているような状況にもありますけど、ここの活用の問題。それからもう一つ、ここの中にもありますように、本明川ダムの建設等も間もなく着工の運びとなってくる。

そういうことを考えていけば、もう少し県が県央の地域づくりには大きく関与すべきじゃないかなと、そのような思いであります。ただ要望されたことをするんじゃなくて、県が、こうすればいいということが具体的にあっていいんじゃないかなと思いますけれども、やっていただくことは間違いないと思いますけど、もう少し前向きな活動といいますか、取組についての答弁をいま一度いただきたいんですけど、いかがですか。

【岩見土木部長】 まちづくりの主体というのは、やはり市町になります。ただし、県もそれに合わせて関係する事業等を進めていくという立場、それから、まちづくりにつきましても地元の意見をよく聞きながら、先ほど島原半島の話もございましたけれども、広域的な調整をするとい

う立場もございますので、県は県としての立場から、また、市町がまちづくりと言いつつも、県全体は県が地域振興を図っていくという重要な役割を担っていると思っておりますので、ここは密に連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

【八江委員】鉄道も長崎本線、これは新幹線が入れば並行在来線の問題もなりますけど、大村線、島原線等もですし、十字に重なっている鉄道の結節点にもなりますし、道路はもちろん、ちょうど中心ですから、34号、57号、あるいは207号、251号という国道も非常に近接しています。

そういう地域でありますから抜本的な改革といたしますか、改変を進めていかなければスムーズな交通体系ができないんじゃないかなという思いもありますから、その点は県が、こうあるべきだということも市にも提言しながら一緒にやっていただきたいなという思いでありますので、その点をひとつよろしくお願い申し上げます。

個々については、また後で議案外で質問させていただきます。

【山口(初)委員】今、八江委員の諫早市政の施策要望にかかわる関係で、6月定例会でも質問申し上げまして一定のご答弁をいただきまして、鋭意努力していただいているところです。特に、国道207号線につきましては、諫早市と長与町にまたがる関係が6キロ残っております。そういう面では県としても、振興局の方も、長崎と県央にまたがっているんじゃないかと思えます。特に、県にしっかり指導いただいて、まずは予算確保からですが、佐瀬工区が2年間、来年、でき上がるだろうとは思っておるんですが、その後の予算に向けてご努力いた

かないといけないと思っておりますが、その辺の見通しについてお考えをお聞きしたいと思えます。

【馬場道路建設課長】国道207号の佐瀬工区についての道路整備についてのお尋ねでございます。

現在、佐瀬工区としまして2.5キロの区間について整備を実施しているところでございます。本年度の予算も3億円を超える予算をいただいておりますので、早期完成に向けてしっかり整備を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、未着手区間の6キロについてでございますけれども、現在進めている区間よりも交通量がかなり少なくなるということでございまして、国の補助事業を活用できるかどうか、また、活用できない場合にはどうするかといったところを含めて今後の対応について検討していきたいと思っておりますのでございます。

前回もそういうお答えをしたところでございますが、国の予算につきましては、来年度の予算につきましては、よくわかりませんが、概算要望としましては、国の方もしっかり今年度以上の予算を要求していただいていると思います。ただ、最終的にどういった内示を得られるかにつきまして、国の方に我々も道路予算の確保といたしたところをしっかりと要求してまいりたいと思っておりますのでございます。

【山口(初)委員】ありがとうございます。ということで現場といたしますか、現地の長与と諫早の方で整備促進協議会をつくりまして、市、県にしっかりお願いをしていこうという体制も整えておりますので、これはでき上がるまで地元は頑張ろうということでありますので、よろしくをお願いをいたしておきます。

【外間委員】陳情番号40番「一般県道俵ヶ浦

日野線に係るバイパス道路整備を求める要望書」については、前回の6月定例会の当委員会で陳情が出てまいりまして、当時も陳情に対してご要望をさせていただいたところでありますが、今回はさらに、どなたが見てもわかるように印字を大きくして、1文字1文字、これ以上ないというくらい大きな文字でご要望をしている佐世保市の意気込みをお酌み取りいただきたいと存じます。

ちょうど6月定例会終了後、坂本(浩)委員長のほかから佐世保市へ委員会の視察に行った際に、「森きらら」、旧石岳動植物園に行動展示と称してツシマヤマネコの繁殖所、あるいは行動展示のペンギン等、大変活気のある動植物園「森きらら」をご覧いただきましたが、あそこに行くまでに大型バスがいかに離合できないかということ、ちょうどたまたま観光バスが離合する状況の中で、離合の限界を皆さんと一緒に確認をしていただいた俵ヶ浦日野線であります。この道路はやっぱり限界があるということで、地元の協議会からも、防衛道路でもあり、ぜひとも新しいバイパスを整備してもらいたいということで、今回、明確にバイパス道路の建設ということでうたわせていただいております。

佐世保市は、ご承知のとおり、今、ハウステンボスを拠点にI Rの実現に向けて道路のインフラ整備を盛んに県のご協力をいただいて、特に国道202号線の浦頭に向けた道路については、令和2年4月に供用開始という目標で大変な急ピッチで進められており、浦頭の拠点港として、もう一つの大型クルーズ船が、それも16万トン級の大きな船も停泊できるくらいの港ができ上がり、そこから4,000人、5,000人のお客様がバスに乗り込んで、あそこの道路をどんどん、どんどん上がってくるとなると大変なことになる

ということで急ピッチに進められているのは事実であり、大変ありがたく思っております。

その一方で、佐世保市の駅浦にある三浦岸壁にもクルーズ船が停泊できる大きな停泊地があり、長崎港に匹敵するクルーズ船が年間目標300隻ということで、長崎と佐世保でクルーズ船が観光振興の大きな起爆剤として今でき上がりつつある中、向こう側に渡る、皆さん方に行っていたいただいた俵ヶ浦日野線が、そこには今申し上げた「森きらら」の移設、あるいは過去、「海のダイヤモンド計画」で相当投資をして、コスモスの栽培で大変きれいな、美しい景観を有する俵ヶ浦半島の観光客誘客のためにも、この道路がどうしても欠かせなくなってきました。

そのようなことでご説明をさせていただいたのは、単に俵ヶ浦日野線のみならず、全体を通した佐世保の道路整備には、I Rの実現、大型船の対応にどうしても欠かすことのできない、この俵ヶ浦半島の道路整備のために地域の自治会が要望に上げられましたバイパス道路の建設について、特段のご高配を賜らんことを知事、議長にも要望したところでございます。

当所管において、この実現に向けて、その期待と意気込みを部長、担当課長にお聞かせいただければありがたいと思いますし、具体的にどのような方法で前に進めていかれるおつもりかお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【馬場道路建設課長】一般県道俵ヶ浦日野線のバイパス整備についてのお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、先般、佐世保市を初め、地域の皆様方からご要望を承ったところでございます。

そういう観点から、佐世保市において、大型

クルーズ船の寄港等が増加傾向にあるといったこと、あるいは俵ヶ浦半島に観光公園等の施設整備といったことも計画されているということで、さらに大型バス等の交通が増えるというようなことが見込まれているところでございまして、当路線の重要性といったことにつきましては認識しているところでございます。

そういった中におきまして、佐世保市とともに現地調査等もしているところでございまして、どういった手法がよろしいのか、バイパス整備も含めまして検討をさせていただきたいと思っているところでございます。

【岩見土木部長】この俵ヶ浦半島の道路につきましては、今年、急遽、要望をいただいたところでございます。先ほど委員からもお話がございましたとおり、浦頭埠頭にクルーズ船の観光客が今後入ってくることが見込まれます。そうした時に佐世保市は俵ヶ浦半島を観光地と呼び込みたいと。それから、県のつくも苑の跡地につきましても観光施設として整備をしたいと。そこで多くの方々が楽しんでいただけるような、そういう構想があるとお聞きしております。

そういうことからしましても、これは非常に重要であり、早く整備しなければならない道路だと認識しております。

ただ、バイパスは時間も非常にかかるものでございますが、まずは県としましては、要望を受けまして、県庁内で意思決定の手続きが必要でございまして、その意思決定の手続きを経て具体的な検討に着手できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、佐世保市からは、防衛局の予算を使えないかというお話も実はいただいておりますが、これにつきましては、佐世保市の方の基地の移

設だとか返還だとか、そういった動き等もあわせて考えていかないといけない問題でございますので、ここにつきましては佐世保市も一緒になっているいろいろ動いていただかないと、なかなか進まないかなと考えているところでございます。

いずれにしましても、どういった手法があるかも含めて今後検討していけるようにしたいと考えているところでございます。

【外間委員】 どうもありがとうございました。部長答弁の最後にありましたとおり、確かに、佐世保市が防衛予算としてさまざまな公共事業に着手したという経験もございますし、県としては、こういった予算の取り立てについては恐らく経験がないということで、改めて県と連携してやっていただくということの部長の答弁を了としたいと存じます。

おっしゃるとおり、相浦、あるいは赤崎の貯油所、こういった米軍施設があることから、有事の際の避難道路としての機能も強く求められているところでありますので、どうか佐世保市と連携して具体的に意思決定が明確になるような、そのような要望であることをぜひともお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

【坂本(浩)委員長】 しばらく休憩します。

— 午前11時 0分 休憩 —

— 午前11時 0分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ほかにないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

【西川委員】農林部もあるんですが、落札されなかったり、応札されなかったりという話をよく聞きます。それとか辞退が多いとかですね。

そういう中で243ページの207号の道路改良工事を例に挙げて言いますが、辞退が2者、また、失格とかがありますが、業者からの声として、単価が安いとか、県が厳し過ぎるとか、そういう不満を正直聞きます。

そのような中で、悪く言えば癒着、余りなれなれしくしたらだめと思いますが、業者と県とのいろいろな情報交換とか打ち合わせとか、そういうことは年度初めとか、または途中でとか、いい意味での会議、会合など、辞退とか失格とか応札なしとかにあわせて状況を教えていただければと思います。

【馬場道路建設課長】初めに、243ページに関連してということでお尋ねがありましたので、私の方からその入札の状況について少し説明した後で建設企画課長にお願いしたいと思います。

243ページ、一般国道207号道路改良工事におきまして、結果の欄に、落札であるとか、辞退であるとか、失格であるとか表示されております。この辞退につきましては、業者にも問い合わせを行っておりまして、手持ち工事が多かったというふうなことを、この辞退のそれぞれの業者からお聞きしております。また、最近は電子入札で行うことになっておりまして、ＩＣカードを所有していなければいけないんですけれども、たまたまそれが期限切れであったといった理由によりまして辞退という形になっており

ます。残りの業者については、しっかりとりたいという意向で入札に臨んでいるものと考えておりまして、入札そのものは問題ないと考えているところでございます。

そういった業者との意見交換をどうしているかというふうなお話でございますけれども、これは本庁ベースでは、建設業界各支部の方々との意見交換も実施しているところでございます。各地方機関におきましては、地方機関内の建設業の皆様と年度当初にいろんな意見交換をしているところでございますし、また、年度途中でもそういった問題が起きれば随時実施しております。

【川添建設企画課長】今の道路建設課長の答弁に加えて補足して説明させていただきます。

2点あったかと思います。1点は不調不落という問題、もう一つは意見交換という問題。不調不落に対しては、今年度の状況を申しますと、平成30年度ですが、1,300件くらいあって、そのうち5%が不調・不落という状況がございます。例年に比べると若干高いような状況が生じている状況でございます。

そうした中で、先ほど道路建設課長が申しましたように、聞きますと、技術者の配置が困難ということが半分ぐらいを占めており、加えて金額が合わないというご指摘があった点もございます。

2番目の金額が合わないということですが、先ほど言ったように、本庁サイドでは大体5月から6月に各支部に出向いて意見交換をして、その辺の状況を把握していますし、出先の方でも、もう少し地元に根づいたような方法で意見交換をしている状況です。

単価等が合わないというのは、ずっといろいろな問題に上がっている中で、県としては、例え

ば、資材の単価等は調査頻度を増すとか、そういうことをしながらやってはきていますが、やはり細かい歩掛かりとかそういうことになると若干合わないところがあるかと思います。そういうところが不調不落という状況が出てきている。そういう場合は、再度、業者から見積もりをもう一回とって、それで設計書を組み直すとか、そういう対策を講じながら、不調不落を1回やっても、次はするというような状況を見出しながら、県としては必要な工事はきちんと行っているというような状況です。

【西川委員】一般競争入札と指名競争入札では、また幾らか違うと思うんですけど、失格とか辞退とかが目立つと、ほかの部局でもあるんですが、何かおかしく思うんですよね。

今年度もまた台風や水害などが発生しました。そういう中で資材の高騰、また、人力、マンパワーの不足などがあるかと思います。そういう中で業界の実態を把握しながら、また、ひと頃は企業を大型化して競争力のある会社に育てたいというような土木部の、県の考え方もあったようですが、小さい自然災害などには、やはり地元の業者が素早く対応していますし、契約もしてくれていると思います。

そのような中で、今問題なのは、人不足とか、先ほど言われましたように、資格を持った方が自分の会社にはいないとか少ないとか、その原因は県の規格が余りにも厳し過ぎたところもあったんじゃないかと思います。そういう意味で県内業者を育成するための方策なども考えていただきながら、いい方向にもって行っていただければと思います。よろしく願いいたします。

【川添建設企画課長】今、委員から業界に対して少し厳しいのじゃないかというような指摘がございました。昔は、確かに、受注者と発注者

というような関係で、そういったドライな関係もあったかと思うんですけども、今は、先ほど委員が言われましたように、今回の災害等を踏まえると、どうしても地域の企業というのは必要だという中で、災害でも必要だし、地域経済の活性化、あるいは雇用という問題からも、建設業の一定の役割というのは、我々も非常に感じているところがございます。

そうした中で、先ほど委員が言われたとおり、我々は技能者とか技術者の育成とか、そういうことにも昔よりも踏み込みますし、建設業のPRも業界と一緒にやっているという中で、徐々に、手前みそですけども、我々の方からもそこら辺は歩み寄りながら、何とか建設業の健全な発展というものを願いながらアクションを起こしているというような状況でございます。

今後とも、まだまだ物足りないところがあるかと思いますが、そういう面に関して、業界等の意見、あるいはこういった議会の場でいろいろお話を聞きながら、我々ができるところはきちんとやっていきたいと思っております。

【坂本(浩)委員長】 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ほかにはないので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんでしょうか。

【中村委員】今回、自然災害が日本各地で起きているわけございまして、つい先日も千葉県で大きな災害が起きました。台風により災害が発生し、今でもなかなか復旧ができない状況にあります。

実際、私どもの長崎県も、一昨日、台風に襲われていろんな災害が発生したということは、先ほど、部長から報告があったんですけども、そういう中で千葉県で大停電になって、これが

なかなか復旧しなかったという問題もあり、そしてまた、我が長崎県においても、昨日も諫早市では約1日半にわたって停電をした地区がありました。

そういったことを考えた時に、現在、千葉県、東京都もいろいろ検討しているようで、電線の地中化については、将来的に台風の大型化を考えればやらざるを得ないような対策ではなかろうかと思うわけです。今回、長崎県の対馬でも、壱岐でも、あちこちで停電があったと思うんですけれども、その地中化については、今、私どもの諫早市でも、要望書にも上がっておりましてけれども、一部分については、やっているところもあるんです。しかし、それはほとんど都市部なんですね。逆に言えば、都市部というのは復旧するのに時間がかからない点があって、都市部をやるよりも、長崎県は特に海岸線が多いわけですから、海岸線、そして風が強く当たるところ、これはぜひ地中化を進めていただきたいと私は思います。ただし、この電線の地中化については、相当の予算がかかると思うんです。おまけに期間もかかると思うんです。しかし、将来的なことを考えれば、これは各市と協議しながら進めなければならない事業だと思うんですけれども、この辺についてご回答いただければと思います。

【馬場道路維持課長】電線地中化の件でございますけれども、現在、県内で7カ所、事業を実施しているところでございます。対馬でも1カ所、やっておるところでございます。そういった事業を実施している箇所につきましては、委員ご指摘のとおり、市街地の幹線道路を中心に緊急輸送道路等を観光地等において整備をしているところでございます。

今、お話があった海岸通りとかにつきまして

は、電線を地中化して、民間の人が受電するんですけれども、その需要が少ないと思われます。そのため、今のところは、電線の地中化につきましては、先ほど言ったところを中心にやっているところで、今後、国の方でそういったこともすべきということであれば、そういった補助ができれば活用していきたいと思うんですけれども、現時点では、そういったところにつきまして国の補助は、今、該当しないところでございます。

【中村委員】現状を聞いているわけじゃないんだけれども、言われたように、結局、国の対策が講じられなければ、県、市単独ではなかなかできないわけです。例えば、先ほど言いました千葉県、東京都は、今回大きな被害が出た。ああいうところは台風慣れでない地域ですよ。長崎県は台風が割と多いものですから、電線についても電柱の支えとか、かなり強化してある。だから、今回の台風でもあれぐらいの現状だったと思うんです。30年ぐらい前の台風17号、19号の時は、ほとんどの電柱が倒れました。それによって全部強化していますから、今はこのような状況だと思うんです。

国の対策がなければと言われたけれども、国の対策がないのであれば、県からも主張しないと、できないでしょう。そしたらやっぱり千葉県とか、今回大きな被害を受けたところと一緒に話をしながら、ぜひ国に対して、ものを申すということも非常に大事なんじゃないかと私は思うんですね。そうしなければ、国が単独で考えるわけないと思うんです。

ただ、日本の国も、最近は災害が多いということで政府もいろんなことを検討しているようだから、検討している中で、ぜひそういうことを強く要望していただければなと思うんだけれ

ども、部長、どうですか、このことについて。

【岩見土木部長】電線の地中化は、委員がおっしゃったとおり、今はどちらかという都市部、市街地ですね、そこを中心にやっております。これは一つは景観の話もありますけど、市街地で電線が倒れると大混乱を起こす、被害軽減ということもあろうかと思えます。それ以外の地域はどうなのか。今は補助制度がなかなか適用できないと。

どうするかについてですけれども、電気の供給については、九電の方でも二重化を図ったり、一つのルートは切れても別の方から供給できるようにとか、いろいろ考えられているとは思いますが。ただ、風の影響だとか、ここの箇所は非常に切れやすいとか、危ないとか、そういう危険箇所、ここは強化をしないとイケないと。そういった局所的に守らないとイケないところがあって、そこはやり方として地中化ができないとか、そういった声があるのかどうかも確認しながら、今後、そういった施策が非常に重要であるということになれば、それはきちっと地元からも声を出していく必要があると思っております。まずは実態がどうなのかということも踏まえて、いろいろ情報を収集しながらやっていく必要があろうかと思えます。

いずれにしても、限られた予算でございますので、国に対して働きかけていく中でもきちとした裏づけが必要だと考えております。

【中村委員】今、部長が言われたように、地中化というのは、今の時点では景観上のことが非常に大きいんです。景観をよくするために地中化をやろうと、だから市街地なんですよ。ところが、人里離れたところは、電線が切れて何日間も停電した時には陸の孤島になるんですよ。復旧ができないんですよ。先ほど部長が言われ

たように、市街地はあちこちから電気を流すことができるんです。ところが、周辺部になったら、それができないんですよ。だから、これが一番大事だということを私は力強く言っているわけです。

今回、一昨日の台風で風の影響を受けたところの地点は把握できると思うんだ。長崎県に一番影響がある向きで台風が来たわけですから、今回の現場を確認をしていけば、こことここは、これだけひどい風が当たっているよということの把握ができると思うんです。だから、各市町に連絡をとって被害状況を把握し、その被害状況によって適応適所の対策をやっていただきたいと思うので、県単独で無理なのであれば国にもお願いをしながら、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。どうですか、部長。

【岩見土木部長】委員のご意見については、そのとおりだと思います。

【中村委員】 よろしく申し上げます。

それともう1点ですけど、今回の一般質問で、私、ちょうど目の前の旭大橋のところの下の有効活用の話をしました。もともとこの低床化の話がずっと以前からあるわけですが、工事費と期間が長くかかるということでなかなか進みません。恐らく手をつけることは、なかなか難しいと思うんです。

そういう中で、これを低床化をせずに対岸側にもう1本橋を架けるというような考え方は今まで計画されたのかどうか、ちょっとお聞きします。

【植村都市政策課長】委員のご質問は、別に新しい橋を架けてということだと思いますが、これまでそのようなお話を県議の方からいただいたこともございますけれども、ほかのところに

新しく橋を架けるのであれば、それが県道あるいは国道、県が管理する道路として必要なものかどうかというところの整理がまず必要になってまいります。

現状として、県が管理する道路としては、旭大橋と、その上流の稲佐橋、この2本で交通機能としては足りているというふうに考えておりますので、中間に新しい橋をもう1本架けるというような検討については、実際にはいたしておりません。

【中村委員】今までは検討したことはないという話だったけれども、私は一つの案としてだけでも、現在のこの橋を低床化するのは相当な予算がかかると思うんですよ。そうなれば、現在の地形を考えて対岸側に橋を架けるとなると、向こう側に道路がどういうふうに見えるかということをおおむね予想しながらやっていけば、できないことはないと思います。そうすれば、私と一緒に一般質問した浅田議員が言っていましたけれども、こちらの地区と向こうの地区を同じように繁栄するまちにしたい、そういう考えもある。そして、現在、この橋を歩いて渡るのはなかなか難しい。今、歩いて渡っている人がいますけれども、結局、途中の橋の作り方が悪いものだから、歩行者にとっては非常に不便な橋なんです。だから低床化ということをおおむね考えたと思うし、また、道路状況によって、ぜひ下道で渡りたいという考えもあったらと思うし、いろんな考えがあって低床化をやっていると思うんだけど、できれば先ほど言ったように、もう1本橋を架けた方が早いんじゃないか、おまけに予算的にも、そちらの方が少なく済むんじゃないかという考えがあったから私はお聞きしたんですよ。

これは一つの案として検討するべきだと私は

思うんですけど、どうですか、もう一度。

【植村都市政策課長】旭大橋の低床化につきましては、浦上川両岸のアクセスの便が余りよくないということ、それから、歩行者の方は、特に荒天時の通行などが非常に不便であるということ、あと、景観上の問題ですね。非常に景観の阻害要因となっているというような理由がございまして低床化の話が出てまいりましたけれども、委員ご存じのとおり、架け替えには非常に多額の費用がかかって、しかも、今よりも便利にするためにという理由だけでは、健全な状態である旭大橋を撤去して新しい橋を架けるということは困難であるということが国との協議の中でも言われておりまして、現状は検討が進んでない状況にございます。新しい橋を架けるということにつきましては、先ほども申し上げましたが、それが果たして県が管理する国道もしくは県道としてやるべきなのか、あるいは長崎市が市道として整備するべきなのか、そういうことも議論していく必要があると思いますので、今後、長崎市と議論を重ねていきたいと考えます。

【中村委員】以前は、ここに県庁がなかったし、また、この道路もなかった。今回はここに県庁ができて、また、新しい道路が海岸に沿ってきた。そういう意味で新しい橋を架けるのは割とやりやすいんじゃないかと思ったから私は言いました。

ただしかし、やっぱり県としては、なかなか単独でやるのはきつい。長崎市も単独でやるのは難しいと思う。ただしかし、今の地形を考えた時に、この橋は橋として利用し、新しい橋をもう1本架けて複線化みたいな考えを持っていけば何とかできるんじゃないかと思う。一つの考えとして、長崎市の交通渋滞をなくしていき、

そしてまた、両方の地域が一緒に活性化することを考えていけば、今言われたように、ぜひ長崎市と協議をしながら、一つの検討の案として将来的に生かせるのではないかなと私は思うので、ぜひ協議を進めていただければなと思います。部長、どうですか。

【岩見土木部長】浦上川の東西をどのようにつなぐかという話は、前提としまして、まちづくりをどう進めていくかということが非常に重要だと思います。特に、浦上川の西側、右岸側につきましては、まちづくりの構想がまだしっかりと明確になっていないということがございまして、これとあわせてどのように交通を処理していくかという議論が非常に重要だと考えております。

いずれにしても、まちづくりの主体である市と、そのあたりをどう考えるのかについて今後も議論していく必要があると思います。その中で、どのような手法が考えられるのかについて検討していくべきものだと考えております。

【坂本(浩)委員長】ほかにございませんか。

【坂本(智)委員】ただいま、中村委員から災害の話が出ました。ローカルな話で大変恐縮なんですけど、私の地元対馬で50年に一度というのが、もう3回ぐらい出たのではないかなと思うくらい、連日、朝昼晩、報道されたような気がいたしております。確かに、一昨日は、対馬の自宅から一步も出ることができませんでした。ものすごくひどかったです。本当に50年に一度ではないかなと思うくらいの大雨でございました。そして、風も非常に強かったです。

今年の11月定例会だったと思いますけれども、私は、道路の問題について一般質問を本会議でさせていただきます。美津島町の小船越地区で土砂が崩れまして国道が埋まってしまっ

たと。幸いにも、すぐに土砂を取り除くことができたものですから、すぐ開通できたわけですが、その時の模様も含めて一般質問で部長から答弁をいただきました。美津島町から浦底ぐらいまで、山が深いものですから切り土をしながら道路をつくっていただいております。

しかし、その道路が1本しかないものですから、万一、小船越みたいな、昨年のような土砂崩れがあった場合に非常に難儀をするということで、何日も国道がストップすると、上対馬と下対馬が行き来できないような状況になると非常に困難を要するものですから、山を切るというような答弁をいただいたような記憶を今いたしております。もっと緩やかな切りにしたいというようなお話があったわけでありまして。

そういったことを前提に、現在の対馬の道路の整備状況について、せっかくの機会でございますので改めて確認をさせていただきたいと思っております。

【馬場道路建設課長】対馬における道路の現状についてというご質問でございました。

道路につきましては、日常生活を支える基本的な基盤となりますし、災害等において大変重要な役割をいたします。

現在、対馬における整備の状況としまして、通常は道路改良率ということでご説明をさせていただいているところでございますけれども、対馬の道路改良率、これは2車線以上、5.5メートル以上の改良率としましては57.8%となっております。これは長崎県本土の70.3%と比較しますと遅れているといったところでございます。

そういった中で、対馬の道路整備につきましても計画的に整備を進めていきたいと考えているところでございます。

【坂本(智)委員】ありがとうございます。私は、ちょいちょい、地元で振興局に行って道路課さ

んといつもお話をするんです。その時は道路改良率を必ず持ち出すんですけども、1車線改良率、あるいは今お話がありました2車線改良率があると聞いております。もう、ひと昔前の話ですけども、2車線改良をしていくのに、1メートル改良するのに概略200万円かけて660億円もかかるのかというようなことを言ったような記憶をいたしております。

今、お話がありましたように、離島、特に私の対馬は改良率が落ちておりますので、そこら辺も踏まえて道路の整備をお願いしたいと思いますが、何せ、地盤が地盤でございますので、メートル当たりの単価も、金額もかかるんでしょう。確かにわからないわけではないんですけども、それなりに進めていただきたいと思います。

一方、主要地方道、現在工事をやっていたいておりますが、非常に難所でございます、県内のほかの地域にこういう地形があるのかなと思うくらい、非常に厳しい地形でございます。南の方に山を登ってまいりますと、左側はものすごい谷底ですし、車に万一のことがあった時には全員即死ですよ。右側は高い山でございます、それを細い道路一本で、車が1台通るくらいのくねくね道を今ずっと上がって行って、そこを改良していただいているわけでございます。

主要地方道厳原豆酰美津島線の尾浦～安神工区と言われておりますが、事業の完了年度でございますが、令和3年から6年へと3年間延長されたというふうにお伺いいたしております。しかも、事業費が20億円から38億円と増額されたというふうに聞いております。この主な原因は何だったのか。今後、さらに遅れることはないのかどうか、そこら辺、もう一回確認したいと思います。

【馬場道路建設課長】主要地方道厳原豆酰美津島の尾浦～安神工区についてのお尋ねでございます。

事業完了年度が令和3年度から6年度に3年間延長され、また、事業費につきましても増額になっている。この一因としましては、先ほど、委員ご指摘のとおり、大変険しい地形をしているということで、事業そのものが当初想定していたものからすると大幅に増加をする。一部、トンネルで行うところもございますけれども、概ね、傾斜のきつい山を切って、そこにのり面对策をするというような工法になっております。

そういったところは、当初、現地としては、かなりたっているものですから、地質としてはまずまず、ボーリング調査等も見まして良好かなと思いましたが、いざ切ってみると、すごく風化が進んでいたということで、その法面对策にモルタル吹きつけだけではなくて、もう少し強いのにり砕工をするであるとか、そういったところの事業費増加となっているところでございます。

片や、谷側につきましては、直壁を立てた、俗に言うテールアルメ工をよく採用しておりますけれども、そういったところには現場発生の盛り土を使用するのが一般的でございます。ところが、先ほど申しましたように、地質が風化しているということで材料として使えないといったことも多くございまして購入土になってしまう、そういったところの費用のために大幅な増額になっているところでございます。

また、それに伴いまして工期の方も、予算の関係であるとか、工法がなかなか簡単にいかないというようなこともございまして、事業期間も完成時期を遅らせてしまっているというような状況にございます。

今後、我々としても、そういったことにしっ

かり予算を確保しながら適切な工法、工期を設定しながら進めてまいりたいと思ひまして、これ以上遅れることがないように努力しまいりたいと考えております。

【坂本(智)委員】当該工事で遅延が発生するという事については、私もよくわかります。恐らくそうだろうなと思ひますが、3年というのは、ちょっと長いような気もしないわけではないんですけどね。

頂上に行くと、あとはトンネルで結ばれるというふうに聞いているんですが、そこら辺の進捗状況は今どうなっておりますか、お尋ねします。

【馬場道路建設課長】当区間におきましては、313メートルのトンネルを予定しているところでございます。なかなか地形の険しいところで、トンネル施工のための施工ヤード等も確保しながら進めていく必要がございますけれども、予定としましては、ようやく今年度中に発注ができる段階になってきているところでございます。

【中山委員】それでは、（仮称）茂木バイパスほか、2点についてお伺いいたします。

（仮称）茂木バイパスの建設促進については、平成元年度に早坂茂木連絡道路ということで協議を始めてから、もう30年以上経過しているということでありまして、その間、地元の熱意というのはなみなみならぬものだと思います。

最近、茂木地区のまちづくりの活性化のためばかりじゃなくて、自然災害に対して逃げるところが必要だということで地元がかなり盛り上がっているんじゃないか、そういうふうに推測するわけでありまして。そういうこともあって、今年の7月23日に県に陳情を行ったと聞いております。

そこでちょっと確認したい点があります。平成元年に「高速道路延伸(出島道路建設を含む)

の関連道として南環状線とあわせて長崎市の幹線ネットワークに位置づけし、整備を行う方針を決定」。平成11年10月、長崎市都市計画マスタープランに出ているわけですが、この文書を見ると、県が決定したという形で、こういう話が私の方にきているわけでありまして、こういう事実がありますか。

【馬場道路建設課長】（仮称）茂木バイパスについてでございますけれども、現在、私どもが、この構想についてしっかり位置づけをされていると認識しておりますのは、長崎市において平成28年10月に改訂されております「長崎県都市計画マスタープラン」の中で（仮称）茂木バイパス構想として位置づけていると我々としては認識しているところでございます。

委員ご指摘のように、平成元年度に出島バイパス等の構想によって茂木バイパス等の路線があったのではないかなというふうなご指摘でございますけれども、十分な資料を持たない状況で、認識としては今はございません。

【中山委員】30年前のことを、資料もない、認識もないと言い切ったですね。

それじゃ、お聞きしますが、平成12年度、南環状線転石ICから新戸町IC及び女神大橋側の戸町から新戸町の整備を先行することを決定。出島有料道路導入にかかわる地元協議の中で、上記より遅れるが、整備を行うことを確約」と、こういう話があるんですけど、これは全く覚えていないですか。

【馬場道路建設課長】今、委員ご指摘の対応につきましては、現在、私としましては十分把握してない状況でございます。

【中山委員】やっぱり行政は連続性の問題ですよ。これは当時の道路建設課長から直接聞いておりますし、本人が「確約しました」と明言しているんだよ。そして、今年の7月23日にも陳

情しているじゃないか。そして、私は、委員会が始まる前に、こういう問題があるから確認のために調査しておきなさいという話も通しているんだよ。

現職の道路建設課長が地元の連合自治会長を含め、皆さん方にきちんと伝えたということは、正式ですよ、これは、個人じゃないんだよ。その認識が非常に甘いというふうに言わざるを得ないと考えているところでございますので、ぜひ、その辺は資料が残っているかどうか、当時の建設課長に聞き取り調査して確認していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。いいですか。

【馬場道路建設課長】県の道路建設課長のOBより、そういったことの申し入れもいただいているところでございますので、そういった資料は我々もしっかり受け止めさせていただきまして確認をしたいと思えます。

【中山委員】確認をするんじゃないくて、建設に向けてどう努力するかという問題なんですよ。

そこで長崎市は、県がこういう方針を出したから都市計画マスタープランに掲げてやっているんです。

そこで、この間、30年間にわたって長崎市とどのような協議をやってきているのか、お尋ねしたいなと思えます。

【馬場道路建設課長】茂木バイパスについて長崎市とどういった協議をしてきたのかということでございます。

地域からの要望等につきましては認識をしているところでございまして、先ほど、長崎市の都市計画マスタープランにも掲上されているということで、市として長期計画を持っているというようなことは日頃より承っているところでございますけれども、その具体化につきましては、現在なかなか、非常に難しいということで

長期的な課題であるということで捉えているところでございます。

【中山委員】 そうですね、市の方も今年9月18日、長崎市議会は周辺地域まちづくり特別委員会をつくって、この問題について議論してます。

それで、私が聞いた話では、長崎市の位置づけがきちんとなれば、その時は考えますよという答弁を皆さん方はしているじゃないか。そうすると、長崎市はそういう位置づけをしないという前提でそういうふう考えているのかなと、そういうふうにとらざるを得ないわけであって、これだけの、30年間にわたって陳情しているということについて、長崎市と協議を1回もしていないということについては問題ですよ。可能性はあるかないかよりは、真摯に物事を受けてきちんと進めていくと。そして、こういうことについては明確にしなければいけないので、今後、長崎市と積極的に協議してほしいと思うんですが、どうですか。

【馬場道路建設課長】 私どもも、地元の地域の皆様方、あるいは長崎市等とのそういった日頃の道路整備についての意見交換等も踏まえながら、今後、道路の必要性であるとか整備効果、あるいは整備手法などについては、十分検討を行ってまいりたいと思えます。

【中山委員】 ぜひ、これは平成元年度の約束があったことが確認できれば、それを忠実に守っていくのが、ある反面、行政の仕事ですよ。ぜひその辺を確認した上で長崎市と十分な話し合いをして、どちらかという、県が主導でもしこれを決定しているならば、あなたたちが指導して長崎市を説得せにやいかんわけです。それは確認していないので確認してから追っつけ質問したいと思います。とりあえず今日はこのくらいにしておきますけど、ぜひ確認等をしていただくことを要望しておきます。

次に、外環状線の新戸町－江川間ですね。まず、この用地を交渉しているということでありましたし、一部、作業道路が必要ということでもあります。とりあえず用地の進捗状況がどのようになっているのか。そして、今後、どのように用地を取得していこうとしているのか、その辺についてお尋ねしたいなと思います。

【馬場道路建設課長】長崎外環状線の、主要地方道長崎南環状線としておりますが、新戸町から江川工区で現在整備を進めているところでございます。延長が5.1キロありまして、そのうちトンネルが2.14キロございます。平成28年度から事業化しておりまして、現在、用地取得について努めているところでございます。

事業費ベースの進捗としましては、約7%程度といったところでございます。現在、江川地区におきまして用地取得に努めているところでございます。一方、新戸町側では工事にも一部着手しているところでございます。

【中山委員】明確な答弁はありませんでしたが、江川地区については、先般の陳情の中で、あと2件しか残ってないと。これについては本年度中にやれるんじゃないかという話も聞いております。問題は、これが済んだらトンネル工事をいつやっていただくか、ここにくるんですよ。

そこで、トンネル工事の着工時期についてお尋ねしたいなと思います。

【馬場道路建設課長】トンネル延長につきまして2.14キロあると申し上げましたが、かなり大きな事業費が必要になってきます。その前にトンネル坑口までの用地を取得し、アクセス道路を整備する必要があります。また、トンネル工事を行う場合には、それ相当の仮設施設を設置する必要がございます。そういった施工ヤードの確保も必要になっております。トンネルを

施工するに当たり、トンネルの詳細計画を行った上で、あと、予算の見通し等も立った上で事業着手については検討したいと思っているところでございます。

現時点でトンネルの着工時期といったことをこの場で示すことはまだできません。

【中山委員】ぜひ示してほしいと思いますよ。道路の設計は一応できているわけでしょう、トンネルも含めて、橋も。あとは工事するための詳細設計が要るわけですよ、調査がね。ぜひ用地が済んだ段階で着手するというのが基本的な考え方ですよ、これは。予算がどうだこうじゃなくて、進捗状況からいけば、後ろも決めているわけだから。これについてもう少し前向きな答弁はできませんか。

【馬場道路建設課長】この南環状線の全体延長としましては5.1キロでございます。そのうちトンネルが2.14キロと申し上げましたけれども、途中で現道にタッチするような区間がございます。そうしたことでトンネルを着工しましてトンネルが完成しても、そのアクセス道路が完成しないと、なかなか供用を図れないというふうなバイパス事業になっているところでございますので、そういった全体の完成時期を見ながら、そのトンネルの着手時期といったところも考えて検討しなければいけないと思っているところでございます。

【中山委員】それでは納得しませんよ。トンネルを掘って、トンネルを利用して残土を出すんじゃないの、私はそう聞いているけれどもね、違いますか。

【馬場道路建設課長】委員ご指摘のとおり、トンネルを活用して盛り土、切り土の土量を出すといった工区も確かにございますが、そこは全体的な工程を見ながらトンネルの時期というのは着手させていただきたいと思っております。

【中山委員】少しガードが固過ぎますけれどもね。

土木部長、ぜひね、これは南環状線の野母半島、そして市内の南部地区の道路ができると、経済性、そして安全性が飛躍的に高まるんですよ。そのためには、まずトンネルをやらないかんわけです。今の課長の、いつするかわからんような答弁ではね、委員会の答弁になりませんよ。その辺で何年をめどにやるのか、そのめども立たんとですか、どうなんですか。

【岩見土木部長】委員ご指摘のとおり、事業の進捗、特に道路工事につきましては、用地の問題と、あと予算の問題があります。

この南環状線につきましては、今年度から、従来、交付金だったものが個別補助事業に変わっております。つまり予算としては非常に確保しやすい仕組みにはなっております。ただし、トンネル工事は非常に予算がかかりますし、国庫補助ということで国の方の明確な予算がつくといった決定がなされる前は、我々、努力はしますけれども、明確にいついつやりますと約束することがなかなか答弁として難しいということでございます。

いずれにしても、国に県の要望をよくお伝えしながら必要な予算確保ができるように努めてまいりたいと考えております。

【中山委員】土木部長の手腕に期待しておきますから、ひとつ国に積極的な働きかけをして一日も早いトンネル工事の着工に向けて努力していただくことを要望しておきたいと思います。

そこで、このトンネル工事を含めて堆積土砂、切り土を含めて、この区間でどの程度の土砂が排出予定になっていきますか、排出量。

【馬場道路建設課長】残土処理におきましては、そういった切り土、盛り土の流用も考えたところの計画をしているところでございますけれども、

すみません、最終的に残土の量がどれくらいかというところは、現在、資料がございませんので、後ほど報告をさせていただきたいと思っております。

【中山委員】残土というか、ぜひ調べていただいて、それは当然出ていますからね。

問題は、そのことじゃなくて、なぜ聞いたかという、処理をどうするかという問題です。処理地について何箇所か検討するというように私は聞いているんだけど、その辺についての計画はありますか。

【馬場道路建設課長】まずもって工区内で流用するということになりますが、余りました土砂、あるいは利用できない土砂が発生した場合には、他工区への流用ということがまず第一になります。そして、そういった他工区の流用ができない場合には捨て土として最終処理場に持っていくということになります。できるだけ他の公共整備も含めまして調整をしたいと考えております。

【中山委員】ちょっと正直じゃないね。トンネルの土砂の捨て場については、これも3年前から当時の建設課長に話をして内々で進めております、振興局の課長とね。現在、県と市で旧三和町の栄上工区の高島浄水場跡地にどうかと協議しているじゃないですか、知らんの、本当に。そういう事実はないですか。

【馬場道路建設課長】大変申し訳ございませんけれども、そういったことを私が承知してないだけかと思えます。

【中山委員】これは重要な問題ですよ、土木部長。私は、先般、長崎市の方から「協議しとるけども、どうなっとつとですか、聞いてください」と、事実を確認されてるんですよ、事実を。それをあなたが知らんというのは、ちょっと考えられんとけどな、そがん風通しが悪いんです

か。

これは大事な問題だから、私は間違いないと思うんだけど、現場でも確認していますから、私は。長崎市からね、間違いないと思うけど、これは確認してくださいよ。それで、長崎市としては、10万トンの水があるから、そこを調査して、水道会計から一般会計にして、そういう手続を踏んでいるんですよ。長崎市長にもそれは話をして、そこにどうですかということと協議しているから、その辺をもう少し詰めてほしいという話を聞いているんですよ。

今日は2点だけ、茂木バイパスについてもそうだけど、土捨て場の関係についても、余りにも事実について、私もいいかげんに言っているわけじゃないんですよ。私が確認した中で、よっぽど慎重に私はやる方だけれども、両方とも道路建設課長が全く知らないということについては非常に残念ですね。もう質問になりません。これで終わります。

【坂本(浩)委員長】 それでは、午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

— 午前 11時58分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案外の所管事項についての審査を行います。

まず、午前中の中山委員の質問に対する追加の答弁を受けます。

それと、今日、都市政策課長から補足説明資料で「長崎中心部の交通結節の検討について」ということでありましたけれども、これに関する資料を追加で配付させていただきましたので、ご参照ください。

【馬場道路建設課長】 午前中の中山委員からのご質問についてお答えしたいと思います。

主要地方道長崎南環状線、新戸町ー江川町区間のトンネル工事等に伴う残土処理についてのお尋ねでございました。

当工区につきましては、5.1キロ区間のうち、トンネルが2.14キロメートルございます。全体的に残土が多く発生する工区になっておりまして、そのうちトンネルだけでも20万立米の残土が発生いたします。その残土の処理については、できるだけ経済的に処理するということで、長崎を含めまして長崎振興局の方で十分協議、調整を進めているところでございます。

午前中、私が把握してないご答弁をいたしましたけれども、私の認識不足でございまして大変失礼いたしました。振興局にも再度確認をいたしておりまして、確かに、午前中ご指摘いただきましたように、為石浄水場が令和2年度に廃止になると。そこに残土を持って行ったらどうかというふうな協議も進めておりまして、まだ調整中の段階でございます。

私どもとしましては、できるだけ経済的にするように、長崎市を初め、関係機関とも調整をしながら、その残土処理についてはしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、もう一つ、（仮称）茂木バイパスについてのお尋ねでございました。平成元年度当時に担当課長である道路建設課長が地元で茂木バイパスについても整備を行うということについてご説明をされたということにつきましては、ご本人の確認もとれたところでございます。

ただ、現実的には、現時点で事業化してないところでございます。その後の経緯等も含めまして十分確認をした上で、今後、長崎市ともしっかり協議しながら取り組んでまいりたいと思

っているところでございます。

【中山委員】最初からそういう答弁をしておけば、こうならなかったのに。

ただ、1点訂正しなければいけない。前道路建設課長が地元協議を約束したのは平成12年です。平成元年ではございませんので。ぜひ長崎市と協議を進めてほしいというのが一つ。

もう一つの残土についても、私が聞いたとおり、長崎市と振興局、道路建設課の方で協議をしているということが確認できました。

そこで、問題は経済性という話がありましたが、南環状線の出口の江川から高島浄水場跡地までは約4キロ程度しかありません。それと、地元の同意も、ほぼ、ここは間違いなく同意もとれるんじゃないかなというふうに私は思っています。

こういういい条件でありますし、長崎市も浄水場を廃止して一般会計にして、今、運動施設とか、いろいろな施設に使いたいということで、まだ事業が確定していない状態でございます。

その問題点はどこかといいますと、現在、浄水場に2トントラックぐらいいは入るんですけども、作業のトラックが入れない状態です。そして、県としては、道路は市がつくりなさいと、そしたら埋め立ててやってもいいぞというような話を聞いておりまして、ほかに方法はないのかと。私が提案して、それじゃ、事業をした後、最終的には市が道路をつくるとしても、途中の事業段階では仮設でもいいじゃないかと。長崎市の方にそういうふうに話をしておりますので、ぜひ、道路をつくらなければ埋め立てができないという一方なことを言うんじゃないくて、十分協議をして、経済的なことであるならば仮設でして、そして、メリットがあれば、ぜひともここに土砂を入れていただいて、そして、長崎市の少年とか、そういうスポーツ施設をつくれば

使えるわけですから、ぜひそういう形で検討いただければと思いますけれども、その点について道路建設課長に再度お尋ねいたします。

【馬場道路建設課長】最初に茂木バイパスについて、委員から訂正のご案内をいただきましたように、当時の道路建設課長がご説明したのは平成12年の間違いでしたので訂正させていただきます。

それと、最後に南環状線の残土の話で、市の土地の有効利用等についても十分検討していくべきじゃないかというお話でございますので、残土処理については、先ほど申しましたように、しっかり地元と協議をして経済的にもなるような形でやっていきたいと考えているところでございます。

【中山委員】ぜひ真摯な、両方とも経済的なメリットがあるような形で埋め立てができれば一番ありがたいわけでありますから、ぜひ知恵を出して長崎市と協議を進めていただくことを要望しておきたいなと思います。

【坂本(浩)委員長】ほかに質問はありませんか。

【西川委員】私は、2つ質問したいと思います。

まず1つ目は、主要地方道平戸田平線の私が住んでいる紐差から獅子、高越、春日と通っていくわけですが、特に、春日地区は道路が狭隘、そして、ヘアピンカーブなどが多く、また、高低差もあり、大変危険なところということで、約10年前からトンネル工事に着工していただいております。やっと2月7日に貫通式がありまして、私も出席させていただきました。

そういう中で、トンネルが貫通したというニュースが伝わると、早速、関係地区民の皆さんが、「開通はいつか、いつから供用開始か」とか言って、今年の初盆参りとか、また、敬老会などでお会いしますと、「早くしてくれ、いつになるか」という要望がありました。まず、ト

ンネルの供用開始、開通式ですね。

そして、あと一つは獅子、仮称、春日トンネルまでの道路の改良など、進捗状況と今後の考え方についてまずお尋ねします。まず1点目、お願いします。

【馬場道路建設課長】主要地方道平戸田平線の春日工区の完成時期についてのお尋ねでございます。

当春日工区につきましては、平成20年度から事業を進めておりまして、委員ご案内のとおり、2月にトンネルが貫通したところでございます。現在、トンネルの照明施設の整備であるとか舗装工事を進めておりまして、本年12月頃の、年内の完成に向けて整備を鋭意進めているといったところでございます。

【西川委員】当地区はご存じのとおり、旧隠れキリシタンの里でございまして、世界遺産の関連資産でございます。そういう中で平戸中部地区も北部地区と一緒にキリスト教信者が今でも多いところでありまして、11月24日のローマ法王の来崎の時には、ぜひ長崎まで来て盛り上げたいと、今、そういうふうに機運が高まっております。

そのような中で、生月にも隠れキリシタンの遺跡が残っておりますし、隠れキリシタンとして脈々と信者の方たちが続いております。

そういう中で、福岡県、またはそのほかの県からも、この春日地区に来られる観光客が多い。そういうことでトンネルの開通と、さらなる道路改良について、時々、離合の時に接触事故などがあっております。そういうことも考えて話を進めていただきたいと思いますがいま一度、今後の整備計画について、春日工区周辺、春日トンネルから白石、白石から山野、そして中山とか、ずっと県道がいきますけど、狭隘なところ、

カーブが多いところ、その辺の整備についてどのような考え方をされておりますか。

【馬場道路建設課長】先ほど、春日工区につきましては、年内の完成に向けて整備を進めていくという話をいたしました。その前後の道路整備について、まだ、幅員狭小の部分であるとか、カーブのところがあるというようなお話でございます。そういったことにつきまして我々は十分認識しておるところでございます。また、世界遺産登録もあって観光客も増えているところでございますので、こういった対応ができるか。補助事業で大規模に改良するということはなかなか難しいかなと思いますけれども、局部的な、景観上も配慮しながら、地元とよく協議をしながら取り組んでまいりたいと思います。

【西川委員】11月から春日の棚田に夜間のイルミネーション、照明がされるようになっておりまして、夜、暗い時にマイカーでの見物客が多いんです。昨年も年末にしました。そういうことで獅子から高越、春日、その間の道路が狭隘なところ、そして、後から維持費のことで質問しますが、陰切りがどうしても県の予算、仕事に間に合わないんですね。それで、自分たちでどうにかしようかという機運もありますが、安全面も考えて、それができないところもあります。そういうことで世界遺産関連の春日地区を中心に、前後に整備を延ばしていただきたいと思います。

2つ目は、道路維持費についてお尋ねします。

今、春日工区近辺のことで陰切りと言いましたが、実は、この委員会には出ないと思いますが、国道383号で、私がその箇所だと思っているところが本当なら、結構高いところ、道路の上の土手から老木の枝が落ちてきました。この夏、ずっと雨風があった6月だったと思います

が、昨年から雨風が多かったりして枝が落ちたり、幹から枝が割れたりしているところも結構あったんですが、誰も気づかないところだったので仕方なかったかもわかりませんが、走行中の車にその枝が落ちてきて、県は賠償しなければならない事態になりました。金額は忘れましたが、土木部としても、その金額はわかっておろうと思います。

これはひとえに、ここは不可抗力だったかもわかりませんが、こういうことが時々あります。2年ぐらい前は江迎の高岩というところから佐々に出る県道で道路脇の結構高い竹が倒れてきて高級乗用車、名前を言えばクラウンですけど、そのフロントウインドウに当たって県が補償しております。そのようなことがたびたびある、そして危険である。また、バスとか大型車両の屋根に当たる。特に、観光貸切バスなどは平戸に行くのは嫌だとか、県北は嫌だとか、よく言われております。

そういう中で、道路維持費、陰切り、または除草、剪定、いろいろあって、土木部としては本当に苦しい立場だと思いますが、そのような事故が起きないためにも、この維持費の中での陰切りなどの予算の増額、土木部の予算に対しましては、県も国も厳しい態度かも知れませんが、反対に安全性を考えることが必要なんです。特に、田舎ほど維持管理費は必要だと思います。

私は、毎年思うんですが、8月15日の夜の長崎の精霊流しは大変賑やかです。反対に言えば、やかましく、騒々しく、爆竹の音だらけです。その爆竹の清掃に道路維持費が使われている。その金額が数千万円、そういう金額があったら、どうして各地域の陰切り、またはみっともない伸びた草の除草、または植栽されておる例えば

ツツジとか、そういうことの剪定に使わないのか。精霊流しは宗教行事であり、イベントではありません。そして、関係ある人が本当は負担すべき、道路は汚したらだめなんです。それを昔からの習慣だからと言って見逃している。私は、長崎市と環境のためにも、道路維持のためにも、もっと真剣に話し合って何らかの規制をすべきだと。どうしても爆竹が必要なら、大きなドラム缶をリヤカーに載せて、その中で爆発させたらいいじゃないですか。それでも飛び散るかも知れません。下を向いて歩けば大波止周辺でも、まだ爆竹の赤い紙が残っておるところもあります。

そういうことで、爆竹の問題はさておいても、この道路維持費についての必要性、重大さの土木部の考え方をいま一度ただしたいと思います。【馬場道路維持課長】まず、陰切りのことについてでございます。委員ご指摘のとおり、そういった高い箇所や届かない箇所で通行の支障になっているという箇所がございますので、それにつきましては、現在もパトロールとか、バス会社の情報とかもらいながら、必要なところから対応していきたいと考えております。

それと、精霊流しの件ですけれども、今年度は委員ご指摘のとおり、以前からそういった話がございましたので、精霊流しをする人たちが警察に届けて精霊流しをやるんですね。その人たちが集まって警察等と話をするんですけれども、そういった会議に私どもも出させていただいて、道路通行帯が例えば4車線あれば、1つの車線を通りますので、それ以外の箇所については花火を投げるのをやめてくれませんかというお願いをしましてまいりました。実際、一昨年と比べましたところ、少なくなっていると思います。しかしながら、精霊流しの予算は道路維持費で

賄っているところでございます。

精霊流しにつきまして、今後もそういった取組をしまして、幾らかでも縮減しようということと取り組んでいるところでございます。

道路維持の予算の確保につきましては、委員ご指摘のとおり、単独予算でございますので、シーリングがこれまでかかってきたわけでございますけれども、今年度、引き続き財政当局に必要な予算ということでしっかり要望してまいりたいと思っております。

【西川委員】確かに、歴史がある長崎の精霊流し、それは認めます。しかし、受益者負担とか、そういうふうな方向にもっていった関係者が道路清掃費を分担してもらう、または国道、県道、特に2桁、3桁の国道は県がしなければならないかもわかりませんが、国の直轄国道もあろうかと思ひますし、また、長崎市の持ち分もあろうかと思ひます。

しかし、自分たちは、楽しむと言ったら失礼ですけど、精霊流しの意気を伝えるための気合づけの爆竹かもわかりませんが、もう少し考えていただいて、親方日の丸じゃない、そういうことをもっと行政側も認識してもらいたい。

例えば、警察関係になると思いますが、地区でマラソンをしたい、駅伝をしたい、そういうところが関係当局に言っても、それこそ管理が難しいとか、そんなことは交通安全上やめてくれとか、そういうふうにせっかく地域振興のために何かをしたいという時でも、道路を使う行事などは結構厳しく規制されます。そういう中で、それは長年の伝統で精霊流しはあんなふうに許可されて、そしてテレビ放映までされて、そして2連、3連と長々と続く精霊船もあります。そして莫大な金を使う精霊船が長崎商人の意気だというふうな考え方があって、確かにうらやま

しい限りです。道路のこの清掃費を長崎市民が出していればいいですよ。結局、県民全部に負担がかかってくるんじゃないですか。その裏で陰切りがまだしてもらえない、雑草が生えてみっともない。また、通行人も危ない。そして、離合する時には左側に寄りたくても雑草があってぎりぎりまで寄れない。そういう交通の危険性に対面しながら苦しんでいる県民、また、ある地区の方もおられます。そういうことで、土木部も毅然とした考え方で道路管理をやっていたいただきたいと思います。

最後に、部長どうですか。私は一般質問でも発言しまして、また、委員会でも質問したことがございますが、部長のお考え方を再度お聞かせください。

【岩見土木部長】道路の維持管理費については、しっかりと予算を確保していきたいと考えております。なかなか国の補助事業が使えない分が多くて単独で確保しないといけないんですが、有利な起債等を活用しながら、予算についてはしっかり確保していきたいと思っております。

それから、精霊流しのご提案は、おっしゃるとおりだと思いますし、昨年からずっとこの対策を検討してきておりまして、今年は1車線に限定するということで、これはある程度成功したと思いますが、さらに維持管理予算を縮減して、本来の維持管理の方に回せますように、これについては引き続きいろんな手法を検討し、協議していきたいと考えております。

【坂本(浩)委員長】ほかにございませんか。

【八江委員】午前中に諫早市の要望等について一部質問させていただきましたが、個々については午後から質問するということを言っていたので幾つか質問させていただきます。

国道34号の諫早大村間の道路が建設される

ということで決定しておりまして、我々も大変期待もいたしております。それとあわせて諫早の北バイパスの4車線化も、それに引き続き、あるいは前もってやるということになっておるのではないかと思います。特に、諫早の北バイパスについては、用地取得も済ませておりますし、そしてまた、周辺の開発関係、例えば、県の住宅供給公社が行っている西部台の住宅団地並びに大型商業施設も建設され、11月に落成の運びになっております。

そうなりますと交通の渋滞も今まで以上に関係してくると思います。新幹線も平成34年に開業ですので、大村まで、これから用地を取得して、その後ということになると相当遅くなりますので、国道34号の北バイパスについては早急にやるべきだと。工事費が確保できれば、用地取得はもう済んでいるわけですから、そのことについて改めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【馬場道路建設課長】 一般国道34号の諫早北バイパスについてのご質問でございます。

当区間につきましては、事業延長が5.2キロございまして、昭和47年度から昭和57年度に暫定2車線の部分の改良が進みまして供用しているところでございます。

この4車線化につきましては、国道34号の円滑な交通流の確保を図るためには検討するべき課題と考えているところでございます。現在、大村から諫早区間の整備も始まったばかりでございます。そちらとは別にというふうなご意見でございますが、国の事業ということもございしますので、他事業の進捗状況、あるいは周辺の交通状況を注視しながら地元諫早市の意向も十分踏まえながら、国と意見交換等を進めていきたいと考えているところでございます。

【八江委員】諫早市からもちやんと要望しております。そしてまた、今の周辺の開発状況は、県の住宅供給公社が行っている西部台の住宅団地のことも随分進んでまいりました。あと30ヘクタール近くが残っているんじゃないかと思えますけれども、そういったものの開発に当たっても、その道路が建設できるかできないかによって、分譲その他が、あるいは計画が進むのではないかと考えております。また、長い間の諫早市の念願でもありますから、国の方には強く求めて、優先順位をつけてやるということも必要じゃないか。先ほど申し上げたように、大村の建設状況を見ながらやっていくということであると思いますが、それより前にやっておく必要があるのではないかなと私たち地元の住民として思うんですけど、改めてそういったことをやる必要があると、国の方をお願いするという積極的な姿勢が必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

【馬場道路建設課長】 暫定2車線で供用しているところで、残り2車線については工事が中断して2車線で完成させたというふうな経緯もございまして。しかしながら、地元としては、委員ご指摘のとおり、4車線化を求める請願も出されているところでございます。また、諫早市では、今年度、環境調査も実施するというふうな予定と聞いているところでございますので、市あたりといろいろな意見交換をする中で、また、国に対してもしっかりと協議をしてまいりたいと思います。

【八江委員】地元の自治会連合会からも市の方に要望が出ておりますので、その点は先ほどのお話のように、今までは地元住民の一部の反対の中で滞っておったものが、地元の地域住民の皆さん方が請願をしてやっていこうということ

でありますから、前向きに進めていただきたいことを強く要望しておきたいと思います。

それから、57号の森山拡幅の問題ですけど、森山の田尻から小野の尾崎までの区間を現在建設中であります。随分進んできておりますから、今か今かという感じで地元も待っておりますけど、地盤の問題等があってなかなか進んでおらない部分があります。それはいつぐらいに完成が見込まれるのか、それを地元からもよく聞かれますし、また、我々も一日も早くその開通をしてほしいという思いがありますので、その点はどのような計画なのか。国の直轄の道路でありますから、これも改めて確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【馬場道路建設課長】 国道57号森山拡幅の完成時期の問題でございますけども、県としましても、国に対して早期完成ということで予算の確保とともに、しっかり工事を進めていただきたいということで、常日頃、要望しているところでございます。

現時点で完成時期については明確にお答えいただいていないところではございますけれども、引き続き、我々も早期完成についてしっかり要望してまいりたいと思っております。

【八江委員】 諫早の外環状線が来年の3月までに栗面、小船越、あるいは貝津インターまで接続するということが案内をいただいております。そうなりますと、あと長野までの問題が1つ残りますけど、これは平成34年以降だということになります。そうすると、そのぐらいの時間帯と田尻尾崎間がどのようになってしまうか。接続というよりも、途中は途切れますけれども、それを見計らって事業が進捗されるのではないかなと思います。

そういうこと絡みの問題からいけば、そうい

う想定を平成34年以降、以降というのはずっと以降ですから、平成34～35年くらいに完全にそこまでできるのかなと期待はいたしますけれども、もう一度、その点はわかりませんか。

【馬場道路建設課長】 島原道路の整備について、今年度、県で整備を進めております諫早インター工区が高速道路の諫早インターに接続するのが今年度を目標に整備を進めているところでございます。また、長野から栗面間につきましても、しっかり整備を進めておりまして、ご指摘いただいたように、令和2年度以降の完成を目標にしているということでお話をさせていただいているところでございます。

県で進めている工区をいち早く完成させることによって、それにつながる国の事業、森山拡幅事業についても早期完成に努めていただくということでございますので、私どもの工事の情報等を共有しながら国にもしっかりお願いをしているところでございます。

【八江委員】 諫早の外環状線の開通と国道57号の森山拡幅の完成時期と、同じ時期に完成すれば一番いいですけど、予算の都合等もありますから、できるだけそれに近い形でしていくということ。

これは一つは、関係するインターのところにいろんなまちづくりの計画もあります。そうしたことをにらみ合わせていけば、ある程度日程等が見えなければ、その先の事業が推進できないということもありますので、できるだけその見通しを立てていただきたいし、そのためには予算の確保が一番大事だと思いますので、長野インターの完成もあわせて強くお願いをしておきたい。それにあわせて、またもろもろの問題を相談することがたくさん出てくると思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

もう一つ、前から計画しております久山港線、それから、長田の正久寺から猿崎の深の海橋までの間は、事業化して、予算もつけていただき、用地買収も進めておるけど、お願いして、やりますと、もうすぐにでも着工するということでありましたけど、なかなか見えてこない。見えてこないというのは、予算の確保が十分じゃないということと、用地の取得がうまくいってないということと2つあると思いますけど、この点はどのようにになっているのか、どちらが先行するのか。我々は、久山港線については、特に諫早市営の野球場を建設して供用開始をしていただいて1年余りなりますけど、非常に複雑な道路事情もあります。あそこができ上がれば久山港線は交通渋滞の、日大高校の前の貝津中核工業団地の入り口の交差点の渋滞が大きく緩和されてくると思って期待しておりますけど、そのことと、もう一つは延伸の問題は正久寺－猿崎間、それから猿崎から堤防道路までの国道207号の延伸の問題、これが非常に大きな課題でありますけど、その2つの件について、もう一度答弁をいただけますか。

【馬場道路建設課長】最初の一般県道久山港線の久山工区の整備についてでございます。当工区につきましては、平成27年度から1.3キロの区間について整備を進めているところでございます。用地進捗につきましては21%程度ということで、まだまだご協力をいただかなければいけないところでございますけれども、なかなか予算的にも、今年度2億6,000万円ほど国の交付金をいただいて進めているところでございますが、やはり整備を進めていく上では用地と予算の両方になっているところでございます。まずは予算をしっかりともらえることが一番かなと思っておりまして、それに対してしっかりと用地を進め

ていくということかなと思っております。

それから、もう一つは国道207号の長田拡幅の延伸についてのお話かと思っております。これにつきましても平成27年度から事業を進めているところでございます。現在の用地進捗としては、まだ10%にも満たない状況でございます。しっかりと用地を進めて早期完成に努めたいと思っているところでございますけれども、なかなか厳しい予算が現実でございまして、しっかりと予算を確保したいと考えております。

今後、道路整備の必要性について国の方にしっかりと訴えていきたいと思っております。

【八江委員】当初、答弁していただいた時は、すぐにでも着工して完成するようなことの話をお伺いしておりましたので、少し長くなっておりますので心配をしております。一つは予算の問題と言われておりますけど、予算の問題はどこかに、県の予算がある程度かかわってきて、それを配分する時に、どこかにやり過ぎているんじゃないですか。場合によっては、予定外のところじゃないかもわかりませんが、取り合いということももちろんありますけど、非常に大事なことだし、我々も野球場を、サブグラウンドも、もう一つ本球場もつくったし、サッカー場もつくってもらったし、そして、スケボー場もつくったし、隣は創成館高校の野球場があるし、日大高校の野球場がある。九州大会を来年の春先には、高校野球、中学校の野球を数千人規模でやっていこうという計画もあるんですけど、道がなかなかうまくいかないものですから計画が進められにくい部分があります。スポーツ団体はスポーツ団体に施設を活用しようということと、スポーツ観光とか、いろんなことをやっているけれども、道路事情がうまくついていかないと達成できませんので、その点を十分

理解してやっていただきたいと思います。「予算が」と、そう言われたら、それっきりかもわかりませんが、どこから予算をもってくればいいのか、我々も一生懸命頑張りますから、どうぞ、予算、予算と言わずに、何とか前向きに取り組んでいただくように。部長が少し予算を削っているんじゃないですか。部長、その点、今の状況を判断していただいて、いかがですかね。

【岩見土木部長】いろいろと予算についてはご心配をおかけしておりますが、国の補助事業の中には、いわゆる個別補助というものと、あと交付金というのがございます。個別補助は、主として地域高規格道路、島原道路とか、そういったところが対象になっておりまして、こちらにつきましては今年度かなり予算を伸ばすことができました、おかげさまで。ただ、交付金事業の方ですね、207号の長田のバイパス延伸は、まさに交付金事業なんですけど、こちらについてはそれほど伸びなくて予算の確保が課題になっております。ここに付きましても、引き続ききちっと予算が確保できるように我々も国にしっかりと要望していきたいと考えているところでございます。

【八江委員】今年は、地方創生大臣とか、農林副大臣とか、長崎県からも大臣が出ておりますので、今までにないように予算の確保については国にも県と一緒に頑張ってしっかりお願いしていきたいと思っておりますので、その点ひとつ改めてよろしくお願い申し上げます。

もう1点ですけど、今、佐賀と一番問題になっているのか新幹線とか、諫干とか、いろんな問題があります。

そこで、佐賀と長崎がうまくいくための方法というのは、特に新幹線と諫干は何がつながっ

ていくかということ、一番関係してくるのは道路事業なんです。何かというと有明海沿岸道路が、福岡からきて、柳川にきて、それから鹿島までは計画路線になっておりますが、着工されていない部分があると思います。鹿島市から諫早市までの予定がありますけど、これは計画路線になっておりません。これは並行在来線対策の大きな問題でありますことと、諫干に関する問題、ひいては並行在来線の関係ですから、高来・小長井方面の道路に関係することにもなります。

これを解決しなければ、極端な話ですけど、新幹線も解決しないと言えるぐらいの大きな問題がそこに横たわっておるということを改めて認識をいただいて活動していただきたいと思いますけど、その点、部長、そこは考えておられたことなのか、単に有明海沿岸道路のことと考えておられるのか、その点いかがですか。

【岩見土木部長】有明海沿岸道路につきましては、委員ご指摘のとおり、いわゆる計画上の位置づけがない区間が残っております。ここに付きましても、現在、新たな広域道路ネットワークの議論を進めておりまして、その中でぜひともここは位置づけたいということで、佐賀県とも今まで何度も意見を交換しております。その結果、佐賀県も「これは一緒にやりましょう」ということで、これは全く一致しておりますので、両県挙げて、ここが位置づけられるように調整し、国に働きかけてまいりたいと考えております。

【八江委員】確かにそうなんですけど、テンポがちょっと遅いんです。私どももずっと前から有明海沿岸道路の話はやってきたけど、取組方がどうも消極的というか、諫早のやり方、鹿島との問題、鹿島の方に聞けば、どうも長崎県側が消極的じゃないと言われる部分が、それは

向こうの話ですから、どうかしませんが、そういうことをもう少し積極的にやっていかなきゃならない。

それは、一つは高速道路が嬉野経由で向こうにいった、新幹線も嬉野経由で大村の方にいった。道路、高速道路、全部一緒なんですけど、鹿島の方は高速道路もない、新幹線もない、ずっと離されてしまった、有明海沿岸に関係するところ、諫早に関係するところでもありますけど。山口知事は白石町出身で、議長は江北町出身です。そして、県連の幹事長をやっているのは鹿島市出身です。農協の中央会の会長が江北町出身です。全部、シフトはそうなっているんです。だから、そういうことをわかって物事をやっていかないと前進につながってこないと思います。もう少し積極的に、鹿島と諫早を計画路線に上げる勢いをもってやっていくことはできませんか、やるように努めてくださいよ。いかがでしょうか。

【岩見土木部長】先ほど申し上げましたとおり、新たな広域計画道路ネットワークにつきましては、今年度がまさに勝負の年だと思っておりますので、これは絶対位置づけられるように頑張っていきたいと思っております。

【八江委員】そのような勢いで、部長、絶対やってください。そしたら必ず別のものも解決する運びになってくると、私はそう信じておりますので。いい答弁をいただきましたので、これで今の時点の質問を終わりたいと思います。

【中村委員】今、八江委員から諫早市の道路事情について質問がありました。その中でも、今回、諫早インターと小船越インターが新たに開通して栗面インターまで連続でつながるわけです、3月にね。

そうした時に、以前、質問したことがあるん

ですけれども、栗面のインターは、現在でも時間帯によってはかなりの渋滞をしています。今回つながれば、もっと渋滞するわけです。確かに、これは数年後には驚崎から先までずっとつながるから、ある程度分散化していくと思うんですけども、驚崎の開通まではまだあと3年ぐらいかかりますよね、実際のところ、私たちが聞いている話では。その期間どうするのか。結局、今までは諫早インターでおりていた方が、そのまま栗面インターまで行く方が非常に増える。そうした時には間違いなく渋滞するわけです。

以前から、その対策を早くとらなくちゃいけないよと私はずっと言っていました。いずれ近いうちにインターのところまで、要するに、小船越インターから諫早インターまでが開通した時には、いずれつながるんだから、つながる前にぜひ対策をしてくれということをお願いしました。でも、今、全く何もやってません。大丈夫かな。県央振興局にも何回も言いましたけれども、全く対応していません。来年の3月に開通するわけでしょう、どうするんですか、その時。どういうふうな状況であなたたちは会議を持たれましたか、ちょっとお尋ねします。

【馬場道路建設課長】諫早インター工区が完成すると栗面交差点がさらに渋滞するんじゃないかというようなご心配のご質問でございます。

我々としても、現在でも渋滞が起こっている箇所として警察等とも協議しながら信号等の、あるいは国と協議しながら信号等の調整等を行っているところでございますけれども、また、さらなる渋滞がというようなご心配でございます。我々もそういった懸念も持っているところでございますので、国としっかり協議を進めてまいりたいと思っております。

【中村委員】それじゃ答弁にならんやろう。対策をしてくださいと私たちは以前からお願いしているんだよ。それを全くしてないじゃないか。なんで左折車線、右折車線を延長しないの、するべきでしょう。事情がわかってないでしょう、課長は、現場の、そこですよ。あの道路は、最終的には市役所の方まで行くんですよ、つながって。そしたら向こうから来る車と、こっちのインターからおりた車がぶつかるんですよ、交差点で。そしたら渋滞になお一層拍車がかかるんですよ。その状況をわかっているのかな。お願いだから、振興局ともう少し話をして直接的に対策をとってくれんかな。もう何カ月しかないよ、できるかな、その期間に。できなかったら、仕事に行く方たちも通勤に使えないんだよ、あの道路を。どこから通勤する人かもわからないでしょう。例えば、飯盛地区から諫早市に仕事に来ている人がたくさんいるんだよ。逆方向に、中核団地に行く方たちも、あそこの道路を通るんですよ。諫早警察署の隣の道路が今拡張されています。ところが、それだけでは対策にならないんですよ。私は、それでなるかなと思って楽しみにしていたけれども、全くそれでは対策になるような要素が残ってない。ということは、現状の栗面インターのおり口のところを何とかしなくちゃ。

とにかく、今ここで回答はもらえないと思うから、ぜひ振興局の方たちと直接現場を見てもらってもいいから、とにかく早期の対応を、3月までに何らかの対策をとるようにやってください。もちろん、県警とのタイアップも必要だと思うし、そういうところを見ながら、ぜひとも早急な対応をやってください。恐らく開通した直後に大渋滞が起きると思う。そうした時には恐らく苦情がどんどんくると思うから、私も

八江委員も一緒ですよ。苦情の対処人じゃないんだから、私たちは。そのお願いをするのは、あなたたちなんだから。そういうところはもう少し、その地域の方たちの身になってもらって早期に対策をとってもらいたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

部長もぜひ現場を見ていただいて早期に対策ができるような予算確保、そしてまた、県警との対応をぜひ早急にやってください。よろしくお願いしておきます。

【坂本(浩)委員長】ほかにありませんか。

【饗庭委員】石木ダムについてちょっとお伺いしたいと思います。

9月19日に地権者の方と中村知事が県庁で面会をされて以降、報道がたくさんあってというふうに思っています。テレビ報道、新聞報道いろいろあるんですけども、一つ、石木ダム完成は3年遅れるというふうに報道されています。これが本当なのか、どういうことでこういう報道になったのかというところをお伺いします。

【松本河川課企画監】石木ダム建設事業の再評価の実施についてということで、先週、20日に建設企画課から県のホームページに発表させていただいております。30日に再評価委員会で審議をしていただくという状況になっております。この再評価につきましては、今現在進めている建設事業が適正かどうかということを審議していただく場ございまして、これについては定期的に再評価を実施しております。

まことに申し訳ないんですけども、今、委員会の開催前ということで、審査の内容につきましては、この場では公表は控えさせていただきたいと考えております。

【饗庭委員】まだ委員会前ということでございますが、いろんな報道を見ていると、何となく

地権者の方を県がいじめているような報道に捉えられるというふうに住民の皆さんからいろいろお話をいただくんですけども、そういう報道を見て皆さんは担当課、担当県としてどういうふうに感じておられるのか、教えてください。

【浦瀬河川課長】報道では、どちらかというところと反対派の方の意見というのが、かなり新聞等で報道されているかと思えます。

県としましては、石木ダムというのは長い年月の経緯がございます、これまでもあらゆる機会を捉えて説明を地権者を含めてしてきた経緯がございます。例えば、ダムの整備計画をつくる時については専門家の意見を聞いて、その内容について地元で意見交換会とか説明会とかダム検証とか、いろんな場でそういう機会を持ってきました。

最近、報道でとか、支援者が県庁に来られますけど、その方たちの意見を聞くと、やはり最近のことだけを捉えて言われている方が多いかと思えます。県としましては、これまでの経緯を十分に把握していただきたいと思いますので、そこについては県の広報誌とか、そういう媒体も使って県民の理解を得たいと思っております。決して地権者をいじめているわけじゃなくて、地権者に対しては、正当な補償をもって移転いただきたいということで今お願いしているところでございます。

【饗庭委員】いじめているわけではないと私は思っているんですけども、報道がそうなっているというふうに感じる人が多いので誤解されるのではないかとすごく危惧をしているところです。

先日の一般質問でも出ていましたが、やはり県が長年してきたというのを、ここにきてPRが必要ではないかと。そうしないと、何となく反対派が正しい、どっちが正しいかというこ

とは、今後ずっと話し合っていられるんでしょうけれども、そのあたりがあるかと思うんですが、その分をどうしていられるのか。やっぱりお互いが歩み寄らないといけないと思うんですね。この間の面会でもなかなか、2時間話しても、そうはならないような状況、報道でしか知らないのではわからないですけれども、そうしたところで、どうやったら歩み寄れると考えておられるのか、お伺いします。

【浦瀬河川課長】先日の知事との面会につきましては、地権者の方々のご意見をお伺いするというところで、実際、会が始まってからも地権者の代表の方から、今日は自分たちの意見を聞く場ということで、県、知事の思いというのは、その場ではほとんど伝えることができませんでした。面会については、知事も、この前のぶら下がりの会見の中で、「今後、地権者の皆様と将来についてのお話し合いの機会をいただけたらどうか相談していきたい」ということでございますので、県としましても、今後、そういう機会が得られれば、当然ながら、地権者の方と今後の生活再建等についても十分話し合っていきたいと思っておりますし、県も誠意を持って対応していきたいと思っております。

それと、先ほどから、県民に対してなかなか石木ダムのことが伝わっていないということがございますので、そのあたり、本当に分かりやすい広報内容で、とにかく県民にもご理解いただけるように伝えてまいりたいと思っております。

【饗庭委員】そうですね。地権者のことをもちろん守りながら、ぜひ解決する、進めるというところにいくようにぜひ今後も取り組んでいただければというふうにお願いをして、終わりたいと思います。

【坂本(浩)委員長】ほかにございませんか。

【外間委員】饗庭委員のご質問に対する答弁の中で関連して幾つかご質問させていただきたいと存じます。

質疑答弁の中で、長きにわたってかかわってきたこの問題について、いろんな観点から丁寧にやってこられた。時間はかかったけれども、今日までの一定の経緯を、私も当選してきた推進議員の一人として、その経緯については一定理解をして、その推移をずっと見守ってきた人間の一人として、今日までやってこられたことについて、今回の件について、ただいまのご質問、答弁についてお話を聞いたことの中で、推移とともに一定、全国各地でさまざまな災害による被害が頻繁に発生しており、局部の豪雨であるとか災害が大変、昔と違った形で広がってきているので、逆にこういったダム機能が果たす役割というのは、さらに大きいものがあるのではないかと私は思っております。私は佐世保出身ということで、水不足については慢性的に本当に苦しんでおる佐世保市でありまして、欲しい水を川棚に求めて今日までやってまいりましたけれども、それと同時に、こういった災害被害を守るという観点からも、川棚地域の被害対策としてダムの必要性を感じております。

改めて、この点について河川課長として何かお話をいただければと思います。

【浦瀬河川課長】石木ダムの建設につきましては、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、近年、県内外で自然災害が頻発、激甚化する中、県民の安全・安心を確保する事業を進めることは、行政としての責務であると考えております。

また、過去の洪水で川棚町民が苦しい思いをされた。また、過去の渇水で佐世保市民が苦し

い思いをされた。そういうふうな気持ちも大切にしながら、また、8割の協力いただいた地権者の方々のお気持ちも大事にしないといけないと思っています。

石木ダムについては、今現在、工事を進めますけど、地権者の方々に裁決内容を踏まえ、改めて協力を求めていると思います。一日も早く事業は進めるべきだと思っております。

【外間委員】河川課長の答弁の中で、8割の協力をいただいた地権者の方々の好意もしっかりと無駄にすることなく、さらに、13世帯の反対地権者の方々にも丁寧ににかかわっていかれるということの答弁をいただいたので、その点しっかりとやっていただいて、一定限られた期間の中で、この事業を進めていくということで、私もまた見守ってまいりたいと存じますので、どうぞこの件についてはしっかりと前に進めていただくよう、部長、最後に決意のほどをお聞かせいただければと思います。

【岩見土木部長】石木ダムの必要性については、今まで事業認定の告示が認められ、また、一審の判決でも、きちっとそこは認められているところでございます。川棚町の下流での災害が平成2年にありまして、多くの方が浸水被害に遭いました。その後、河川改修等も進めておりますけれども、やはり今、いろんなところで局所的な豪雨もありまして、そういった災害がいつ起こるとも限らないという状態の中で、一定の安全度を保って流域の住民の方のためにきちっと治水対策をやっていく必要があります。その中でさまざまな検討をしてみましたが、石木ダムというのが一番効果があって経済的だということでございます。

また、佐世保市の抜本的な渇水対策、水不足対策についても、なかなかほかに方法がなくて、

平成6年の時も多くの方が断水で非常に大変な思いをされました。そうした災害で非常にご苦労された県民の方々の気持ち、そういったことが二度とないように行政としてはしっかり取り組んでいかないといけないと思っております。また、反対される地権者の方々につきましては、住み慣れた土地を譲っていただくということに対して、これはなかなか、その人たちにとっては大変なことだということも十分理解できます。

ただ、先ほど申し上げましたように、災害で大変な思いをされた県民の方々の気持ちについても、地権者の方々も耳を傾けていただき、ぜひこの事業にご協力いただけるように、我々も誠意をもって今後の生活について、それから、今後の地域づくりですね、移転をしていただいても、さらにいい環境で暮らしができるように、いろいろと地権者一人一人に寄り添ってこのお話し合いができたらいいいと考えておりますので、今後も引き続き、そのように地権者の方々と話し合っていきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【中山委員】 次期まち・ひと・しごと創世総合戦略の策定についてお伺いします。

平成27年度に策定して、今年度が計画期間の最終年度になっているということでもあります。土木部は施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「人流・物流を支える交通ネットワークの確立や、産業振興や交流人口の拡大につながる基盤整備を積極的に推進し」と、こういうふうにあるわけですね。そうすると、事業をすることによって都市間の通行時間の短縮等がこの5年間であっていてと考えております。それに伴う経済的な波及効果、これについて5年間について、次期計画を立て

る前にどういう形で総括しようとしているのか、その辺を教えてください。

【岩見土木部長】 次期まち・ひと・しごと創世総合戦略につきましては、これまでやってきた内容についても、委員おっしゃるとおり総括をして、きちっと検証する必要があると思っております。

土木部としましては、広域交通ネットワークの整備等でこれまでも西九州自動車道、島原道路、西彼杵道路、その他の道路もありますけれども、そういったことの整備を進めておりました。実際、西九州自動車道につきまして整備を行ったところでは、企業立地が進んだり、あるいは農産物、水産物の搬出、輸送体制が強化されたり等、確実に効果が上がってきていると思えます。

また、今、進めておりますところにつきましても、早く効果が発揮できますように、今、力を注いでいるところでございます。

今後、さらに人口減少が進んでいく中で、こういった基盤となるインフラ整備は非常に重要だと考えておまして、地域の経済ですね、交流人口の拡大による経済発展というものもありますし、地元の特産物を拡大していくという意味での経済の発展もありますし、いろんな点があると思うんですけれども、これをきちっと次期まち・ひと・しごと創世総合戦略の中においても、より以上にきちっと進めていく必要があると考えております。

それで、経済の発展が、やがて雇用の拡大につながり、そして、人口流出に歯止めをかけて活性化ですね、活気ある長崎県になるように取り組んでまいりたいと考えております。

【中山委員】 土木部長の答弁は了としたいと思いますが、県民は今の言葉だけではなかなかわかりに

くと思いますので、やはり成果の見える化というか、それを含めて、例えば、県庁から佐世保市役所、そして県庁から島原市役所まで、そして、佐世保市役所から島原市役所まで、そういう都市間の特に時間短縮の効果のあったところ。5年間で恐らく2,500億円以上の事業費を使ってやっているの、まず、事業したことによって都市間がどれだけ短縮されたのか、これは調べることができるんじゃないかと私は思っております。その上で次年度はどうしていくんだ、こういうふうにした方がわかりやすいと思うんですよ。

ぜひそういうことに基づいて、次に予算決算委員会がありますね、予算決算委員会で具体的に聞かなければいけないと思っておりますが、ぜひそういう考え方をして5年間の、一つ、時間的短縮による経済効果ということになると思いますが、とりあえずは時間的短縮がどの程度、県内で発生しているのか、その辺を次の予算決算委員会あたりまでに調べていただければ大変ありがたいと考えておりますので、これは要望にとどめておきたいと思います。

【坂本(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【宅島委員】 先の一般質問におきまして、同僚議員が国土強靱化地域計画のことについて一般質問をしたんですけれども、このことについて質問させていただきます。

政府は、防災・減災、国土強靱化のために約7兆円のインフラ緊急対策を打ち出して公共事業予算の補正をするというような趣旨のもと、各市町が強靱化地域計画の策定をしなければ、そういう計画をつくってなければ今後公共事業の予算がつかませんよというふうにこの資料には書いてあります。各基礎自治体が地域計画をつくらなければ公共事業の予算はとれないということで認識してよろしいですか。

【川添建設企画課長】 委員から国土強靱化の予算についてのご質問です。

国土強靱化のお金というのは、平成30年度末、この前の3月に第一弾目が出されて、今年度の当初予算でも出されておるところでございます。

今回、3カ年ということで、来年度の当初までは一応確保されているということで、来年度まではそうなるんですけども、その後の問題で、今、国土交通省、内閣府も含めてそうですけれども、国土強靱化というところを、最近の災害等を踏まえてそういうことを打ち出して、国土強靱化の地域計画の策定ということをおっしゃいます。

今、委員ご指摘のとおり、例えば、来年度の、お金もいろんな種類がありまして、防災安全交付金というのがあります。防災安全交付金であります、そちらの計画に基づくものにある程度絞られていく。さらには、次年度以降は、それが要件化していくということの中では、市町村は特にそういった小さな交付金を活用しているところが大半でございます。

そうした意味からいうと、国土強靱化計画を自らつくってもらう。さらに、市町村がつくる国土強靱化計画の中にも国の事業、あるいは県の事業をきちんとうたい込んでもらって我々の事業もプッシュしていただく。そういった意味から、今現在、県としても市町に向けて策定を、策定はお願いする立場にしかないんですけれども、そこら辺を我々もきちんと支援しながらつくっていただくというような施策を進めております。

【宅島委員】 ありがとうございます。これは県の危機管理課が出されている資料ですが、「令和3年度以降は必要なインフラ投資があっても根拠となる計画がなければ公共事業の予算要求

は困難であるため」と書いてあります。それで、この地域計画がなければだめと私は読むんですよ。

ですので、この提出が今年度中と、令和元年度中に出しなさいとなっているので、ぜひ土木部長で結構でございますので、各基礎自治体の市長、町長に、本当に早く出してくれということを、この前の答弁でもわかるんですけど、再度お願いをしたいと思います。

防災・減災、国土強靱化という3つの視点に立っているんですけども、先般、6月6日に雲仙市の吾妻町の農家の方から電話がかかってきて、「吾妻の方にちょっと来ていただけないか」と、「何事ですか」と言ったら、「二級河川の山田川のダンチクが生い茂って、もう溢れんばかりになっていると。県の方にも、振興局にも来ていただいて、実際一緒に見ていただいた。その後も県の河川課の方と協議をさせていただきました。

「県内にどのくらい、このダンチクの要望がきてますか」と聞きましたら、「県内で100カ所ぐらいはダンチクの伐採の要望が上がってきています」というようなことをお聞きいたしましたので、減災、防災にもなるので、このダンチクの伐採についても、国土強靱化地域計画がそれぞれの市町から上がってきているでしょうから、ぜひ中に入れ込んで要望していただきたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

【岩見土木部長】 委員おっしゃるとおり、防災・減災、国土強靱化を進めるためには、国土強靱化地域計画をきちっと策定することが喫緊でございます。令和2年度の当初までは緊急対策の3カ年計画がございますけど、令和3年度以降となりますと、令和3年度の概算要求に間に

合うということになれば、当然、令和2年度の当初には地域計画ができてないと概算要求に間に合わないということでもあります。それからいきますと、今年度、策定を進めていただかないといけないということで、これにつきましては私自身が首長さんお一人お一人に声をかけながら必要性を訴えてきたところでございます。

それで、今、それぞれ検討は進められていると聞いておりますが、早く策定できますように我々もしっかり支援していきたいと思っております。

それから、この地域計画の中には、市町でそれぞれ考えていること、それから、県や国の事業であっても各市町に関係することは位置づけても構わないということになっておりますので、きちっと位置づけていただいて、これが安定的な予算確保につながるように我々も努めていきたいと考えております。

【宅島委員】 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

あと1点、先ほど、都市政策課長から提出いただいたこの資料ですが、港湾課長にお聞きをしたいんですけども、本年度の概算要求で松が枝埠頭の2バース化の予算を計上していただいたと資料に書いてありましたが、それはいかがですか、そういう情報があるのでしょうか。

【平岡港湾課長】 松が枝埠頭の2バース化につきましては、今年度、国の事業としまして長崎港松が枝地区事業化検証調査費がついておりますが、まだ事業化になっておりませんので、予算化という形には至っておりません。

【宅島委員】 わかりました。調査費の要求をしたということで認識してよろしいですね。

【平岡港湾課長】 今年度は国の調査という形で予算がついております。事業化に向けた調査を

行うという予算がついている状況でございます。

【宅島委員】わかりました。ありがとうございます。それで、この資料には、平成30年の入港数で全国第3位。クルーズ船220隻、利用者数93万6,000人となっておりますけれども、県の見通しとして、この2バース化が完成した後は、おおよそこの倍でしょうけれども、どのくらいの見立てをされておりますか。

【平岡港湾課長】2バース化になった後、今、想定しておりますのは2020年代後半でございますけれども、その時点でおおよそ400隻以上の接岸が可能になっていると考えております。人数につきましては、約140万人を見込んでおります。

【宅島委員】わかりました。ありがとうございます。ということは、船1隻当たりの経済効果は5,000～6,000万円あるということで認識をしているんですけど、掛ける400隻分ぐらいが経済効果として長崎県に波及してくるということで認識してよろしいですか。

【平岡港湾課長】平成27年度に行いました調査の結果、1人当たりの消費額が約2万9,000円程度と見込まれております。1隻当たりの効果は約6,000万円程度となりますので、委員が今お話しされましたとおり、掛ける400隻の効果が発現できるものと考えております。

【宅島委員】わかりました。ありがとうございます。県と議会が一体となって国の方に2バース化の実現に向けて今後も頑張ってもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【石本副委員長】先の一般質問で私の対応が十分でなくて聞き漏らしたところがありましたので、2～3、追加で確認したいと思います。

1点目ですけれども、これは一般質問でもお尋ねしたんですけど、先の大雨で今福の浜ノ脇

線の崩落によりまして市道が3カ所、全て崩壊しました。それで、市として一番心配しているのが、県道じゃなくて市道だということ、それから民有地があるということで、その復旧についての対応、また、財政的な面を心配しています。

県として、今時点で結構ですけれども、どのような考えで進めようとしているのか、確認したいと思います。

【馬場道路維持課長】松浦市の今福の浜ノ脇線の災害と存じます。

28日の朝に地すべりが発生しまして、3つの市道が寸断されたということとともに、家屋2棟、倉庫4棟が被害を受けたという状況でございます。現在も8世帯が孤立状態と聞いておりますが、被災後、8月29日に国交省のT E C - F O R C E、緊急災害対策派遣隊が現地調査に入られたところでございます。

それを受けまして、現在は測量、地質調査、設計業務等を行っているところでございます。あと、地すべり対策の観測のためのセンサー、そういったことを今やっているところでございます。現在は、迂回路となる道路が、北の方に市道がございまして、そこがつながれば孤立状態はなくなることになります。それが昨日、完了したと聞いております。ですから、今日から孤立状態はなくなっているという状況でございます。本復旧につきましては、災害査定、地すべりの状況、設計等、ちょっと時間はかかると思いますが、できる限り、何かあれば県としましても市と一緒にやってできるようにやっていきたいと思っているところでございます。

【石本副委員長】なかなか時間がかかるような状況となっていますので、引き続き、市当局とも十分協議されて、支援、また指導あたりをし

っかりやっていただきたいと思います。

もう1点ですけれども、先ほど、宅島委員からも質問があって、同じ質問をしようかなと思っていました。今回、松浦市についても、幸い、氾濫にまでは至りませんでしたけれども、大雨で数年前に市街地が浸かっています。それで、今回もそういう心配をされたんですけど、辛うじてその前でとまったという状況です。

これまで市から県に何回も要請が上がっていますが、先ほど言われた河川の暖竹の伐採なり、底のさらえ、石または土が結構たまって浅くなっています。今のままでいけば、ああいった大雨があと1日でも続けば、必ずまた氾濫につながるという状況も考えられますので、先ほど、暖竹でも100カ所ほどから伐採の依頼が上がっているということです。

ここら辺、一遍にはいかないと思いますが、計画的に実施をしていかなければ、いつまでたっても進まないと思っていますが、そこら辺の県下全体を見た時にどのような、例えば、どこから重点的にやるのかとか、そういったことの考えをお伺いしたいと思います。

【浦瀬河川課長】河川の土砂の掘削とか伐木については、例年、100件から200件相当の要望が上がっておりまして、実際、半分近くしか実施できていない状況でございます。

県としましては、3割以上、土砂が溜まれば災害復旧で対応できるんですけど、そのあたりの危険度を河川の整備状況、土砂の堆積状況、あと背後地の重要度、例えば、田んぼなのか、家があるのかあたりも加味して判断しておりまして、概ね2割程度たまれば早急にとらないといけないということで順番にとっているところでございます。実際、予算がなかなか少ない中で緊急性をおのおのの河川ごとに判断して今と

っているところでございます。

今年、来年につきましては、緊急3カ年の予算が、一部、そういう掘削に使えるものがございまして、そういうところについては、その予算も活用して対応してまいりたいと思っております。

【石本副委員長】今言われたように、200～300カ所、毎年上がってくるということですが、その中でも、例えば今年はここをせんばいかなという判断基準としては、例えば、市からの要望もあろうかと思いますが、そこら辺はどういうふうになっていますか。

【浦瀬河川課長】実際、市町からの要望がございまして。その要望箇所というのは、かなり緊急度が高くて、私たちが現場で把握している内容とほぼ一致しておりますので、そのあたりを中心に掘削等に対応させてもらっているのが現実でございます。

ただ、予算というのは、前年度に要求しまして、例えば、昨年度要求して今年度付きますので、場合によっては1年遅れとなりますけど、ゼロ県債等を活用して出水前に対策を講じることで、そのあたりは対応していきたいと思っております。

【石本副委員長】洪水が起きてから対応するよりは、事前対応によって予算的にも削減できるという考えにもなりますので、そこら辺はぜひともお願いしたいと思います。

それから、もう1点です。これも先ほど平戸の西川委員からもお話がありましたけれども、県道の整備が最近なかなかされない。要するに、雑草の草払い、のり面の草払いですね、そういったものがされないということ。それから、白線が消えていて大変危ないと。特に、田舎では畦畔とか、路肩が危険な場所もあります。そ

ういったところで、特に山道とか暗くなれば、白線がなければ本当に危ない状況があるというお話が私の方にも大分きています。

それと、今、西九州自動車道の建設がなされていますけれども、その工事に伴いまして大型車両が多いと。その大型車両が多いところで道路脇の雑草が刈られていないと道幅が狭くなって危険だと。学童にも危険があるし、地元の利用者にとっても、大型車両が来た場合には離合がしにくいとか、本当に危険性があるというような話が今多く出されています。これも西九州自動車道のトンネル工事に伴って田代地区とか、そういった地区からもそういう要望が今かなり上がっておりますので、あわせて県道の整備についても計画的に危険度の高いところからとにかく整備をぜひともお願いをしたいと思いますが、その進め方について。

【馬場道路維持課長】 委員ご指摘のとおり、除草と白線につきましては、地域の要望も多いところでございます。しかしながら、県の単独予算は限られておりまして、緊急度の高い、危険な箇所を優先的に実施しているところでございます。

そういったことを踏まえ、地域の要望に対して十分に対応ができていない状況でございますが、今後も単独予算の確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

それと、除草の件につきましても、いろんな除草の仕方があると思います。請負ではなくても、地元の自治会とかシルバー人材センター、場所は限られてきますけれども、そういったところも踏まえて、予算がかかるものですから、協議してやっていこうと考えております。

【石本副委員長】 除草とか草刈りは、各自治体に委託という形でやられているんですか。

【馬場道路維持課長】 交通量の多いところは、危険なところがありますけれども、今、地方機関の方に、地元の自治会とかシルバー人材センター等、できるところはないでしょうかとお願い、ヒアリングを実施しているところでございます。

しかしながら、いろんな事情がありまして、いっぱい手を挙げているところはないようでございますけれども、引き続き、お願いはやっていきたいと思っているところでございます。

【石本副委員長】 よろしくをお願いします。

【山口(初)委員】 いま少し時間もあるようですからちょっとお尋ねしますけど、今の石本副委員長の質問に関連していますが、県道の歩道設置に対する基本的な考え方です。

まず、県道の歩道設置に対する基本的な考え方についてお伺いいたします。

【馬場道路維持課長】 まずは、小学校、保育園の通学路が指定されていますので、その通学路を基本にしているところでございます。

【山口(初)委員】 基本的には通学路ですが、家から学校までは通学路なんですけどね。それを特別に、ここは通学路ですと何かの基準で決めるわけですね。普通には通学路なんですけど、一般的に、ここは通学路ですよと言っていますけど、それはどういう決め方をされているのか。

【馬場道路維持課長】 警察とPTAとかで、小学校からの距離とか、そういったところでスクールゾーンというのが決められていますので、その部分を優先ということで進めているところでございます。県が勝手に決めたということではございません。

【山口(初)委員】 それは地域のPTAなり育成会なり、あるいは警察との協議というものが前段にあって決められていると思います。そういうことで県道といってもいろんな県道がありま

して、あんまり人が通るような状況でなくても県道であるし、市街地の中にも県道があります。そういうことで長崎県が今所管している県道が延べ何キロあって、歩道の設置がされているのは何%くらいですか、今。両側の歩道、片側の歩道がありますが、とりあえず片側の歩道で結構ですから、両方というのは、なかなか率が低くなると思いますが。

【馬場道路維持課長】先ほど言いました通学路でございます。法指定通学路ということで、小学校、保育園等の区域で出入口から1キロ以内であり、安全を確保する必要があるということと、1日に40人以上が通行する道路を法指定通学路として整備をしているところでございます。

現在、県管理につきましては、52%を整備しているところでございます。

【山口(初)委員】 そういうことで、ちょっと地元の話になってしまいますけれども、諫早の土師野尾から飯盛に抜ける道で、ご承知の県道ですけど、最近、大型トラックがぼんぼん通るようになりまして、地域の皆さんが、「ここは何とか歩道を設置してもらわんと、バス停を子どもを待たせるのが非常に厳しい、危険な状況である」とおっしゃっています。これは諫早市からも要望が上がっているんですよ、実際、1項目。どういう状況になっているのか、教えてくださいませんか。

【馬場道路建設課長】 委員ご指摘の歩道の整備というようなことで、土師野尾地区の整備につきましては、これまで道路改良事業で整備を進めてきておりまして、残る区間がまだございます。そこは歩道整備ということではなくて、歩道を設置できるような道路改良事業ということで現在検討を進めているところでございます。

【山口(初)委員】 進められているというのが目に見えていない状況なので、計画されているの

か、計画しているのか、その辺をいまい少し教えていただけますか。そして、具体的にいつから着工するのか。

【馬場道路建設課長】 まだ事業化には至っていないところでございますけれども、必要性については認識しているということで、早期事業化に向けて、現在、測量も何もできてませんけれども、検討を進めているところです。

【山口(初)委員】 恐らくこういう状況は県内各地から要望が上がっていると思いますけど、特に、このところは、私も見せてもらいましたが、見通しが結構いいし、車もスピードを出せる状況にあるものですからね。ただ、歩道をつくるには環境的に加工しなければいけない部分があるので、いろいろ止まっているんだろうなと思いますけど、早期に地元と相談していただいて、安全確保のためにも、まさに通学路として安全対策を講じていただきたいと思いますので、要望しておきます。

もう一つ質問します。公園に関しては、土木部は全然関係ないですか、よろしいですか。

県立公園に関してお尋ねしますけども、ずばり言いまして、琴の尾岳です。県立公園、違うんでしょう、土木部じゃないんでしょう、わかりました。そこにかかわる道路だったらいいでしょうけども、公園そのものの関係はだめですよ、所管が違うんですよ。

【馬場道路維持課長】 県で管理しているものは、諫早の総合運動公園と平戸公園と田平公園、西海橋公園、それと百花台公園を管理しているところでございます。

【山口(初)委員】 お尋ねしようとしているのは、その管理している5つの公園外のことですので、取り下げます。

【坂本(浩)委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 3時11分 休憩 —

— 午後 3時12分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
3時20分まで休憩します。

— 午後 3時13分 休憩 —

— 午後 3時20分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
【八江委員】直轄事業の本明川ダムの問題ですが、その前に直轄事業関係のことで申し上げます。

県から直轄事業、国道もそうですけれども、本明川ダム、いろいろありますよね。説明というのが、県の説明を聞かない限り、我々はなかなか情報を入手することができない。地元説明とか審議会とか、地元の住民はもちろんですけれど、我々は聞く機会がないんです。聞く機会がないということは、何を言いたいかというと、県はもう少し、国の出向職員の皆さん方がおられるわけですから、もう少し詳細な説明が欲しいと私は申し上げておきたいと思います。国道の直轄事業、例えば、34号、57号とか、100番以内の道路とかいろいろあります。それは前から国の出先機関にも申し上げておりましたけど、できるだけそういうお願いをしていきたいなと思っております。

それはそういうことでお願いするわけですけど、本明川ダム建設の着工の時期を前から聞いておるけど、完成は令和6年を目標にと書いてありますけど、県の道路も着工しているし、その他いろんなものもできつつあるというより、着工している中で、本体工事の着工が見えないんです。この間も質問したけど、そのことはまだわからないということでしたけど、「令和6年の完成を目指す」と資料の中にありますが、

それはどうなんですか。令和2年になりつつあるんですけど、今ははっきりしているんじゃないかと思いますが、いかがですか。

【松本河川課企画監】国営の本明川ダムの現在の進捗状況につきましては、委員ご存じのとおり、平成29年2月に損失補償基準の妥結がありまして、その後、付替道路の用地の買収をやっております。平成30年度と今年度に県が用地国債を活用しまして用地の先行取得を行っております。

また、平成30年2月には本明川ダム関連の付替道路の着工式も行われ、現在、本格的に付替県道工事、それと工事用道路の工事を今やっているような状況でございます。

現在、国から聞いているのが、令和6年度の事業完成を目指しているところまでしか我々も聞いてなくて、我々としては、今後、段階的に用地取得、道路工事、ダム本体工事について行われるという状況しか聞いておりません。

【八江委員】もちろん、末端の地権者の関係は、そういうことがあるかもわからんけど、ほかの方からのニュースはあるけど、我々が質問しても、なかなか答えられないと。いえば、つんばし敷に置かれているんじゃないかと思うぐらいに非常に少ないんです。諫早の本明川ダムだけでなく、本明川の河川の問題とか、かさ上げの問題、拡幅の問題、もう全く説明がない、聞かない以外はないんです。

そういったことでありますので、もう少し県の方は、直轄事業については詳細にわたって、どこまでできるかはわかりませんが、それをぜひしてほしいなと思います。

そこで、本明川ダム周辺の地域振興計画等がなされていると思うのです。例えば、集団移転はどこどこに何戸、あるいは公民館をつくると

か、あるいは公園をつくる、あれをつくるという振興策はたくさん出てるけど、その内容については、我々は資料としてもらってない、知られてないというよりも、聞いてないからわからないのかもわからんけど、そういう点を含めて、わかっている分をできれば図面で委員に配っていただくことはできないかなと思うんですけど、いかがですか。

【松本河川課企画監】本明川ダムに関連する地域振興計画としまして、水源地整備計画の策定について、今、県、市及び国と協議を行っているところでございます。具体的に言いますと、地域振興計画としまして公園の整備とか公民館の整備等々で36項目について今検討を行っているような状況でございます。

今後、はっきりしました段階で、また議員の方にもご説明したいと考えております。

【八江委員】はっきりした段階じゃないと、決まった分だけしか発表はできないかもわからんけど、項目が、我々が全くわからんままにひとり歩きしている部分が非常に、地元の要望はたくさん出てますけど、それがどういう経緯で流れているかというのが、私たちも地域住民の人たちと懇談する機会がよくありますが、我々は県だから、諫早市よりももっとわかっていると思いついて質問されることが多いんですよ。ところが、我々は、むしろ地元よりも説明することができないんです。県道は調べておけばわかりやすいんですけど、それ以外の地域振興策については、国の事業でありますけど、もう少しわかりやすく県議会にも説明をしてほしいと思いますけど、部長、その点は執行しているかどうかじゃなく、そっちが優先かどうかということじゃないかもわかりませんが、立場上、国、県、市町とかいけば、当然ながら、我々が情報

を入手する機会が早くあっていいんじゃないかという思いがありますけど、その点の考え方はいかがですか。

【岩見土木部長】本明川ダムにつきましては、国、それから付替県道等に関しては県、それから地元については市と、国、県、市が連携して取り組んでいる事業でございますので、市の方で行っている情報については、同じように県の方でも共有しておく必要がありますし、当然、県議会の議員の方々にも、そのあたりはきちっと情報提供していく必要があると考えております。

これにつきましては、国ともちゃんと協議するとともに、地元の振興局の方にも地元説明会があった時の内容だとか、そういった情報はきちっと把握して共有できるように進めていきたいと考えております。

【八江委員】ぜひひとつ、そのようにお願いします。本明川ダムについては、石木ダムと違って、いえば推進上は優等生じゃないかなと。何にもない、ゼロじゃない、問題がないというわけじゃないかもしれないけど、順調に進んでおりますし、その点は自分たちもいろんな意味で根回しもしましたし、いろんなことをお願いもしてまいりました。地域振興策についても、やっぱり地元の市が出すこと、地元の地権者たちが出すこと、あるいは県がこうしたらいいんじゃないかということを出すこと、こういうものがいろいろあると思うんですよ。だから、そういったものももう少し加えていただきたいなという思いもあります。

例えばの話ですが、本明川ダムができる本野地域には、国道34号の本野交差点が立派にできました。その延伸を今からやっていこうというのは、先ほど質問したとおりですけど、あの近

くに国道と並行したような格好で鉄道が、大村線が走っています。大村線が走っているところに地域振興策として本野駅をつくったらどうかという提案を、諫早市に対してもどこにでもやっている、地域としては。それは何を意味するかというと、本野のダム対策問題の、地域振興策の一環としてそういうものをしたらどうか、住宅地を拡大してはどうかというのは、もちろん、諫早市にかかわることが多いんですけど、県の方も何かやっぱりそこはね、ただ言われたとおりつくればいいんじゃないくて、こうしたらどうか、ああしたらどうかという提案もあってほしいなという思いがあるものだから、我々も情報収集しながら、また、それを地元と協議しながら提案をしていくという方法もありますので、そういったことを求めていると思います。

先ほどの図面は、入手できる分はできるだけ配付してください。住宅団地が20戸できて、公民館はここにとかなんとか、もう決まっているでしょう。我々は、地元には聞けばわかりますけど、聞く前に我々は把握しておかなければいけないことだなと思ったから今お尋ねしております。

その点、間違いなく出してもらえますか、よろしいですか。

【浦瀬河川課長】 地元対策については、諫早市が取りまとめを行っていますので、市の方とも調整させてもらって、できる限りの資料を提出して議員にもご説明してまいりたいと思っております。

【坂本(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【西川委員】 新年度が始まってからお盆前後までに、各市、また地区から、それぞれ幹線道路、例えば、西九州自動車道、西彼道路、東彼道路、

そして、大村市からは国道の整備、諫早市からも国道整備に対しての要望、さらには、島原半島3市からの要望、また、諫早市からの要望など、また、その地区において期成会などが盛んに行われて道路整備の要望がものすごく強く要求されております。

また、10月4日は、諫早市もまた要望の予定だと聞いておりますし、10月31日には諫早三期成会の陳情、10月1日は島原道路の陳情、11月4日は雲仙市吾妻町で島原道路期成会などがあると聞いております。また、佐賀県伊万里市、それから松浦市、平戸市、佐々町、さらに今年度は佐世保市も加わっての西九州自動車道の建設促進の県に対する陳情、または佐賀県に対する陳情も予定されておるそうであります。また、政府への4市1町の要望もあると聞いております。

しかし、今年度の想定外の自然災害の中で来年度の道路建設予算がどうなっていくのか。さらには、これは国の考え方だと思いますが、それと福岡県、佐賀県、長崎県と福岡市で構成しております西九州自動車道建設促進期成会の東京での期成会など、その後、どのような計画になっているのか、幹線道路の建設促進についての今後の見通しなど、お聞かせいただきたいと思います。

【馬場道路建設課長】 地域の活性化、あるいは災害等への代替性等の上でも幹線道路の整備というものは重要であると思っております。

現在、県北地域で整備を進めております西九州自動車道につきましては、佐賀、福岡までつながる幹線道路として早期整備を国に求めているところでございます。

その整備を推進するに当たりましては、地元の協力が必要であるということから、長崎県知

事を会長とします、福岡県、佐賀県、福岡市で構成いたします「西九州自動車道建設推進協議会」というものがございます。また、佐賀県、長崎県内の沿線市町の首長様方で構成します「西九州自動車道建設促進期成会」等もございまして、そういったところと連携して国へ予算確保をしっかりと要望していくということの取組を毎年進めているところでございます。

先ほど、委員ご指摘のとおり、道路予算というのが、来年度は国土強靱化で予算があるところまではいいかもしれませんが、その後はなかなか見えない状況にある中では、今後もしっかり要望活動に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

今年度は、東京でも促進大会を開きたいということで3県と調整を現在進めているところでございます。

また、西九州自動車道に限らず、島原道路であるとか、西彼杵道路であるとか、それぞれ期成会等もございますので、関係市町、あるいは地元の議会、県議会等のご協力を得ながら予算確保を国にしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

【西川委員】再質問はするつもりはなかったんですけど、例えば、西九州自動車道の期成会の東京での開催とか、その他の道路の予算づけなどの見込みとか、自然災害が多発したことが道路建設に影響しないかとか、そういう予想など何か情報をつかんでいませんか、見通しはどうかなのでしょうかと質問でした。

【馬場道路建設課長】全国で発生する災害等に道路予算等がもっていかれて予算がつかないのではないかとのご心配ということでしょうか。

我々としては、災害等についても道路というのは重要な整備でございますので、災害等

に対する道路ということで要求してしっかり確保に努めてまいりたいと思っております。来年度予算以降でこういった状況になるかというのは、来年度予算の概算要求は国の方で今年度以上の要求がなされておりますけれども、次年度以降どうなるかはわかりませんので、減らないように継続して要望していく必要があると思っております。

【西川委員】先ほどの八江委員のお話がありましたように、私たちが地元で市民の前に、県民の前に出れば、どここの道路はどうなるんだとか、いつ頃着工するんだとか、いつ完成するんだとか、そういう質問ばかりで、皆さん、本当に道路の建設促進に関しては関心があるし、要望が強いんですね。だから、私たちにもできるだけ、その都度、情報を流していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【中山委員】長崎の伝統文化であります精霊流しを守り育てるという意味で一言申し上げたいと思います。

先ほど、西川委員からいろいろ質問があって、なるほどなという部分もあったんですが、爆竹等の維持費ですね、これは県民が負担しているじゃないかという話がありましたが、聞けばそうなんですけれども、もう少し深く考えれば、長崎市民も長崎県民であるんですよ。だから、3分の1は県民なんですよ、市民、県民なんです。ぜひそこをきちんと押さえてもらいたいというのが一つ。

もう一つは、道路維持課長の答弁でいくと、警察と当事者とで話をして1車線に指定して効果があったような話をしたんですけども、それはそれとしていいけれども、もう一回、精霊船というのは、どういうものか、なぜ爆竹をせんばいかんのか、なぜここまでつないでおるのか

という、文化人とか、当事者とか長崎市とか幅広く、一回きちんと聞いてもらう必要があると私は思います。それとあわせて精霊船によってどれだけの経済効果が発生しているのか、それによって市税、県税が幾ら入っているのか、その辺を含めて調査をやってほしいなと私は思うんですが、どうですか。

【馬場道路維持課長】平成29年に長崎市と国交省と、精霊船が通る道路を管理しているのは県だけじゃありませんので、利用者負担について、長崎市と国の方に、どうしていますかとお聞きいたしました。そしたらイベントということで負担金は徴収をしてないという状況でございました。

それで、今、委員ご指摘の経済効果というか、精霊船をすることによって市税、県税がどのように上がっているのかという質問につきましては、現時点で分析しかねないというふうに考えているところでございます。

【中山委員】私がその前に言ったのは、精霊船というのがなぜ今まで続いてきたのか、爆竹がどういうものなのか、ここを根本的に専門家によく聞いてみたらどうですかと。負担の問題なんかは聞いてない。もう一回、それを含めて長崎市に経済効果などについて聞いてみたらどうですかということです。

【馬場道路維持課長】委員ご指摘のとおり、精霊船の必要性、花火の伝統的なことについて、今もって長崎市の方にお話を伺いたいと思っております。

それと、市の経済効果につきましても、市の方で持たれているかどうかについても市に聞いてまいりたいと思っております。

【中山委員】長崎市はよかとさ、それ、聞いてよかけんが。そうじゃなくて、精霊船に詳しい文化人がおるよ、何とか越中さんとか、何台も

精霊船を出している人がおるさ。そういう人に、なぜ出すんですかと、こういう意見もあるけれども、よく聞けという話があったんですけども、どうですかと。長崎市じゃなくて、市民からももう少し幅広く、精霊船がどういうものかについて聞いて、その上で判断する必要があるんじゃないかということを私は今感じたものだから、そういうふうに進言したわけですが、いかがでございましょうか、もう一回。

【馬場道路維持課長】専門家の意見を聞いて、今度、機会があればご報告したいと思っております。

【中山委員】専門家と、実際出した市民の話を聞いてくれよ、幅広く、この際。

【馬場道路維持課長】広く意見を聞くようにいたします。

【坂本(浩)委員長】委員長を交代します。

【石本副委員長】委員長、発言をどうぞ。

【坂本(浩)委員長】すみません、最後になると思いますけれども、3点、短時間に質問させていただきます。

1点目は、9月から県が建設業者の皆さんに呼びかけている、きらきら2連休についてです。もう一つは、今日、午後から資料として配付をさせていただきました長崎市中心部の交通結節の検討について、3点目は石木ダムの問題についてちょっと確認したいことがございますので質問させていただきます。

まず、建設業者へ呼びかけておりますきらきら2連休、これは9月から12月末まで4カ月間にわたって、県内の建設業者に第2週の末を連休にすると、土日ということになると思うんですけども、そういうキャンペーンを始めたということであります。

去年か一昨年か、建設業における週休2日制について私は質問させていただきまして、この

間、県としての取組も進められてきたと思っています。

今日、午前中の議案外所管事項で入札のあり方についてやりとりが少しありました。その中でも辞退したところについては人手不足という現状があったということになっています。

そういう意味でいくと、県内の産業の分布から見まして、いろんな状況からしましても、建設業の、特に技能者を初めとした人手不足は非常に深刻だと思っていまして、そういう意味でいけば建設業界における働き方改革の一環だろうと思っていますけれども、この間の週休二日制の定着に向けた取組を踏まえた今回の呼びかけ、きらきら2連休キャンペーンということになっていると思いますけれども、そこら辺の経過と取組の思いについて説明をいただければと思います。

【川添建設企画課長】県が今回始めた、きらきら2連休に関してのご質問で、経過と思ひみたいなことを話してくれということでした。

委員がご指摘のとおり、午前中のやりとりを踏まえまして、我々としては、建設業が他の産業と比べて就労時間が長く、休みが少ない、もともとそういったイメージがあって、入職者を何とか拡大させないといけなと。そういった中では、建設業は3Kと昔から言われていますが、そういったイメージの払拭、あるいは就労環境の改善、そうしたことを目的としまして、平成27年度からこういった週休2日の取組を始めております。

平成27年から平成30年12月まで、約4力年弱やってきた状況は、まず、週休2日の対象工事を県の方である程度絞りまして、大体100件ぐらいに絞りまして、50件は発注者が指定、あとの50件は受注者が希望ということでやっております。受注者の希望が約50件ぐらいやって

いたんですけれども、5割程度しか手を挙げてくれるところなかったという中で、その時に業界に意見を聞くと、同じ会社の中で、Aさん、Bさん、Cさんといった時に、Aさんは週休2日やるんだけど、BとCは働かせるというのは、どうも会社としてなかなか難しいと。そういった声もありながら、平成31年1月、今年の初めですけれども、それからは対象工事を一気に拡大しまして、1,000万円以上は全て手を上げるところは誰でも、どの会社でも週休2日をやりたいところはいいですよということをやりました。

しかしながら、具体的な数字を言いますと、6月末までの発注件数が約320件ぐらいあるんですけれど、そのうち手を挙げたのは、そのうちの5割程度にとどまっております。こうなると、週休2日の拡大がなかなか難しい中では、こちらあたりでもう一步踏み込んで起爆剤といいですか、そういった刺激策が欲しいということで、こうしたキャンペーンを今回張ったところでございます。今、そのように週休2日を呼びかけて、皆さん、やっていただきたいと思います。

そのほかにも、今回、5割で下げとどまっていますという話をしましたが、今回、連休ということで子どもと遊ぶ時間をとっていただきたい、あるいは働き方改革というのが今年度から適用されていますが、建設業は5力年間、据置きになっていまして、5年後に向けて、そこは建設業界の方にそういった意識をきちんと持っていていただく必要があるという中では、今回、こういった土日に休むというような刺激を与えたいというのがあります。先ほど言ったような就労環境の改善を図って、世間に向けて建設業も土日休める産業なんだよということをアピールしていきたい、そういった狙いがあると思っています。

【坂本(浩)委員長】 ありがとうございます。
全国的にも建設業をめぐる状況は同様だと思います。そういう中で、それぞれ工夫しながら、人手不足解消のための就労をやるという取組がされているようであります。

新聞報道によりますと、週末の連休を確保するという呼びかけは全国初ということでありますので、ぜひこの4カ月間、目標に向けてぜひ頑張っていたきたいと思います。

この間、私も現場の建設業者の皆さんのいろんな声、県としても、こんなことに取り組んでいますよというふうなことを言っている時に、一つは、先ほどありましたように、呼びかけてもなかなか進まないことがあるということなんですね。

そういう意味でいくと、先ほど言われましたように、6月末で320件中50%ということでありますので、したいけれども、なかなかできないという事業者の皆さんは、やむを得ないと思うんですけど、その気が全くないみたいな事業所については、呼びかけだけじゃなくて、これはやらんばいかんとですよというふうな指導的な部分を含めてぜひ力を入れていただきたいと思います。

特に、県の発注事業については、問題は工期です。建設業における、天候に左右されますから、工期内ということで、できる時にやっておかないと雨が降った時にできないというジレンマもあるかと思います。特に、県の発注とか、公共事業ですね、県、各市町が発注する事業については、工期に少し余裕を持って発注する、そういうことも重ねて要望として申し上げさせていただきたいと思います。

次に、長崎市中心部の交通結節の検討です。今日、拡大版ということで資料を出させていただきましたけれども、第1回目の検討会議が8月

20日にありまして、私は、たまたま傍聴させていただきました。その時に、特に、長崎駅ないしは周辺の交通事業の関係で、各交通事業者とも話が煮詰まっているのかなと思っていたんですけど、それぞれ出された意見を聞く限り、あんまり煮詰まってないなというふうな率直な感じがしました。これは長崎県、長崎市の間でもそうかなというふうな感じがありました。

結局、この拡大版地図の右の方に黒の四角で囲んでありますけれども、新駅舎が150メートル、西側に移転するため乗り継ぎ客の利便性が低下、バリアフリー化が不十分、平面横断が困難ということなんですね。

この長崎駅ないしは周辺の整備というのは、100年に一度の事業というふうに言われていまして、県、市、ＪＲ、それから各交通事業者が入ってやってきたはずなんですけれども、どうもこの辺の話が進んでないというふうな状況があります。

今からもいろんなことをするんだろうと思うんですけども、例えば、西側へ移転するためのバスとか電車の乗り入れも、一旦、話が合ったようなんですけれども、それは断られたと、事業者側が乗客の利便性とか必要性に鑑みて、それはできないというふうなことだったり、あるいはＪＲの新しい駅の改札についても南側はできませんとか。そんなこともいろいろ話をする中で、少なくとも新幹線駅の南側の改札というのは、当初、だめと言っていたのが検討に値する、検討のところまではきているようであります。

今後の日程的に見ると、あんまり回を重ねるような、幹事会の中でされると思うんですけども、もう少ししていけないと、100年に一度の事業が、結果的に、新しい駅舎はできた。でも、どこに行っても今のようにアップダウンでしか対面の方に渡れないと。

昨日、私は出張で博多に行く用事があって、午前中、「かもめ」が動かなかったものですから、しばらく駅に待機していました。結構なお客さんがバスの方に移動しているんですよね、午前中の便が運休しているものですから。その時に駅員さんに一生懸命聞いているんです。駅員さんも、「バスセンターに移動してください」と。そしたら、ある年配の女性の方が、「あそこには遠回りして行かんばでしょう。私、歩いてから行ききらんとさね」というふうな話で、私は、すぐエレベーターを紹介したんですけどね。あのエレベーターはできてから何十年もなると言うんですけども、多分、長崎の方だと思うんですけども、それでも知らないという、全然バリアフリーになってない現状が、変わってもまた続くんじゃないかというふうな、そういう率直な不安感というのがあってどうしようもないんですけども、そこら辺について、今後、この検討会議の中で共有できるのかどうかですね。それぞれ、県、市、そして各事業者の中でできるのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

【植村都市政策課長】ただいま、委員長から長崎駅の交通結節についてのご質問をいただきました。

ご承知のように、現在、長崎駅の移転工事中でございまして、来年の3月には在来線が新しい駅舎に移り、令和4年度には新幹線の駅舎も完成するという事で、現在の駅舎より約150メートル西側に移ることになります。現在でもバス停が国道上、5カ所に分散しておりまして、非常にわかりづらく、アクセスも悪い。また、電停につきましては国道の中央部にございますが、歩道橋でないとアクセスできず、バリアフリー化がされてないというようなことで問題を抱えておりますが、駅舎が移転をいたしますと、

さらに利便性が低下するのではないかという懸念がございましたので、これはもう10年ほど前から駅の東口に新たな大きな駅前広場をつくりまして、その中にバスや電車を引き込みたいという計画を検討してまいりました。

ですけれども、駅前の交通量が非常に多くて、バスや電車を出し入れする際に一般の交通の障害になる、交通渋滞の懸念が大きいということですとか、バス、電車の利用者の方々の中で、現状としては駅に乗降される方の割合が非常に少ないということで、交通事業者や交通管理者である県警本部との協議を重ねてくる中で、それらの案については、一旦、困難であるという結論に至っております。

ところが、昨年度になりまして、特に、地元長崎の経済界の方から、今のままでは非常に不便な駅になると、百年の大計と言いながらまちづくりを進めているのに、駅の交通結節はものすごく不便になってしまうじゃないか、見直しが必要だという強い要請がございまして、県から国と市に協力を要請いたしまして、これまで検討しなかったようなアイデアも含めて抜本的な交通結節機能の向上策を議論していきましょうということで会議を立ち上げた次第でございます。

これまで検討してきて断念しました計画は、いずれも道路のネットワークは今の形のままでということが前提でございました。ところが、その状況の中では、どうしても駅前の交通量が多いことがネックになって、いずれの案も実現が困難と考えられますので、今後は道路の改築ですとか、ほかの路線への大幅な交通量の移転、そういったことも視野に入れながら検討していこうというふうに考えております。

現在時点では、まだアイデアレベルでしかございまして深い検討ができておりませんけれ

ども、例えば、国道と並行しております都市計画道路浦上川線に、半ば強制的に通過交通を転換させまして国道の交通量を減らす、あるいは国道の中に立体構造のミニバイパスをつくって、通過交通はその立体道路を通過していただくというようなことによって平面部の交通量を減らしまして、路面電車やバスを駅前広場に引き込むという案ですとか、あるいは東京のバスタ新宿みたいに、駅のすぐ近くに新たな交通ターミナルをつくりまして、そこに立体のランプで路線バスだけではなくて電車も引き込むとか、そういうアイデアもございます。

現時点では、あくまでもアイデアレベルということで、その具体的な内容ですとか実現に向けての課題、整備効果等、まだ十分分析ができおりません。

今後、これらについて検討会議、本体だけではなくて、その下の幹事会、あるいはさらにその下の事務レベルでの協議も回数を重ねまして短期間で詰めていきまして、実現可能な方策を絞り込んでいきたいと考えております。

先ほど、委員長から、交通事業者や長崎市との意見調整がまだ不十分ではないかというふうにご指摘がございましたけれども、現時点では、確かにおっしゃるとおりだと思います。

これから、短期間ではございますけれども、協議の回数を重ねて話を詰めていきたいと思っていますところ。

【坂本(浩)委員長】 わかりました。また細かな報告もぜひよろしくお願いいたします。

最後に、石木ダムの関係です。先ほど少し質問がありましたけれども、9月19日に裁決の期限を迎えて、建物を除く土地、そして、11月に建物も含む12万平米の全ての土地が移転をするというふうなことになります。19日に知事が地権者ないしは家族の皆さんと5年ぶりに

会われたということでありました。そのことは率直に評価をさせていただきたいと思います。

ただ、なかなか平行線が交わらないという現状、これをどうするのかというふうなことが、事業の賛否は別にして、しかも、最悪の場合、ダム建設上では初めてとなるんですか、いわゆる行政代執行という、まさに力づくで住民の皆さんを立ち退かせるというふうなことも視野に入っているというふうなことであります。私もこの間、何回か質問させていただきましたけれども、ぜひそのことだけは避けていただきたいというふうな思いなんです。

それで、30日に今年度の第2回目の長崎県公共事業評価監視委員会が開かれるということでありました。饗庭委員から質問があったように、中身はわかりませんが、県としては、公表はできないけれども、報道があっているということです。

それで、私は何回か質問の際に言わせていただいたことがあるんですけれども、今回の再評価の実施の理由も含めて、今の段階では言えないのかどうか。前回、平成27年度にしているんですけれども、その時の再評価の実施理由について、社会経済情勢の変化というふうなことで、工期の変更というふうなことで理由づけをしておるんですけれども、そこについても30日の委員会でしか言えないというふうことでいいのかどうか、確認させてください。

【松本河川課企画監】 再評価につきまして、委員、今ご指摘がありましたように、今回も社会情勢の変化ということで再評価についてご審議していただきたいと思いますと思っておりますけれど、まことに申し訳ございませんけれど、内容については差し控えさせていただきたいと考えております。

【坂本(浩)委員長】 わかりました。平成27年8

月の時の、当時の第4回長崎県公共事業評価監視委員会の資料を河川課からいただいて、私は、石木ダムの基本的な認識を考えるに当たってのベースにしているんです。

それで、この時に、先ほど言いましたように、今回、それをするかどうかは、もう結構です。それは当然されなくて結構です。ただ、前回、社会情勢の変化ということで、工期の変更ということでしたんですけれども、その時にも何回か委員会を行いまして、現地調査も行われました。その時に治水の代替案とか、利水についても幾つかの代替案とか、そういうのを資料として出されています。この時も工期の変更ということで、そういう資料が出されて、県としては、こういうふうな評価をやりましたけれども、石木ダムなんですというふうなことになるんですけれども、今回も、そういうのを出すというのは、あくまでも委員会の中で、委員の皆さんから、例えば、そういうことを説明してくれとか、資料請求があった時に初めてこういうものは出されるという理解でよろしいんでしょうか。

【松本河川課企画監】再評価につきまして様式等が決まっておりますので、その様式に沿った形で今回もご説明を委員会の中でさせていただければと考えております。

【坂本(浩)委員長】最初が聞こえなかったのもう一回お願いします。

【松本河川課企画監】再評価の中身につきまして、様式等も決まっておりますので、それに従ったところで今回も委員会の中で説明をさせていただきたいと考えております。

【坂本(浩)委員長】様式ですか。

【松本河川課企画監】委員会の方に提出する様式でございます。

【坂本(浩)委員長】委員会に提出をする様式の中にそういうものが前回は含まれていたという

理解でよろしいんでしょうか。

【松本河川課企画監】そのような理解でよろしいと思います。

【坂本(浩)委員長】わかりました。その時に、平成27年度の評価委員会意見書というものを、これは私はこの委員会でも取り上げたことがあります。結果的には、この石木ダムでいいですよというふうな評価委員会の皆さんの評価ですけれども、「ただし、石木ダムについては、県は反対地権者の疑問点について説明を継続し、円満な解決が図られるよう最大限努力することを求めたい」という意見書がこの時に付けられています。

それで、この間、地権者の皆さん方のいろんな声を聞いたりしておりますと、先ほどありました、実際、治水と利水が非常に重要なんだということで事業推進ということになっているんですけれども、ただ、そこの問題について地元の地権者の皆さん方が今納得をしてない、そのことなんですよ。それを県としてどうやって納得してもらうのか。今のままいけば、私には平行線しか見えてなくて、先ほど言いました、前回の再評価委員会でそういうのが出された。そのことが多分、平成27年から今ですから、約4年、5年たって、その時に幾つか案を出した部分というのが、例えば、今回、評価委員会に出す時に、その当時のまま出すものなのかどうか。4年、5年たった後に数字とかなんとかいろいろあって出せるものなのかどうか、そこはどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

【浦瀬河川課長】まず、地権者の方々に対して説明というのは、その当時の附帯条件として先ほど委員長が言われたような助言について、県としましては、その当時、ちょうど公開質問状というのが反対する弁護士等を通じて県及び市の方に提出がございました。その途中で再評価

を受けているんですけど、その間、県としましては、川原公民館に出向いて事業の説明をしたりとか、文書でとか、あと資料を相手方に送るということをやってきました。

また、私も川原公民館にその当時の部長と出向いて、地権者が反対されるご意見に対して黒板に書いてご説明をしようとすると、もうそういうのはいいからということで、資料を後から送ればいいからということで、そういうことで説明もさせてもらえない状況が続いて、結果的には、その後に裁判に移行されているという状況でございます。県としましては、できる限りの場面をつくって、地権者の方には説明をしようと努力しております。

また、前回の再評価におきましても、傍聴できるということで後ろの方に反対する地権者とか支援者の方もわざわざ出向いてこられて、私が説明する、今、委員長が持たれている資料だと思うんですけど、それを説明する中で後ろの方でも聞かれて、一応説明は聞かれますけど、結局、納得しないということなんですけど、この内容については、治水、利水を含めて反対される方々が、今、疑問点として持たれている内容というのは、まさに2つの裁判の中で今争っている内容でございまして、11月に一つは判決、もう一つの裁判についても結審ということですので、基本的には、その裁判の決定に地権者の方については納得いかないかもしれませんが、受け止めてもらって事業に協力いただきたいと思います。

それともう一つ、資料につきましては、30日に公表するというので、中身については差し控えたいと思っているんですけど、社会情勢の変化に伴って資料等は更新して説明する予定であります。

【坂本(浩)委員長】 もうこれ以上は時間の関係

で申しませんが、いずれにしても、県が、河川課が現地に行って何回も説明してきた。それはそれでやっているとは思いますが、ただ、どうしても1982年、昭和57年の機動隊を導入しての強制測量、その後、いろんな経過があって事業認定、この事業認定というのは、行き着く先が強制収用というわけですから、話をしながら、そういうことをやっているということに対する住民の皆さんの不信感というのが、この間ずっと、それこそ蓄積されているんじゃないかなと思いますので、県の言い分だけを説明して、なかなかこれが聞き入れられんとですよというふうなことでは、円満な解決に結びつかないというふうに私は思いますので、この間、反対者の地権者の皆さん、家族を含めて一堂に会して、知事初め、部長初め、皆さんとお会いして、思いのだけは多分語られたんだろうというふうに思っていますので、そのことをぜひ受け止めていただいて円満な解決に向けて、さらなる県の努力を要望させていただきます。

【石本副委員長】 委員長を交代します。

【坂本(浩)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時12分 休憩 —

— 午後 4時12分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、7月1日（月曜日）は、午前10時から委員会を再開し、環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時13分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月25日

自 午前10時 0分
至 午後 3時21分
於 委員会室 3

県民生活部次長
兼県民協働課長
男女参画・女性
活躍推進室長
人権・同和対策課長
交通・地域安全課長
統計課長
生活衛生課長
食品安全・消費生活課長

吉野ゆき子 君
有吉佳代子 君
丸田 哲久 君
宮崎 秀樹 君
笠山 浩昭 君
嘉村 敏徳 君
峰松美津子 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 坂本 浩 君
副委員長（副会長） 石本 政弘 君
委 員 八江 利春 君
" 中山 功 君
" 坂本 智徳 君
" 外間 雅広 君
" 中村 和弥 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 宅島 寿一 君
" 饗庭 敦子 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

環 境 部 長 宮崎 浩善 君
環 境 部 次 長 重野 哲 君
兼廃棄物対策課長
環 境 政 策 課 長 本多 敏博 君
地 域 環 境 課 長 吉原 直樹 君
水環境対策課長 本田喜久雄 君
自 然 環 境 課 長 立田理一郎 君

県民生活部長 木山 勝己 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【坂本(浩)委員長】 おはようございます。

環境生活委員会及び分科会を再開いたします。

これより、環境部関係の審査を行います。

環境部は、予算議案はありませんので、分科会による審査はありません。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、環境部長より総括説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】 おはようございます。

環境生活委員会関係議案説明資料、環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第107号議案「長崎県流域下水道の設置等に関する条例」、第108号議案「長崎県特別会計条例の一部を改正する条例」の2件であります。

第107号議案「長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例」につきましては、県が、諫早市、大村市と共同で実施しております大村湾南部流域下水道事業において、来年4月から地方公営企業法を適用することに伴い、地方公営企

業会計として流域下水道事業に係る基本的事項を定めようとするものであります。

第108号議案「長崎県特別会計条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公営企業会計としての流域下水道事業の設置に伴い、現在の流域下水道特別会計を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

地方公営企業会計への移行により、経営成績や財政状況の情報が明確化されるとともに、適正な負担金単価の算定に役立てることができることなどから、安定した下水道サービスを提供し、これまで以上に説明責任を果たすことが期待できます。今後とも、県が管理する流域下水道事業において、快適な生活環境を支えるために必要な住民サービスを持続的に確保するような事業運営を行ってまいります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項について説明いたします。資料の6ページをお開きください。

国立公園雲仙の活性化に向けた取組について。

県では、島原半島におけるインバウンド対策として、雲仙市、国との連携のもと、国立公園雲仙地区の利用拠点としての質の向上に取り組んでおり、国が進める国立公園満喫プロジェクトの支援事業を活用するとともに、環境省から施行委任を受け、雲仙温泉街中心部の広場の整備や白雲の池のキャンプ場の再整備を進めているところであります。

雲仙市では、去る7月31日に、雲仙温泉街及び地獄の景観向上等を図るため応募しておりました国の補助事業に採択され、令和元年度から令和5年度を計画期間として、地獄内に放置され景観を阻害しております廃屋の撤去や配管の撤去・整理等を実施することとしております。

県といたしましても、引き続き、市に対する助言や国との調整を行うとともに、国立公園の利用拠点である雲仙温泉地域の活性化を図るため、関係機関と連携して、にぎわい空間の整備や景観向上等の取組を着実に進めてまいります。

このほかご報告いたしますのは、地球温暖化対策の推進について、長崎発東アジアの環境技術発信事業について、諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画策定について、平成30年度の各種環境調査の結果について、汚水処理人口普及率について、廃棄物不適正処理対策について、食品ロス削減の推進について、生物多様性保全の推進について、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上で、環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂本(浩)委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【本田水環境対策課長】今回、上程しております条例案件2件についてご説明いたします。

今回ご審議いただくのは、第107号議案新規条例1件と、第108号議案改正条例1件でございます。

本条例議案は、本県の流域下水道に地方公営企業会計を適用することに伴い、改めて地方公営企業会計としての事業を設置する条例を制定し、それと併せて特別会計条例の一部について所要の改正をするものでございます。

補足説明資料1の1ページをご覧ください。

平成27年1月の総務省通知により、流域下水道事業は、令和2年4月からの地方公営企業法の適用が求められており、本県の流域下水道事業についても、令和2年4月1日の適用に向けて準備を進めております。

第107号議案「長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例」は、地方公営企業法の適用範囲など、法により条例で定めるとされている事項を定めるものでございます。

第108号議案「長崎県特別会計条例の一部を改正する条例」は、地方公営企業法の適用と同時に特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

流域下水道は、2以上の市町村から排出される汚水を集約して処理するもので、都道府県が事業主体として終末処理場と幹線管渠までの整備を行うものでございます。各家庭や事業場等から排出された汚水は、市町村が流域関連公共下水道として整備をします汚水管渠を経由して流域下水道で処理されます。

続きまして、大村湾南部流域下水道事業の概要についてご説明いたします。

計画区域は、大村湾奥部の諫早市、旧諫早市の西部と旧多良見町の中心部の区域、それと大村市の溝陸地区の2市にまたがる区域1,644ヘクタールであり、幹線管渠の延長は多良見幹線が4,690メートル、大村幹線が610メートルの5,300メートルでございます。

平成5年度に事業に着手しまして、平成12年3月に供用を開始しております。

処理場であります大村湾南部浄化センターの所在地は、諫早市貝津町にございます。

管理運営につきましては、平成11年10月1日から平成18年3月31日までは、当時ございました財団法人長崎県下水道公社が管理し、平成18年度から平成20年度までは、県が直営で管理しておりました。

平成21年度からは包括民間委託を導入しまして、これは3カ年ごとのものでございますけれども、現在は4期目で、現在のものは平成30

年度から令和2年度までの契約となっております。

地方公営企業法を適用する目的としましては、まず、経営状況の明確化がでございます。公営企業会計を導入することによりまして、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表の作成が義務づけられ、経営成績や資産の状況を含めた財政状態の情報が明確となり、これまで以上に説明責任を果たすことができるようになります。

また、流域関連市からの負担金の設定におきましても、発生する費用と収入のバランスについて、わかりやすく説明することが可能となり、より適正な負担金算定に役立てることができるようになります。

続きまして、地方公営企業法の適用の範囲についてご説明いたします。

流域下水道事業を含みます下水道事業は、地方公共団体の判断により地方公営企業法を適用できる任意適用事業でありまして、適用に当たりましては、法の規定を全部適用して独立した組織となる全部適用と、知事部局のまま財務規定のみを適用する一部適用が選択できます。

本事業では、事業範囲が1処理場のみで、処理場の維持管理につきましても民間業者への包括委託となっており、事業規模からして独立した組織を設ける合理性がないため、現行どおり知事部局の職員により地方公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用を採用いたしました。

流域下水道事業がございます九州各県の状況といたしましては、福岡県、熊本県、沖縄県も令和2年度から移行するものですが、全て一部適用となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂本(浩)委員長】 以上で説明が終わりました

ので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

— 午前10時10分 休憩 —

— 午前10時10分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第107号議案及び第108号議案については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【本多環境政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年6月から8月までに実施したものとなっております。

初めに、資料の1ページをご覧くださいと思います。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金でございます。

直接補助金の実績につきましては、資料1ページに記載のとおり、緑といきもの賑わい事業補助金の3件となっております。

また、間接補助金の実績につきましては、資料2ページに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金の1件となっております。

次に、資料3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてでございますが、3ページに記載のとおり4件となっております。また、4ページ以降に入札結果一覧表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、資料8ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、佐世保市からの要望など4件であり、それに対する県の取扱いは、資料8ページから11ページに記載のとおりでございます。

次に、資料12ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきましては、上段に記載しております附属機関につきましては、長崎県環境影響評価審査会など4回、下段に記載しております私的諮問機関等につきましては、緑といきもの賑わい事業検討委員会を1回開催しております。その内容につきましては、資料13ページ以降に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【坂本(浩)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表

のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。環境部の審査対象になるのは20番と26番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんでしょうか。

なお、委員一人当たり20分を目安に質疑応答をよろしくお願いいたします。

【中山委員】 食品ロス削減の推進について、お尋ねしたいと思います。

国が、この重要性に鑑みて、法律の施行が今年11月末日まで、基本方針を年度内に閣議決定されることになっているとありますので、その方向に進むだろうと思います。それに合わせて、県がいろいろ対応しているようであります。

そこで、食品ロスの削減ということでありますから、国と長崎県の推量というか、どのくらい量があるのか。できれば、国民一人当たりどの程度あるのか。それと、どういうところから出てくるのか、家庭からが多いのか。それとまたどういうものが、例えば米が多いのか、こういうものを3つ、4つ挙げていただけませんか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】 委員ご質問の件

ですが、平成28年度の食品廃棄物の推計によりますと、食品ロス量としましては、全国で643万トンあるということになっております。

長崎県の食品ロス量をこの値から推計いたしますと、6万9,355トンとなっております。

全国版でいいますと、事業系の方が352万トン、家庭系の方が291万トンということになります。

事業系の廃棄物につきましては、大体、規格外品、返品、売れ残り、食べ残し、こういうものが多いと言われております。

家庭系の廃棄物につきましては、食べ残し、調理する時の過剰除去、直接廃棄となっております。

【中山委員】 出ている分については事業系と家庭系ということでありました。その中で食べ残しが相当出ているとか、規格外品が相当出ているという話でしたけれども、この中でどういうものが特に多いとか、そういう調査はしていないですか。例えば米が多いとか、魚が多いとか、キュウリが多いとか、個別の品目で多い順番とか、こういうものは調査していないんですか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】 委員ご質問の個別の調査につきましては、調査結果としてはございません。

【中山委員】 家庭用にしても事業用にしても、何が多いのかということがよくわからないと、具体的な対策を打つ時に、なかなか難しいだろうと思うんですね。

それによって今後、いろいろ計画を立てると思うんです。例えば食べ残しは米が多かったとした場合に、どの程度あるのかと。それによって、今後それをどういうふうに減らしていくのかというような計画を具体的に立てた方が効果があるだろうと思うんですね。

そういう意味で、どういうものが出ているかについて調査を今後してほしいと思いますが、今後するのかもしれませんが、その考え方についてお尋ねしたいと思います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですが、今年度、県内の食品ロス量の推計手法を調査しておりますので、それによりまして、どのあたりから食品ロスが出ているということをつかみまして、その辺をターゲットに、食品ロス削減に向けて対策をとっていきたいと考えております。

【中山委員】ぜひ、推計の中でそういうものについて詳しく調査をしてほしいということを要望しておきたいと思います。

それで、問題は家庭ですよね、家庭。私も、家庭の中では米一粒まで食べねばいかんということで、我が家ではロスは非常に少ないわけです。

そういう中で6万9,000トンを135万人で割れば、どうなりますか。人口当たり、県民一人当たりの量としてはどの程度になりますか。計算できますか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】国民1人、一日当たりの食品ロス量としましては139グラムとなりますので、茶碗1杯分と考えていただければと思います。

【中山委員】139グラムということであります。これは、10年前とかからすれば、推量としては増える傾向にあるんですか、もうそろそろ減る傾向にあるんですか。そういう推移はどういうふうに捉えていますか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】近年の推移値につきましては、ほとんど変わりがないところでありますけれども、その昔についてはなかなか調査結果がございませんので、現在、データと

して持ち合わせておりません。

【中山委員】それでは、具体的にお聞きしたいと思います。

食べきり協力店の登録拡大ということで、既にこれは随分前から始めているのではないかという気がしているんですけども、いつぐらいから、どういう理由で食べきり協力店の登録を始めたのか。そして現在、どういう数になっているのか。そのことによって、これがどういう効果を発揮していると考えているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】食べきり協力店につきましては、現在、152店舗が登録をしております。

これにつきましては、九州食べきり協力店ということで、九州7県が共同で協力店の登録を始めたところで、平成28年10月から、この要綱を施行して始めているところでございます。

小盛りメニューや食べ残し削減に向けた啓発をする飲食店、ばら売りをするなど徹底した売り切りをする小売店を登録することで進めております。

【中山委員】今後拡大ということでありますので、さらに増やしていくものと思いますけれども、食べきり協力店を登録することでどういう効果が出ているか、その辺の把握はしていませんか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】現在、県内各地にこの事業を広めており、どういう効果が出ているかは、はっきりとは出ていないところでございますけれども、我々としては3010運動、宴会の時に開始30分までは食べる、それから宴会の終わる前10分は食べるというふうな啓発も含めながら、こういう食べきり協力店と一緒に食品ロス削減を進めていきたいと考えておりま

す。

【中山委員】個人主義、個人の独自性を言われる中で、食事を制限せよとか、食べきりせよとかというのはなかなか難しいとは思いますが、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

それと、所管が違うから、直接答えられるかわかりませんが、8月20日に庁内関係連絡会議をつくっているということで、教育委員会ですよ、私が言いたいのは学校給食です。学校給食での食品ロスがどういう状況にあるのかについて、調査しておれば教えていただきたいと思いますのですが、どうですか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】すみません、今、委員ご指摘の調査結果については手元に持っておりません。

ただ、学校給食の食べ残しについては、たい肥化して使うということで学校でも取り組んでいるところがございますので、調査結果については後ほど教育委員会に確認して報告をさせていただきますと思います。

【中山委員】義務教育の中で給食を提供して、生活習慣をきちんと定着させるために学校給食は大きな意義があるわけでありますので、この辺の扱いをどうしていくのか、非常に大事だと思いますので、よくよく話をしながら進めていただきたいと思いますし、教育委員会だけに任せるといっていかんと思うんです。

それで、一つだけ注意せにゃいかんのは、給食を食べきりさせたことによって不登校が発生したというケースがあるんですよ。その辺は、今の子どもの状況は非常に難しいので、全部食べきってしまうというのなかなか言いにくい部分もあるかと思いますが、その辺はその辺として、子どもの特性を聞きながら、これを進めていくことも大事だと考えております。

ぜひ、教育委員会とも密な連携をとって、さらに進めていただくことを要望しておきたいと思っています。

【坂本(浩)委員長】しばらく休憩します。

— 午前10時28分 休憩 —

— 午前10時29分 再開 —

【坂本(浩)委員長】委員会を再開いたします。
ほかに質問はございませんでしょうか。

【山口(初)委員】今日の新聞でも、それぞれ各紙が取り上げていますけれども、ニューヨークで行われている地球温暖化の防止を目指す国連気候行動サミット、二酸化炭素などの温室効果ガスを2050年に実質排出ゼロにすることを多くの国が目標として示したということですが、日本は、今度新しく就任した小泉大臣が出席をしているようですね。

それぞれ各国が地球温暖化に対する目標を、それぞれ諸事情はございますけれども、目標を新しく設定して提出をしています。そういう中で、日本は残念ながら、新しい目標等々は提出していないようですが。

このことについて県としても、ここに地球温暖化対策の推進に向けてということで記述されております。今、世界では、これ以上のものをきちっとやって、この地球環境を将来に残していこうという動きになっているわけですが、このことについて、どういう受け止めを県としてされているのか、お伺いしたいと思います。

【本多環境政策課長】昨日行われました気候行動サミットにおきまして、2050年に温室効果ガスの実質排出ゼロというのを打ち出した国が多数出ているということでございます。

日本の場合は、現在のところ、パリ協定に基づく長期戦略におきまして、目標としまして

2050年までに80%の削減、それから、今世紀後半の早期に実質排出ゼロを目指すという目標を掲げております。

今回のサミットにおきましては、その目標の上積み等が日本から示されなかったということで、新聞記事にあるような、若干日本は消極的ではないのかというふうな論調が起こっているものと認識しているところでございます。

県といたしましては、国の方針の検討状況を踏まえて、平成25年度に県の地球温暖化対策実行計画を策定しておりまして、その中で来年度のCO₂削減の目標を設定しまして、地球温暖化対策に取り組んでいるところでございます。

国と県の温暖化対策に向けての役割といたしましては、国は、温暖化対策における日本全体の大きな目指すべき方向性を示すとともに、国民の意識啓発とか一人ひとりの行動を促すということで、そのために抜本的な改革としては、低炭素社会実現のためのイノベーションや国際貢献などが国の役割であると思っています。

また、県としましては、国の大きな方向性に沿って、地域の実情、地理的な特性や産業構造などに応じて県独自の対策を講じていく必要があると思っています。

具体的には、特に県民、事業者、NPO、大学等、多様な主体が一体となって、それぞれが主体的、自発的に取り組むことを県としては促していく、県も一緒になって取り組んでいくということが重要ではないかなというふうに思っております。

そういった取組を通じて、ひいては県の課題である人口減少とか、活力低下などの課題の解決にもつながるような形で進めていくのも県の役割というふうに思っておりますので、今後とも世界の動きと、それに合わせた国の施策の方

向性などを見きわめながら、県としましては、今の実行計画は来年までとなっておりますので、2021年以降の実行計画の策定に向けて、検討をしてみたいと思っております。

【山口(初)委員】日本の国の置かれた状況というか、どうしても電気エネルギーを石炭火力に頼る部分が多分にあるものですから、かなり難しいハードルではあるんだろうと思います。

しかし、そうはいいながらも、石炭火力もCO₂を外に出さないよう、いろんな技術的な部分も大分向上してきていると思いますので、それはそれとしてしっかり頑張ってもらわないといけないと思います。今、長崎県としても独自にやるとおっしゃっていただいたので、非常にいいことだなと思います。

ただ、問題は、各企業とか、それぞれエネルギーを使うところにどういう指導をして、どういう目標値を立てさせて、そして、それをどのように集計、評価していくのが求められるんだろうと思います。言いつ放しだったら、経済目標だけを見ていくと、あまりやりたくないというか、やらない。これはそれぞれの経営者の皆さんの姿勢にはなってくるんですけれども。

そういう中でも目標を立てるということであれば、ちゃんとデータを掌握して、それに対する評価をして指導をしていかないといけないと思うんですが、その辺の仕組みがうまく機能しているのか、うまくいっているのか。申し訳ないんですけど、そこが大事なかなと思うんです。どうでしょうか、もう少し教えていただけますか。

【本多環境政策課長】県内の企業や事業者における温室効果ガスの排出削減につきましては、県の条例に基づきまして、エネルギーの使用量を原油に換算した時に1,500キロリットル以上

の特定事業者に対しまして、排出削減の計画書と毎年それに対する実績を報告していただいているところでございます。

これまでの状況を見ますと、ほとんどの事業者において3年間の計画となっているんですけれども、目標を概ね達成しているところでございます。

それと併せまして、そういった県内の事業者の方々に省エネとかCO₂削減の取組をさらに促進していただくために、昨年度から事業者を対象とした省エネのセミナーを開催しております、その中で各事業者の経営状況に応じた国の制度なども活用した省エネ診断を実施しまして、施設整備の省エネ改修とか更新の働きかけをしております、省エネが経営改善にもつながるんだというところを十分、事業者の方に認識をしていただいた上で、温暖化対策に事業者としても取り組んでいただくことを推進しているところでございます。

【山口(初)委員】 結構難しい取組だと思います。これ以上議論してもなかなか難しい部分があるので、あれしますけど。

スウェーデンの16歳のグレタ・トゥーンベリさんが今、マスコミでも再々登場してきて、地球の将来というか、環境に対する警告を発しているんです。かなり若いのに、いいことを言うなというふうに、テレビを見て、あるいはこういう新聞を見て、あれしているんですけれども。

「あなたたちは、空虚な言葉で私の夢、私の子ども時代を奪った」とかですね。「人々は困窮し、死に瀕し、生態系は壊れる。私たちは絶望を前にしている。なのに、あなた方はお金と永続的な経済成長というおとぎ話を語っている。よくもそんなことが」というような形で昨日も演説をしているようです。まあ、一理あるなど、

本当に純粋に地球の将来のことを考えていると思っているんですが。

そういう精神でみんなが、地球上の我々人類が取り組んでいけば、もう一步、この温暖化というのは少しでも食い止められるのではないかなと思うんですけれども、ここのところ、ちょっと難しいんですけれども、どういうふうにお考えですか。

【本多環境政策課長】 次世代を担う若い人たちが、そういった気候変動に対して危機感とか関心を持つということは、大変すばらしいことではないかなと思っています。

県といたしましても、そういった若い人たちを中心に、さらに多くの人々に、温暖化をはじめ環境問題の意識を持っていただく、高めていただくことで、まず、気候変動とか温暖化に対する正しい理解をしていただくところに努めていきたいと考えております。

こういったこともあって、今年3月に策定しました環境教育等行動計画とか、先ほども申し上げた地球温暖化対策実行計画に基づいて、県民一人ひとりの自発的な取組を推進する普及啓発活動と、それを実際に実行していただく取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

【山口(初)委員】 ありがとうございます。このことは、それぞれ私ども一人ひとりが、微力ですけれども、少しずつ意識を持ってやらないと、先ほどの食品ロスに相通ずる部分もあるんですけれど、そういう面では県としての指導というか、周知というか、それを何らかの方法でやっていただきたいと思いますので、そのことは県民の皆さんにですね。

国は、環境省がきちっと国民に知らせないといかんですが、それぞれの自治体でしっかり

下から盛り上げていく環境政策というのが必要だろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【坂本(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【中村(和)委員】直接、環境部とは関係ないと思うんですけども、今回、諫早湾干拓事業について、最高裁の判断が下りまして、私たちが予想していることとちょっと違ったなということで、非常に残念に思っているわけでございます。今後、この判決がまた再度出てくると思うんですけども、それによって、諫干の調整池の水質改善とか、そういうところには、ぜひ十分なる力を発揮していただきたいと思うわけです。そういったことで、調整池についてちょっと質問させていただきます。

皆さんご存じのとおり、調整池の水質は、直接はそう悪くはないと私は思っています。しかし、どうしても濁りがある。また常日頃、暑いときを考えればアオコが発生したり、また、堤防道路を走るのに非常に害があるユスリカが発生しているわけでございまして、できればこれを早急に対処していただきたいわけでございます。

今、環境部が判断をしている調整池の水質、そしてまたアオコ、ユスリカについての現時点での見解をお聞きしたいと思います。

【吉原地域環境課長】調整池の水質につきましては、平成30年度の数値になりますが、CODが8.4mg/L、全窒素が1.2mg/L、全リンが0.23mg/Lと、水質保全目標値を超過した状態にあります。

この水質につきましては、今年8月5日に策定しました計画に基づいて、できるだけこの数値を落とすように、令和7年までに水質保全目標

値でありますCOD5、トータル窒素1.0、トータルリン0.2に近づくように各種対策を進めるようにしているところでございます。

また、アオコにつきましては、レベル4以上になった場合には、国、県でアオコを回収し処理を行うほか、ユスリカにつきましては、ユスリカが羽化する時に、九州農政局で網を船で引いてユスリカの羽根を叩いて落とすとか、国土交通省、県の方で定期的な除草を行いユスリカの生息場所を減らすとか、また、県でソーラートラップ、それから電撃殺虫器を設置して対策を講じております。

ただし、先ほど、委員からお話がありましたように、アオコ、ユスリカの発生をなかなか抑えることができません。また国の方とも、これにつきましてはどういった対策が有効かということで検討していくことにしております。

【中村(和)委員】調整池ができてから、かなりの期間が経っていますよね。それまでの間に何度も「改善します」という言葉を聞いているんですけども、なかなか直接的に改善されていない。

先ほど言いましたユスリカ、全然対策がなっていないものだから、堤防道路を走っている車、特にバイク。

車はワイパーがあるからまだいいんです。でも、バイクはワイパーがないんですよ。ということは、これがヘルメットに付着した時には、全く前が見えなくなってしまう。本当に大きな事故が起こるかもしれない。

それと、せっかく中央部分に展望台もありますけれども、そこに異常にユスリカが発生するわけです。だから、県外から来た方たちも本当に迷惑がっている。これを何とかしなくてはいけない。

これに対処するには、調整池の底がガタ土ですから、どうしてもユスリカが発生するわけです。だから私は以前から、何とかして水深を深くして覆砂をなささいという話をしています。それも対処できていない。

しかし、今回は新たな考えで国が、底面のガタ土の堆積状況を調査すると、この間から聞きましたので、恐らくこれに入ってくると思うんだけれども、これについて6月定例会で私が聞いた時に答弁いただいたので、今の時点でどのような状況になっているのか、そこをお尋ねします。

【吉原地域環境課長】先ほど、委員からご質問がありました調整池の底泥の関係につきましては、九州農政局に確認したところ、調整池からの排水管理の観点から、11月より底泥の堆積状況の調査を行うように、現在準備に入っていると伺っております。

県としまして、調整池の新たな水質保全対策につながる浚渫、覆砂を実施するように、国に対しても強く要望しているところでありますし、地元の方からの意見も踏まえて、今後とも引き続き要望していきたいというふうに考えております。

【中村(和)委員】できる限り早急に対処していただきたいと思います。今回調査に当たって、その後、浚渫になる可能性も出てくると思うんですよね。

そうした時には、私が常日頃言うておりますように、調整池の水質はそう大して悪くはない。しかし、見た目が非常に悪い。常日頃濁っていますからね。排水する時も濁った水を出しているから、いろんな方たちが「汚い水」としか言わないわけです。

だから、今回の調査の後には、何らかの形で

底質をちゃんと整備をして、まず濁りを止める、これが私は一番先決だと思いますので、そこについてはぜひ国に対しても強く要望していただき、努力をしていただければと思っているところでございます。

もう一点、今回、ご存じのとおり、私たちのところも台風の被害がありました。

しかし、佐賀県の方において非常に大きな災害があり、武雄地区を中心としたところが浸水したり、六角川が氾濫したりとかありました。

河川が氾濫した時には、必ず流木が出ます。以前、福岡県を中心とする九州北部の水害時には、有明海、私たちの目の前、諫早湾にもたくさん流木が流れてきました。

私の地元であります小長井町は、現在、カキとアサリで一生懸命にみんなが頑張っています。そのアサリの養殖場にエイが入ってアサリを食い荒らすものですから、そのエイを止めるために網を張っています。その網に流木がからみついてきます。そして、カキの養殖にも影響を来します。

幸いにして今回は、佐賀の災害においては佐賀県の漁民の方たちが、自分たちですぐ対処してくれました。だから諫早湾の方まで流れてきませんでした。海流が大体、佐賀県の方から諫早の方に流れていますので、流木が間違いなく小長井の方に入ってくるんです。

今回はたまたまよかったんですけれども、今後ともこういうふうにして、いつ何時、自然災害が発生するかもわからないわけです。その時には、甚大なる被害を私たちの地元は受けるということです。そしてまた、有明海全体に被害が及ぶ可能性もありますから、そういうところも含めながら、ぜひこの対処をしていただきたいと思いますと思うんです。

私は以前から、有明海を専門とする、流木の除去をできるような作業船をつくっていただきたいとずっとお願いしていたわけですが、なかなかそれもできません。

今回、諫早湾に関する裁判が全て終わった時には、何とかしてそれを含めて、諫早湾の水産振興、そしてまた有明海の水産振興に伴うような対策として、そういうことも私はやっていただきたいと思うわけです。

今後、こういう自然災害によって、いろんな支障が出てくると思います。そこら辺についての必要な財源は必ず確保しなければならないわけです。そうした時に、この財源の確保について、担当課として、どういうふうなことをこれから国に対して物申していこうと思っているのか、お聞きします。

【重野次長兼廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですが、災害により発生した流木等の回収処理につきましては、国の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、各海岸管理者等が連携して対応することとしております。

具体的には、漂着量が1,000立米以上、事業費が200万円以上の場合は、この事業を使えることとなっております。

補助の要件に該当しない場合、もしくは災害補助事業実施後に取り残した漂着物等がある場合につきましては、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金により対応することとしております。

また、国におきましては、国土交通省九州地方整備局に調査観測兼清掃船2隻を配備し、海面に漂流する流木等の回収を現在行っております。

なお、本年5月末に策定された海岸漂着物処理推進法の規定に基づく基本方針において、瀬

戸内海及び有明海や八代海等においては、船舶航行の安全を確保し、海域環境を図るため、国において海域に浮遊する流木等の漂流ごみの回収に取り組む旨が明記されたところでございます。

今後とも、国や市町、漁業者等と連携、協力し海岸漂着物対策に取り組むとともに、必要な財源の確保について、引き続き国に要望してまいりたいと思っております。

【中村(和)委員】 ありがとうございます。

できる限り、今後の裁判の行方も見ながら、国に対する対処を、そしてまた予算確保をぜひお願いしたいと思います。

今回、佐賀の災害において油が流出しましたね。非常に私も心配したわけですが、何とか今のところは被害がなく処理ができていますのでございますけれども、今後、またあいつことが二度、三度起こる可能性は非常に高いと思うんです。おまけに長崎県側にも、本明川とか大きな河川があります。そのそばにそういう工場がないのは幸いな点だと思うけれども、どこからどういうふうな状況で二次災害が発生するとも限らないので、ぜひそういうところも含め検討していただきたい。

それと、8月に第3期の諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画を策定されたと聞いたんですが、その中身はどういうものなのか。そしてまた、その計画によって今後どういうふうな具体的な対策をとっていこうと思っているのか、最後にお聞きします。

【吉原地域環境課長】 第3期行動計画におきましては、水質保全対策としまして、まず生活排水対策、事業場排水対策、環境保全型農業の推進で調整池への流入負荷の削減、そういった対策を行うこととしております。

また、調整池内では、特に濁り対策としまして、波浪や底泥のまき上げを低減させるために、木杭、シートを設置する、また干陸地での飼料作物の栽培の推進、そして二枚貝を用いた水質浄化方法の検討などを行い、調整池の対策を進めていこうと考えております。

【中村(和)委員】 ありがとうございます。

先ほどからいろんな質問をしましたけれども、直接には諫早湾の推進振興については環境部は関係ないわけです。もちろんこれは水産・農林の方に入ってくると思います。しかしながら、農林部の諫早湾干拓課、そしてまた水産部、環境部とともに力を合わせていただいて、一刻も早い有明海の再生、そしてまた諫早湾の再生について協力をしていただければと思っています。

今日は、実を申しますと、後ろの方に私の地元の小長井漁協の女性部の方たちが来られています。この方たちが、先ほど言った小長井のアサリを今、一生懸命育てています。そういう方たちばかりです。そういう意味で、今日ここにきて傍聴をしていただきましたので、ぜひそういうところもお考えいただき、今後、環境に対して、そしてまた水産振興に対して、いろんな意味を含めながらご協力をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上で質問を終わります。

【坂本(浩)委員長】 ほかにご質問はございませんか。

【饗庭委員】 不法投棄のところで、ちょっとお尋ねしたいと思います。

不法投棄の件数は減っているということで評価できるかと思うんですけれども、合同パトロールを実施しているということですが、合同パトロールを何回ぐらい、どのような形でしておられるのか教えてください。

【重野次長兼廃棄物対策課長】 委員ご質問の件ですけれども、6月の環境月間におきまして、県警、海上保安部、それと県立保健所等と連携をしまして、陸域におきまして県内各地で延べ29日やっております。それと、海域におきましては4日、空域におきましては2日、6月の環境月間において不法投棄の合同パトロールを実施しております。

年間につきましては、平成30年度には2,538回、パトロールを実施しております。

【饗庭委員】 パトロールをして、不法投棄があったということで量が書いてありますけれども、県民の皆さんから、不法投棄がここにあるとか、どこにあるとかというようなお話が来ることはないんでしょうか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】 県民の皆様から、ホットラインという電話を県に設けておりますので、そちらを通じて通報等がっております。

【饗庭委員】 県民の方からの通報がどれくらいあるのかと、もう一つは、空家に不法投棄されているところもあるように思うんですけれども、そのあたりはどのように処理をしておられるのか、お伺いします。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【坂本(浩)委員長】 しばらく休憩します。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時 1分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【重野次長兼廃棄物対策課長】 不法投棄ホットラインの実績でございますが、平成30年度が11件、平成29年度が15件、平成28年度が17件という形で電話がかかっております。

空家等に不法投棄があった場合の対応につき

ましては、空家の所有者に連絡した上で、不法投棄をした者の特定ということで不法投棄されたものを調査しまして、名前がないとか、誰が不法投棄をしたのかというところの調査を行いまして、原因者を突き止めて、その原因者に撤去をさせるというふうな取扱いをしております。

【饗庭委員】県民から問い合わせがあった分はどのような処理を。

【重野次長兼廃棄物対策課長】県民の方から問い合わせがあった分につきましては、県立保健所等を通じて調査を行いまして、対応をしているところでございます。

【饗庭委員】なかなか不法投棄が減っていないように感じるんですけど。この文章の中では、年々県民の方に周知できているというふうになっておりますけれども、なかなか減っていないように感じるのは、その場所によって、県全体なので、いろいろあるかとは思うんですけども。

今後も未然防止のためにはパトロールはもちろんされるんでしょうけれども、県民の皆さんにご協力いただくことが必要かと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】不法投棄につきましては、我々も年間を通じて、先ほど言いましたように2,500回ぐらいパトロールをしているところと併せて、長崎県トラック協会とか長崎県環境整備事業協同組合、長崎県環境保全協会、それから長崎県産業資源循環協会、この方々と協定を結んで通報をしていただくという形と、先ほどのホットラインを使いながら、より不法投棄がないような長崎県を目指して、パトロールをしながら早期発見、早期撤去に向けて対応をしているところでございます。

【宮崎環境部長】不法投棄の量が余り減っていないのではないかというふうなご質問がございましたけれども、例えば平成20年の投棄量、ごみの量が4,710立米ありまして、平成30年度におきましては940立米ということで、約5分の1程度に減っているというのが現実でございます。

【饗庭委員】量で減っているということで確認できました。きれいな長崎県を目指したいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

最後に、不法投棄とは関係ないんですけども、災害が起きた場合にゴミが、長崎県は今回そんなにひどくなかったというか、風はすごかったですけど、ゴミまではひどくないですけど、他県でも多量のゴミが出たと思うんですけども、そんな場合の対策はどのように考えておられるのでしょうか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】災害時の対応につきましては、長崎県におきましては、九州・山口9県と、職員の派遣など災害廃棄物の処理について協定を結んでおりますので、もし長崎県内で処理ができない場合については他県にお願いするという形をとっております。

また、県内で発生したゴミの処理につきましては、先ほど言いましたように県の資源循環協会や環境整備事業協同組合、環境保全協会、建造物解体工事会と協定を結んでおりますので、その方々に協力をいただいて、解体も進めていただくという形をとっております。

床下浸水で災害廃棄物が出た場合につきましては、市町が、罹災証明などがあれば無料で処理をする減免措置を講じておりますので、持ち込んでいただければ処理ができるというふうな体制をとっております。

【坂本(浩)委員長】ほかに。

【八江委員】諫早湾干拓の調整池の水環境につ

いてのことですが、諫早湾の調整池は、農水省の所管する調整池と、国土交通省の本明川下流域の水域と2つに区分されているのではないかと。水辺は、もちろん水がたまっている場所ですから両方一緒だろうと思いますけど、そのあたりの区別によって調査事業とか、そういったものが部分的に変わることがあるんですか。それとも、全く水は一緒だからという形で、調査その他についての各省の動きは関係ないんですか。

【宮崎環境部長】調整池の管理につきましては、本明川水系ということで本明川の本流、そして調整池全てが本明川という形で位置づけられておりまして、これは河川扱いになっております。ですから、実質的な管理はどうなっているかと申しますと、本明川の本流につきましては国土交通省の直轄管理になっています。ただし、本流から離れた調整池につきましては、県管理ということで特別に管理規定が設けられているところでございます。

ただし、この水質につきましては、平成19年度、工事が完了した後に、要するに調整池をつくったのは、堤防を締め切った結果によって調整池ができたということで、その一義的な水質管理は農林水産省で行うということで、国土交通省と農林水産省と長崎県が管理協定を結んでいるところでございまして、実質的な管理の区分は国土交通省と県なんですけれども、水質の管理は農林水産省がやっているというふうな状況でございます。

【八江委員】わかりました。水に関することは農林水産省の管轄の中でのということ。

水面は同じですから、本明川下流域と、そこではいろんなことが、制限ではないけど、利用する場合にかわってくる部分があると思います。

例えば本明川下流域の水面につきましては、今、ありがたい、いい形でのおられ方をしているのは、水面を利用したボート関係の競技場に世界一のコースではないかということで、4,000メートル以上のコースがとれることから、世界に誇れるボートのいわばメッカになせばどうかということで、地元もボート協会を立ち上げ、県のボート協会並びに県、あるいは国と一緒にあって、そういったことを進めていこうということでもありますので、水質その他については、もちろん先ほど中村(和)委員が言われたように、水質の改善はできるものはしておかなければならないと思います。

ただ、よく誤解をされているのは、水の色が、堤防内と堤防外と比較して航空写真を見れば、澄んでいる水と濁った水と、濁った水が悪水だと。泥水であることは事実なんですけど、毒水だという表現の仕方をする人が非常に多いんですけど、我々はそれは心外でありましてですね。

そういう表現を使うことは断じて許されないことだと思いますが、飛行機から見た場合は明らかに色が違っていることは事実なんです。

だからといって、佐賀の六角川をはじめ、筑後川から流れてくる水質と諫早の本明川から流れてくる水質はほとんど変わらない。あるいはそれ以上にいい水だと言われております関係をもっともっとアピールしておかないと。

今日の新聞にも出ていたように、諫早湾干拓から流れた水で漁業被害が出ている、だから断じて許されないんだと言われてはいますが、全く心外な話でありましてですね。その点はしっかり表現を明らかにしておかなければならないとつくづく感じております。

環境関係の皆さん方には、数字上ではっきり表現をしていただきたいと思うんですけど、ま

ずは皆さん方の見方が、濁った水と外の水とどのように思いますか。その感想をまず。これは濁って汚いと思うのか、性質上こうなんだということが十分説明ができますか。

【宮崎環境部長】調整池の水については、いろんなご意見があるんですけども、事実、確かに見た目は、調整池の水は泥色をしていると。一方、堤防の外側の諫早湾の水を見れば青々としていると。だから、見た目、調整池の水が汚いのではないか、そういうふうな印象を持たれるわけでございます。

これは何度も申し上げていますが、調整池の平均水深が大体1.4メートル程度でございます。ですから、少し風が吹けば、底にたまっているガタをまき上げて、ああいうふうな茶色になってしまう。だからといって水質が悪いかと申しましたら、これは委員ご指摘のとおり、有明海に筑後川もあれば六角川、沖端川もありますが、そういうところの水質と比較して、調整池の水は遜色はない。逆にいえば、向こうの水よりもこっちの方がきれいではないかという結果も出ているところでございまして、そういうふうな事実関係をしっかり県民の方に伝えていきたいと思っております。

【八江委員】そのようにはっきり表現をしていただかないと、農林水産省関係でいえば、営農地をつくって、そのためにいろいろなことが醸し出されている部分がありますので、環境部の立場からいえば、水を管理する中ではっきり物を申し授いただいた方がいいのではないかと思います。

それと、淡水湖ができて、もう20年近くになります。水が淡水ですので、淡水生物が繁茂してきておりますし、前と比べて大きく変わっております、海水でできる生物と淡水でできる生

物がですね。淡水湖の中の生物も大きく成長しておりますし、また、特徴あるものができてきていると思います。

それと併せて、魚も淡水魚というのがあります。それはコイをはじめフナ、ヘラブナを含めてですね。淡水魚として、よそに誇れるぐらいの栄養豊富なところもあります。そういう関係で肥大し、非常に大きくなりますので、コイだったら1メートル以上、人間が乗れるぐらいと、それぐらいの表現の仕方でありまして。今後は、淡水魚の釣り大会もやろうかと計画をしておりますし、淡水魚を含めて、水質の保全も考えていかなければならないのではないかなと思います。

そしてまた植物。陸上の方は、営農地を含めて、堤防道路を含めて、植物の大きな変化もなされております。そういったものが歴史を積み重ね、年の積み重ねによって自然の環境をつくっていると思いますので、環境保全のためには、そういったものに見合う保全をしていかなければならない。それは今までと大きく変わっている部分もあるし、変わっていない部分もあるかと思っておりますけど、地域に合ったものをしていなくてはならないと思います。

そういう中で、つい先日、新聞にも出ておりましたが、7キロの干拓堤防道路に11年かかってヒガンバナの植栽をしました。景観を保つ意味と、諫早湾の美観を考える時に、雑草が生えているよりも、そこに花が咲いた方がいいのではないかとということで、私も提案をし、ある団体の協力を得て、11年かかって7キロに33万球のヒガンバナを植栽して、つい先日の新聞にも載っていたと思っておりますけど、そういったものを地域住民、あるいは県民と一緒にやっていきます。

この団体は佐世保の会長さんたちばかりでありますけど、そんなふうに全県が一緒になって環境美化に努めていますので、堂々と自信を持っていますいろいろなことを進めていただきたいんですけど、ややもすると汚点を持っている諫早湾ではないかと言われる部分がありますので、まず、文字の面からはっきりしていただきたいということを強く私も求めています。

そういう中で、ここに水辺環境に関する教育の実施、水辺空間の利活用を推進してまいりますと書いています。その教育の実施というのは、どういう教育の実施をされるのか、利活用も具体的にこうだというのがもしあったら、ここで答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【吉原地域環境課長】環境教育の実施につきましては、具体的に諫早湾干拓の中央干拓農地で、子どもさんたちに来ていただいて、中央干拓農地の前面にあります自然干陸地に生息する生物の観察とかをやっておりますし、また、調整池の水質、それから生物等についても、こういったものが棲んでいる、植栽としてこういったものが生えているということで教育をしているところでございます。

また、そのほかにも諫早のエコフェスタにおいても、諫早湾干拓調整池の状況、自然干陸地にあります動物の状況といったものを、アーケードに来られる市民の皆さんに、内容についてご説明をしているところでございます。

それから利活用につきましては、県央振興局が中心となって諫早市と作業を進めておりまして、先ほど委員からもお話がありましたように、競技用ボートのコースの整備、それに伴って観覧施設とか駐車場の整備とかもなされる形もありますし、また環境部の方では、自然干陸地

の一部を用いまして飼料作の試験栽培を今後も進めていこうというふうに考えているところでございます。

【八江委員】冬になれば渡り鳥が、皆さん方も見たらびっくりするぐらいの、カモとか種類はたくさんいると思います。もう少し県民にも国民にもわかっていただきたいなど。環境上、非常にいいところだから集まってくる。

逆に、営農地帯にカモの食害があっていることも事実ですけど、相当これは環境上大きいプラスになっているものではないかなと思います。ぜひ、そういうことも含めてご検討いただきながら、いろいろなことで表現いただきたいと思っています。

そこで、私はずっと長く議員をしている関係から、諫早湾の干拓事業ができ上がった頃に、諫早の干拓記念館をつくっていただきたいと何度となく申し上げておりました。皆さん方、もう担当がかわられているから記憶にない部分があるかもしれないけど、近いうちにまたそれははっきり申し上げておきたいと思っています。

雲仙災害記念館は、ご存じのとおり立派なものができております。諫早湾干拓事業は、事業費2,500億円をかけてできた干拓事業です。東の諫干、西のハウステンボス。ハウステンボスも2,500億円かけてできたものです。

そういうことを考えて、世間にお騒がせしている部分もありますけど、そこには干拓の歴史というものが刻まれてきていることは事実です。それを諫早市としては、諫早の「干拓の里」というところに小さい干拓資料館があります。これはもう20年ぐらいになるかと思いますが、でき上がっております。それは本当にわずかな、諫早の干拓の歴史を残すためです。それは、数百年続いてきた諫早湾の干拓をそこに残そうと

ということで、市長さんをはじめ、市の計画の中で。

今回は大事業で、国が直轄事業で諫早湾干拓事業を進めてきたわけです。しかも2,500億円というものでできた。そして、いろんな諸問題があります。それらの歴史を残す中では、環境の中で残さないといけない。野鳥を含め水生植物から、いろんなものもあると思いますけど、そういった干拓の歴史を残さないといけない。

これは農林水産省が中心になっていかなければならない部分だと思いますけど、皆さん方も併せてやっていかなければならないと思います。その考え方について、私は強く求めたいと思いますが、環境部としては、そういったものが必要なのか、必要ないのか、後世に。

先ほど教育というものがありませんでしたが、国民に教育上、歴史を残すためには大事なことだと思いますけど、その考えについて、部長、どうでしょうか。

【宮崎環境部長】委員がおっしゃいますとおり、干拓の歴史というものがございます。そもそも干拓の目的は防災というふうな観点から、当時、諫早の市民の方たちが水害で苦しんでいらっしゃると、それに対して何とかしてほしいというのが今回の諫干事業でございます。結果として堤防ができて、水害がほとんどなくなったというふうな状況であります。

しかしながら、一方で、若い人たちは昔の経験がない。だから、今の状態が当たり前というふうな若い人たちがたくさん出てきているのも事実でございます。そういうふうな観点から、そういう歴史を未来につないでいくのは大変意義深いものがあるかと思っています。

さらに、先ほどもありましたけれども、新たな生態系というものができ上がっている。これ

を県民の皆様に伝えるのも、実は環境部の役割になるんでしょうけれども、ここも意義深いものがあると思っています。

ですから、記念館の建設につきましては、今後どういうふうな形ができるのかというのを含めて検討していきたいと思っています。

【八江委員】ぜひ、各部横断的に検討いただいて、お願いしておきたいと思います。我々も地元に住んで水害に遭った人間の一人として、後世に残すことはしっかりしておかなければならないという思いで、何回となくお願いをしておりました。

裁判等も最終段階に近い状況になっておりますので、我々もそれを見ながら、改めてお願いしていこうと思います。どうぞその点をひとつよろしくお願いします。

生命、財産を守る諫早湾干拓事業の堤防でありますので、そういったものを活かしながら、2,500億円、あるいはそれ以上の投資をやってきたものを何らかの形で残していくことが、課せられた役割ではないかなと思いますので、それは要望して私は終わりたいと思います。よろしくお願いします。

【坂本(浩)委員長】ほかにございませんか。

【山口(初)委員】昨日も、土木部の審査がありまして、ちょっとお尋ねしようとしたんですが、県立公園の関係です。県立運動公園とか百花台公園とかは土木部が所管しているけど、一般の自然公園については環境部ということで、環境部の皆さんにお尋ねします。

県立公園の維持管理についてです。今、県内で、皆さんが管理をしている県立公園は幾つあるのか。類別に分けられて管理されているのか、その辺についてお知らせをいただきたいと思います。

【立田自然環境課長】 国立公園が2つ、国定公園が2つ、それから、県立自然公園が6つという形になっています。（「もう少し大きな声で」と呼ぶ者あり）

国立公園が2つございます。それから国定公園が2つございます。それから県立の自然公園が6つございます。

【山口(初)委員】 国立公園雲仙については、議案説明資料の中に活性化について取組をなされているということなので、これはこれでしっかりやってほしいと思うんです。

私は、地元の琴ノ尾公園についてお尋ねしたいんですけども、その前に、それぞれの自治体に公園があるわけですが、県と市、町の役割分担といいますか、そのことはどのように整理されているのか、お尋ねします。

【立田自然環境課長】 自然公園の施設に関しては、県が整備しているものと地元の市、町が整備しているものがございますので、まずはその整備した主体が管理をしている状況にございます。

県がつくったものに関しましては、指定管理を行っているものもございまして、県から市、町にお願いをいたしまして維持管理をしていただいているところもございます。

【山口(初)委員】 ちなみに琴ノ尾岳の頂上にあります琴ノ尾公園、概略を言いますと、琴ノ尾岳は大体455メートルですかね、その頂上に神社が祭ってあって、その周囲が公園化されていて、展望台もちゃんと、県の方でだと思えますが、設置をしていただいています。

360度の景観が望める眺望のすばらしいところなんです。東は諫早とか有明海が望めますし、南は長崎市内、西の方は時津方面、北は佐世保から北松の方に向けて望めまして、目の下には

大村湾がありまして大村市がある。その中に長崎空港がございまして、飛行機の離着陸も、その展望台からもよく望める状況だったんですが、スギとかヒノキが公園の外にたくさん生えていまして、全く眺望が望めない状況になっています。スギ、ヒノキが大きく成長しているものですから。

何とかそれをきちっと処理をしないと、360度の眺望が売りの公園が、全く価値がなくなっているという状況です。そのことについて認識されているかどうかお尋ねします。

【立田自然環境課長】 今、委員ご指摘の琴ノ尾岳の園地は、ご説明いただいたとおり施設がございまして、それらに関しましては、県が設置しているものと諫早市が設置しているもの、それから長与町が設置しているものと、3つの自治体が設置している状況でございます。管理に関しましては、全体として取りまとめて諫早市にお願いをしているところでございます。

今、ご指摘のありました、樹木が生えて空港の方が見えないということに関して、指摘を過去にも受けたことがございまして認識しているところですけども、委員がご指摘のとおり、公園の敷地外の民有地に生えている樹木でございまして、これまでも何回か、地元の長与町を通じて所有者の方と調整を図ったことがございます。売るために育てている樹木ということもございまして、なかなかご理解いただくことができずに現状に至っているということでございます。

ということで、認識はしているところですけども、現状、なかなか対応ができていないということになっています。

【山口(初)委員】 そういう状況で民有地に、県の公園の外に、大村湾を望むところに、もう何

年もありまして本当に大きくなって、私どもが子どもの時にはきちっとみんな見えていたんですけどね。

そのことについて、地権者の方ともお話をいただいているようですが、要は木を切っていただければ見えるようになるんですが、どうも聞くところによると、木を切るだけではなくて、地面から県で管理してほしいというようなことをおっしゃっていると、直接ではないんですが、間接的に聞きしたことがあるんです。

そういうケースの場合に、県立公園の枠を拡大するという形になるかと思うんですが、そのことについて、どう対応できるのかなと、私どもとしてはやってほしいなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

【立田自然環境課長】今お話のありましたとおり、支障になっている樹木に関しては所有者の理解を得て切る場合と、もちろんその土地が県であったり、あるいは町であったりという場合には、その土地管理者が切ることができる状況にあります。

本件につきましては、これまでの調整の中で、その樹木は売ろうと思っているという形で伺っておりました。そういったことがあれば、もちろん買うとなるとお金がかかることでございますので、県で買うかどうかということも含めて検討ですけれども、絶対にできないということではないかと思えます。

ただ、一方で、かなりの面積を購入しなくては、空港まで見ることができないという状況になってくると思えますし、その後の土地の管理ということを考えますと、かなりの負担もございますので、今お聞きしたことや土地所有者のご意向を踏まえて調整に当たりたいと思っています。

【山口(初)委員】 琴ノ尾岳の頂上には神社が祭ってありまして、管理はちゃんと下の神社がして、地元自治会長さんたちが春と秋には例祭をやっている、みんな集まって安全とか豊作とかを願っての例祭があるんです。その中でも自治会長さんたちから、これは何とかしないと本当にそこが死んでしまうと、せっかくの公園が、展望台まで県はきちっと整備をしていたいているので、何とかしないといけないということなんです。

まずは木を切ること。しかし、それは相手方があることですから、いろんな条件をおっしゃると思います。まずは木を切らせていただくこと。それがだめなら、土地からということになるとすれば、そっちの方向までやってもらわないといけないかと思えます。

数年前にこの話は起きたことで、地権者の方も十分にご理解されていて、だんだん視界が悪くなっていることもご承知だと思いますから、ご協力いただけるような状況も起きてくるのではないかなと思いますので、県立公園を維持管理するという立場から、しっかりそれぞれの地元とも協力をしていただいて、ぜひやっていただければと思うんですが、いかがでしょうか、その決意を。

【立田自然環境課長】何年か前に地権者の方とは話をさせていただいているところですが、状況も変わってきているかと思えますので、現状どういったお考えか、それから当然、町、市とも調整をしなくてはなりませんので、結論としてどうなるかというところは調整次第だとは思いますが、前向きに調整はしたいと思えます。

【山口(初)委員】 家族連れとか子ども連れが、ここを楽しみに長崎市内の方からも、周辺から

おいでになりますので、県としては、ここをきちっと維持管理するということを、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

部長、最後にご見解を。

【宮崎環境部長】大変申し訳ないんですが、琴ノ尾岳は、行ったことはあるんですけども、今の現状を私は知らないものですから、まずは現場を見たいと思っています。

それを踏まえて、地元の方、そして所有者の方はどういう意向なのかというのを確認させていただきたいと思っています。

【坂本(浩)委員長】しばらく休憩します。

— 午前11時37分 休憩 —

— 午前11時37分 再開 —

【坂本(浩)委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問がないようですので、環境部の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時38分 休憩 —

— 午前11時38分 再開 —

【坂本(浩)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、県民生活部関係の審査を行います。

— 午前11時39分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【坂本(浩)委員長】委員会を再開いたします。

これより、県民生活部関係の審査を行います。
委員会による審査を行います。

県民生活部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

まず、県民生活部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【木山県民生活部長】環境生活委員会関係議案説明資料、県民生活部をお開きください。

今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

女性の活躍推進について、人権尊重の社会づくりの推進について、2ページになりますが、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。

犯罪被害者等支援につきましては、本年7月16日に公布・施行の長崎県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の方々への支援を総合的、体系的に推進していくための長崎県犯罪被害者等支援計画の策定に向け、計画素案を作成いたしました。今後、計画素案について、県民の皆様をはじめ広くご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施し、最終的な計画案を取りまとめることとしております。

また、同条例の制定に伴い、県、県警、市町、関係機関・団体等が一体となって犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成するとともに、広く県民の理解の増進を図るため、10月には「長崎県犯罪被害者等支援シンポジウム」を、11月には「^{いのち}生命のミニメッセージ展」をそれぞれ開催することとしております。

今後とも、犯罪被害者等支援の更なる充実に向けた取組を推進し、共に支え合い、誰もが安

心して暮らすことができる社会の実現に努めてまいります。

このほか、3ページにつきましては、平成28年度県民経済計算について、統計利活用の推進について、4ページになりますが、食育の推進について、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、環境生活委員会関係議案説明資料（追加1）、県民生活部をお開きください。

追加でご報告いたしております、令和元年8月豪雨被災地支援の災害ボランティアバスの運行につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂本(浩)委員長】 次に、交通・地域安全課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【宮崎交通・地域安全課長】 長崎県犯罪被害者等支援計画素案について、ご説明をいたします。

この支援計画につきましては、県全体の犯罪被害者等支援の更なる充実を図るに当たり、長崎県犯罪被害者等支援条例第10条の犯罪被害者等の支援に関する計画に基づき、新たに策定するものでございます。

補足説明資料にございます支援計画の1枚目をお開きください。

目次に記載しておりますとおり、この支援計画は、1の「支援計画について」から、5の「資料編」までの5つの構成としております。

この中で具体的施策を取りまとめた、4の「犯罪被害者等支援に向けた施策」についてご説明いたしますので、末尾にありますA3版の資料

をご覧ください。

犯罪被害者等支援に向けた施策の体系につきましては、条例の各条項に沿って5つの重点課題に分けておりますが、この中の主な施策についてご説明いたします。

まず、1つ目の「犯罪被害者等支援のための体制の整備への取組」につきましては、（1）総合的支援体制の整備において、市町に対する情報提供、助言及び連携や、長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会の設置などにより、県、市町及び関係機関・団体が相互に連携、協力して支援を推進する体制を整備することとしております。

また、（3）犯罪被害者等支援にかかる人材の育成では、市町と連携した行政職員に対する研修等の充実などにより、支援に従事する県及び市町の職員等が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、二次被害を防止するとともに、専門的知識の向上を図ることとしております。

次に、2つ目の「経済的負担の軽減の取組」につきましては、（1）経済的な助成に関する情報の提供・助言において、犯罪被害給付制度の運用や性暴力被害者にかかる医療費等の助成などにより、既存の経済的支援制度に関して確実な情報提供を行うとともに、迅速な手続によって負担の軽減を図ることとしております。

次に、3つ目の「精神的・身体的被害の回復、防止への取組」につきましては、（3）の学校における支援において、被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実などにより、児童生徒の発育状態等に応じて心のケアを行うこととしております。

最後に4つ目の「県民の理解の増進と配慮、協力の確保への取組」につきましては、（1）の県民の理解の増進において、犯罪被害者週間

における市町及び関係機関・団体と連携した集中的な啓発活動の展開などにより、様々な広報手段を通じて、県民及び事業者に対し、犯罪被害者等の置かれた状況や二次被害の防止について周知することとしております。

資料によるご説明は以上でございますが、今後とも市町及び関係機関・団体と連携し、本県における犯罪被害者等支援の充実に向けた取組を推進してまいります。

これで、長崎県犯罪被害者等支援計画素案についての補足説明を終わります。

【坂本(浩)委員長】 次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【吉野県民生活部次長兼県民協働課長】 それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料についてご説明をいたします。

1ページ目をご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、「令和2年度 国政・県政に対する要望書」の1件となっており、それに対する県の取り扱いは、資料記載のとおりであります。

次に、2ページ目をご覧ください。附属機関等会議結果についての本年6月から8月の実績は、令和元年度長崎県食品安全・安心委員会など計5件となっており、その内容については、資料3ページから7ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

【坂本(浩)委員長】 以上で説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は20番と44番です。

20番と44番、結構多岐にわたってですね。具体的に県民生活部関係の内容がわかれば、項目だけでも教えていただければと思うんですが。20番が、離島振興の推進に関する要望書で全国離島振興協議会から出されているんですよね。私がざっと見る限り、これかなと思ったのは、燃料の関係かな。7ページの13、離島の燃油価格等の是正について、これは当てはまるなと思ったんですけど。20番は、それだけでいいですか。ちょっと確認をしたいんです。

【吉野県民生活部次長兼県民協働課長】 今、委員長がおっしゃったとおり、陳情番号20番は7ページの13番（1）は該当しております。

もう一つの陳情番号44番は、2ページの9番、「毎月勤労統計調査の適切な処理について」のところが県民生活部の該当になっております。

【坂本(浩)委員長】 これだけですね。ありがとうございました。

ということだそうでありますので、多岐にわたっている中のそれぞれ1項目ずつということですけども、陳情について、何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 質問がないようでございますので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんでしょうか。

なお、委員お一人当たり、1巡目は20分を目安に、質疑応答をよろしく願いいたします。

【中村(和)委員】 ちょっとお尋ねしますが、いただいた議案説明資料の中にある平成28年度の県民経済計算について、県民所得が平成27年度より3.8%の増ということになっているんです。これについて。

今までずっと中村知事も、県民所得を上げようということではいろんな努力をされたんですが、今回、幸いにして3.8%上がった要因を、わかる範囲で結構ですから説明していただけますか。

【笠山統計課長】 平成28年度の県民経済計算の結果について、県民所得が上がった要因についてのご質問でございますが、県民経済計算、県民所得の推計の変動に大きな影響を与えるところは、やはり製造業でございます。

これは平成28年度分でございますして、平成28年1年間の実績について、平成29年工業統計の結果によりますと、製造業の中でも輸送用機械、それから汎用生産用機械、こういったものの伸びが非常に高く、製造業全体で約12%、付加価値が伸びておりました。

工業統計の数字をそのまま県民経済計算に使うわけではなくて、1年間の分を年度に転換をしたり若干の補正を行ったりしているんですけれども、県民経済計算上の総生産額でも製造業が12.2%、額として905億円伸びております。工業統計の増加率で汎用機械が37%、輸送用機械が58%といった大きな伸びを示しておりました。

おかげで県民所得については、一人当たりは

251万9,000円ということで3.8%、1年前の平成27年度分については公表時点では238万8,000円だったんですけれども、基準が変わることで推計をし直しますので、平成27年度が242万7,000円となりまして、この額を9万2,000円上回っているという状況でございます。

【中村(和)委員】 諸般の事情じゃないけれども、製造業の影響がかなり大きくて、それでアップしたということなんでしょう。

私、以前から思うんですけれども、長崎県の県民所得が大きく上乗せができないのは、いろんな工業団地に企業誘致をやっているけれども、どうしても長崎県内に製造業の業者が少ないのが一番ネックだと思うんです。

長崎県内に製造業者をもっともっと呼び込もうということで、現在、私どもの地元の諫早でも産業団地を新しくつくっています。そういうところに本当に製造業の方たちがたくさん入ってくればいいんだけど、

課長が考えている、長崎県に製造業がどんどん入ってこない、企業誘致して入ってこない理由はどこにあると思われますか。わかりますか。ちょっと所管が外れると思うんだけど、課長として、今の長崎県の状況といろんなことを考えた時に、製造業がなんで長崎県に入っていないのか、どういうふうな判断をもっておられるか聞きたいんですけど。

【笠山統計課長】 私は統計課長でございますして、ご質問の点については政策企画課、あるいは産業労働部、そういった所管になろうかと思います。

ご質問のお答えにはなりませんけれども、企業誘致はそれぞれの部局で真剣に取り組んで、一定の成果が上がっていると考えているんですが、その結果としての県民所得への反映につい

て、若干ご説明をさせていただければありがたいと、よろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたように、県民所得に大きく変動を与えるのはやはり製造業でございまして、本県の県民所得が低迷している要因について考えてみた時に、平成28年度分の県民経済計算の中で産業構造の分析もしているんですけども、製造業のウエート、構成比が約18%なんです。これを同規模の都道府県と比べてみるとやはり低い。国全体の平均と比べて約9割、これは特化係数という言い方をしておりますけど、そういうところがございます。

割合が低いだけではなくて、そこは生産性の問題がございますので、製造業の労働生産性で見ますと、国の平均の製造業の部分は約7割ということです。そういう製造業のウエート、それから生産性といったところが、推計上は大きな課題であるなというふうに統計課長としては考えておりまして。

冒頭にご質問いただきました企業誘致の課題につきましては、申し訳ございませんが、所管外でございますので、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

【中村(和)委員】 ありがとうございます。今の答弁、産業労働部長に聞かせたいような答弁でしたね。

企業誘致に関して、いろんな部署が範囲の中にあるわけですね。今、課長が言われたような考え方もあるし、そういうところはいろんな部署の方たちが一緒に集まって、いろんな知識を展開して行って、何とかしようという努力が必要だと私は思うんですよ。

今、本当にいい意見を言ってくれたと思うんだけど、そういうところを本来の企業誘致に関する担当課にもう少し伝えていただければと思

う気持ちもあるものだから、いい答弁をいただいたなと思っています。

ぜひ今後も、中村知事もしょっちゅう言っていますので、とにかく県民所得を上げられるような対策を、部長、よろしくお願いいたします。

それと、もう1点です。犯罪のない安全・安心のまちづくりの推進とありますけれども、幸いにして犯罪件数が前年度の同期と比べて減少しているということです。

私たちも長崎県は他県から比べれば犯罪率が低い県だとわかっているんですけども、そこは何が要因なのかというのはなかなか見出せないと思うんです。県民性の問題、地理的条件、いろんな条件が重なって長崎県が少ないと思うんですけども。

ただし、皆さんもご存じのとおり、近々の間に、考えられないような過疎地で殺人事件とか、いろんなことが起こっているじゃないですか。長崎県は過疎地も非常に多いわけで、人通りが少ないところ、そしてまた夜に電灯がつかなくて暗いところ、そういうところが犯罪の温床になっているのかなと思うところがあるものだから、ぜひとも犯罪の減少に対しては事前対策を何らかの形でとっていく必要があるんじゃないかなと思っています。

今回、お父さんとお母さんの2人が亡くなって、子ども1人が重傷、1人が軽傷です。これをテレビの報道で見る感じでは、本当に周りに何もない、森に囲まれたような一軒家でしょう。そういうところでそういう事件が起こること自体が、私は不思議でならないんですよ。

長崎県は、幸いにして犯罪率とか事件件数は減っているんですけども、今後、部長として、この犯罪減少に対してどのようなところに力を入れていくべきだと思っているのか、また、ど

ういうところに力を入れなければならないと思っているのか、一言答弁をいただきたいと思います。

【木山県民生活部長】犯罪のない安全・安心まちづくりの推進ということに関しましては、これまでの長い経過の中で、担当、警察その他、地域の皆さん方のご協力も得ながら、こういうふうな良い状況が保たれているものだと考えております

しかしながら、お話がありましたとおり、突如としていろんな犯罪が起きますし、特殊詐欺とか高齢者の被害もまだまだ減らないという状況がございます。

当然私どもとしましては、そういったことに關しまして啓発等にこれまで以上に力を入れていきたいと思っております。これから先は、おっしゃいましたような家がちょっと集落から離れたようなところとか、そういったところについて取組を進める上では、やはり地域の方のご協力を得なければ、行政だけでは全てに十分な目くばりをするのが難しいと思っておりますので、今後は、啓発の中でも地域の皆さんに参加していただいて、防犯について考えていただくようお願いをしまいたいと考えております。

【中村(和)委員】ありがとうございました。

私もいろいろ話をしているんだけど、周辺部の地域は夜も街灯の数が少なく、いろんな意味で暗い場所が多いわけですね。犯罪を起こそうと思ったら、やっぱり人目に触れない、そういう場所が多いと思うんです。

現在、県警に私たちもいろいろ頼みながら、例えば歩道の暗いところには照明をつけてくれというお願いをしているんだけど、これもなかなかままならないんですよ。

国道、県道合わせて横断歩道があるところは、ちゃんと照明がついているんです、事故がないようにということで。しかし、ほかのところの歩道とかなんとかにはなかなかつけてくれないんだ。

学校周辺、通学路含めて、そういうところに人の目で見えないような暗い場所をつくっておいたらまずいと思うんだ。歩道も含め、以前に事件があった、事故があったところでもつけてくれないんですよ、県警でもね。

横断歩道がないから、車にはねられて死亡事故が起きた。そこに横断歩道を設置してくれ。しかし、できない。なら照明だけでも設置してくれ。それもできない。なかなか難しいんです、規制が絡んでいますから。

だから、ここは事件が起こりそうな場所だということを各市町に聞きながら、もう少し事前対策をやる必要があると思うんです。

ただし、どこもかしこもやっていくのは、予算的な問題もありますから、なかなか難しいと思うんだけど、とにかく子どもたちが通学する通学路だけは明るくする必要があると思う。だから、そういうところをぜひ県民生活部として、県警ともいろんな話をしていきながら、要するに危険個所の点検を再度、入念にやっていただいて、事故を未然に防ぐということを考えて、そういうところにもう少し力を入れていただきたいと思っていますので、よろしくご理解をいただければと思っています。

【中山委員】それでは、2～3点お聞きします。

まず最初に、女性の活躍推進についてということで。

先般もウーマンズジョブほっとステーションを視察させていただきました。この中で、起業を目指す女性の就業支援を促進するとうたって

いるようですが、今からの時代は、女性が起業していくことが、この条件を整えていくことが長崎の活性化のためには非常に有効ではないかと思ひますし、長崎の女性が、かなりの人が県外に出て行っていますので、その辺の歯止めもかかるんじゃないかと思ひているわけでございます。

起業した女性がどの程度、数があるのか、そしてまた職種はどういう職種なのか、年代別にはどういう人が起業までいっているのか、わかれば教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】女性の起業促進ということで、平成27年度から取り組んでおりますけれども、現在、起業をした件数で申し上げますと、（「ちょっと声を大きくして」と呼ぶ者あり）

平成27年度から、女性の起業促進に取り組んでまいりました。現在、起業した件数は8件でございます。

女性の方は、趣味を活かしての起業が多い傾向があり、内容としましては、インテリア販売や雑貨、パワーストーン販売などを行っていらっしゃいます。

年代別については、申し訳ございませんが把握はしていない状況でございます。

【中山委員】趣味を活かした起業が多いという話でございました。それはそれとして、例えば福祉の部分であるとか、そういう部分で起業できる可能性があるんじゃないかと思ひます。この辺の政策的な支援については産業労働部でやるのか、よくわかりませんが、その辺をもう少し膨らませていく必要があるのではないかという思いがいたしました。

それと、起業した成果としては8人ということではありますが、そこで雇用は発生しています

か。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】雇用につきましては、具体的には把握しておりませんが、訪問した際に、1人で創業されている、もしくは従業員の方を数名雇って創業されている、そういった就業の形態が把握できているところです。

【中山委員】女性の感覚で経営をしてもらうということが、今からの時代はどうしても求められているんですね。

そうすると、起業を目指す女性のニーズを的確に把握できているのかどうかわかりませんが、もう少し起業の呼びかけというか、そういう働きかけをもう少ししてもいいのではないかと思いますので、PRを含めて、起業を目指す女性を何としても増やしてもらって、ここで活力をつけてもらうことが非常に大事だと考えておりますので、そういう方向でひとつ努力をしてほしいと思ひます。

そこで、本県の女性経営者も結構いるのではないかと思います。例えば男性、女性で6対4とか、そういう数字がわかれば。

それと、九州で、女性の経営者の率は、長崎はどういう状況にあるのかわかりますか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】大変申し訳ございません。本県における女性経営者の割合、並びに九州における本県の女性経営者の位置づけについては把握しておりません。

【中山委員】男女参画・女性活躍推進室は、ウーマンズジョブほっとステーションとか、こういうことをやるということではありますが、女性をどう活躍させていくかについては、女性の現状をもう少し把握した上で、いろいろと戦略をかけていくことが重要ではないかと思ひますので、全体的な問題についても把握に努めていた

だくことを要望しておきたいと思います。

それと、県内を巡回して相談を受けたり、インターネットで相談体制をつくったりということで、それは一定理解しますが、その下に「今後も働きたい女性の就業を促進する」となっていますね。

私は、平成30年度に女性の就業率がどういう状況になっているのか、そして、これをどういうふうな形で上げていくのかと、こういうふうを感じるんですよ。ただ単に起業を促進するだけでは納得できないと思うんです、私は議員としてね。

その辺を含めて、現在の女性の就業率がどうなのか、そして、何か目標があって目指しているのか、それについて教えていただきたいと思っています。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】女性の就業率は、長崎県内では現在、65.9%となっております。徐々に就業率は上昇している傾向でございます。

本県におきましては、働きたいけれども働けないという環境の女性が約3万人いらっしゃいます。その中で、特に育児、介護を理由として働きたいけれども働けていない方が約1万人いらっしゃるといって状況でございます。

この方々が希望どおり働けるように、ウーマンズジョブほっとステーションを活用していただきまして、就労につなげていけるよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

【中山委員】3万人の、働きたいけれども働けない人を支援していきたいということです。

子育てをしながら、そういう思いをしているという話がありましたけれども、ここで間違っているのは、子育ても仕事なんです、会社に出て行って仕事をするだけが仕事ではなくて、

その辺をよくよく頭に入れながら、ぜひ就業率の向上に努めていただくことを要望しておきたいと思います。

次に、統計利活用の推進についてということであります。統計が重要であると、国においても証拠に基づく政策立案をするということでもありますから、大変いい方向だと思うんですが、一つだけ疑問がいつもあるのは、先ほど中村(和)委員から話がありましたけれども、平成28年度の県民経済計算で、県民所得は平成28年度分しか出てこないわけですね。今はもう令和元年です。常に3年、長いと5年ぐらい遅れて統計が出てくるんです。

政策に応じて長崎県独自で調査する、そういう機能は統計課にはあるんですか。まずそこをお聞きします。

【笠山統計課長】委員ご指摘のとおり、統計データを政策立案に反映させるというのが、全国的に課題といいますが、重要性が指摘されておりまして、本県においてもそういった方向に向けて、統計課としては各部局の支援を進めているところでございます。

ご質問いただきました本県独自で調査するというところでございますが、統計課において全ての分野について調査するというのではなくて、各部局の政策課題に応じて独自のアンケート調査などで、実際の調査の必要なサンプル数とか、アンケートの設問の仕方とか、そういうところを現在、部局の相談に応じて支援、アドバイスをしているところでございます。統計課だけであるというのは、なかなか難しいと考えております。

【中山委員】私の考えからすれば、統計課が政策企画課あたりと一緒にやって取り組んだ方がいいのではないかという気がしているんですけど

れどもね。

県の重要課題である県民所得とか人口減少問題については、全国平均ということではなくて、やはり長崎県独自のね。国が統計をとったものを、何年か後送りして分析してやるということでは、とてもじゃないけれども、こういうスピード時代である中で追いつくことはできないと思うんです。

今後は県が最重点項目でやるんだということであると、それは全庁挙げて。統計課が中心になっていいと思うけど、全庁挙げて専門家をつくって分析をしていくと。それと合わせて、生の直近の情報をもって分析せんことには、なかなかこれは追いつきませんよ。そこに少し不満があるわけであります。

ぜひ、統計課長の立場で、委員会でこういう意見が出たということで、議論を庁内でしていただければと思いますので、それは要望しておきたいと思います。

それで、もう1つ、2つありますが、職員の力量をどう上げていくのか、施策立案をどうしていくのかという話があるわけですが、その中で、学術研究機関との連携とありますね。実質的にどういうことをやっているのか、具体的に説明してくれますか。

【笠山統計課長】先ほど、ご要望ということでご指摘いただいたこと、大変ありがとうございます。

現在、統計課において、まだ取組を始めたばかりでございますが、一つ大きなところとしてご報告をさせていただきたいのは、今年の4月から、総務省統計局との人事交流を始めまして、統計調査に明るい職員を統計課に配置いたしております。

一方、本県からは統計課経験者を、省庁の地

方移転の関係で和歌山県にあるんですけど、総務省統計データ利活用センターというのが昨年の4月にできておりまして、ここにうちの職員を派遣しております。こういう人的な交流を進める中で、本県の職員の統計リテラシーといいますか、資質を高めていきたいと考えております。

ご質問いただきました学術機関との連携の部分ですが、大きく2つございます。基本的には統計データの利活用ということですが、1つには、県政のさまざまな課題について、統計分析を実践的に行うという研修を5回ほどやっておりまして、学術研究機関というのは、長崎大学の先生方が新たに組織した民間法人に委託して、5回程度の講座の中で県政の課題について実際に分析をやってもらうということを、専門的な実践的研修をやっております。

もう一つは、庁内各部局のいろんな課題のうち、幾つかのテーマについて、そういった先生方の専門的、あるいは技術的な助言をいただく機会を統計課の方でマッチングして設けていこうと。ただ、予算にも限りがございますので、件数等は限られておりますけれども、委員ご指摘の人口減少に関するさまざまな課題が上がってくるものと思っております。今、球出しの最中でございます。

こういった専門的な機関と実際の各部局とのつながりを統計課でやっていく、支援体制の窓口をつくりつつあるということでございます。こういった取組を通じて、県庁全体のEBPM、証拠に基づく施策立案の取組を進めていきたいと考えております。

【中山委員】 職員の総務省との人事交流を4月から始めたということでありまして、長崎大学とかに委託をして講義をいただいたり、助言を

いただいたりしているということでもありますから、ある程度動き出したなという感じはするんですよね。これは、先ほどは予算の関係と言ったけど、ちょこっとやって済む問題ではないと思うんですよね、私はね。

県の職員は、3年ぐらいでローテーションで回っていくわけでしょう。そうすると、その辺のノウハウを統計課の中でどう蓄えていくのか、この辺が一つの課題ではないかなと思うんですよね。

私は、人口減少問題で統轄監のグループに、人口学とか地域経営に詳しい専門家を配置したらどうかと、場合によっては限定でもいいと、3年間でいいじゃないかという話をしているんだけど、なかなかそういう話にのってこないわけですよね。自分たちだけでやっていくということだけでも。

一番問題なのは、この前もちょっと話をしたけども、分析をして、できるだけ政策をして、目標を達成して、それで本来の目的の人口減少にまったく歯止めがかかっていない。ということは、何かが足りないんですよ、皆さん方がしている中で何かが。

新しい考え方をこの中に入れていって、その中で皆さん方がディスカッションしていくならば、相乗効果が出てくると思うけれども、同じような頭の人ばかりおって幾ら議論しても、その枠から出てこないと思うんです、私は。

そういう意味からしまして、統計課がその先手をつけていただければ大変ありがたいと思いますので、ぜひ分析のプロを、ある程度長期間、長崎に置いてノウハウを蓄積していくと、そういうシステムをこの際、統計課が中心になって政策企画課あたりと話をして、そういう方向に行ければ、また新たな展開が出てくるんじゃない

いかと思います。

今のままではもう無理ですよ。新たな展開をするなら、新しい人を入れて、その人の知恵をかりながら、みんなが力を出していくと、そういう時代であるし、そうならないと、もうやれないと思うんです。ぜひ、統計の分析のプロであるとか、地域経営のプロとか、そういう人を県庁の中に抱え込んで、それを中心にして政策立案していくと、こうなれば少し変わってくるんじゃないかと思います。

そういう人材確保について、先ほどとダブるかもしれませんが、統計課長に、あらゆる機会ですういふ話をさせていただきたいと思います。再度、統計課長にお尋ねいたします。

【笠山統計課長】委員のご指摘は非常に大きなテーマでございまして、私、統計課長でございしますが、なかなか私だけでは、その問題について解決というか、対応していくのは難しいのではないかと考えておりますが。

各部局、一生懸命に人口減少対策には取り組んでおります。そういう中で、統計課としても支援をしていきたいと考えておりまして、本日の中山委員のご指摘については、早速、政策企画課にもおつなぎ申し上げて、どういった対応ができるのか、真剣に考えていきたいと思っております。

【中山委員】ぜひ、政策企画課長とか統轄監あたりと話をして、そういう方向にいけばいいと思います。

決して私は、中村知事以下職員が、人口減少問題について努力していないんじゃないかと、一生懸命頑張っていることは認識しているんです。しかしながら、何か足らんんじゃないかと。頑張っても、何か足らないと目的は達成できませんよ。そういうことも申し上げて質問を終わ

ます。

【坂本(浩)委員長】ほかにございませんか。

【饗庭委員】犯罪被害者等の支援について、お伺いしたいと思います。

今回、長崎県犯罪被害者等支援計画の素案を作成してあります。いろんな項目があるんですが、その中で二次被害に対する防止策を、具体的にはどのようにされる予定なのか、今されていることも含めて教えてください。

【宮崎交通・地域安全課長】二次被害の防止につきましては、先ほどの部長説明にもございましたが、10月に犯罪被害者等支援シンポジウムを長崎市内で開催させていただきます。その中で、犯罪被害者の遺族による基調講演とかパネルディスカッション等を行う予定にしております。犯罪被害者の置かれている立場等について、広く県民の方に周知していきたいと考えております。

また、生命のミニメッセージ展を11月9日、10日に長崎市の浜の町アーケードで開催させていただきたいと思います。これについては、殺人や交通事故等の犠牲になられた方々の写真や、遺族のメッセージ等を掲示した等身大のパネルをアーケードに並べまして、県民の方々に見ていただき、被害者の置かれている立場、二次被害の防止を周知していきたいと考えております。

また、市町の行政職員による二次被害というものもございます。行政職員に対する周知ということで、11月に警察庁と共催して、行政職員を対象とした研修会を開催する予定にしております。こういう研修会で、被害者の方々に接する行政職員の資質の向上を図っていきたいと考えております。

【饗庭委員】研修等々をするということでござ

いますけれども、今、二次被害に遭われている方の把握はできておられるのでしょうか。

【宮崎交通・地域安全課長】現在、犯罪被害に遭われた方々につきましては、警察の犯罪被害者支援室であったり、犯罪被害者支援センターで支援を行っております。その中で、この方々の報道機関の過剰な取材等による二次被害であったり、そのほか、周囲の方々の心ない言動等による二次被害であったりというところを把握しております。

【饗庭委員】二次被害、なかなか見えにくいかなと思うんです。心の被害が結構多いかなと思うんですけれども、そのあたりに関しては、センターとかでご相談を受けておられるかなと思うんですが、被害者がもっと守られるシステムが必要かなというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【宮崎交通・地域安全課長】守られるシステムというところでございますが、支援に当たる私たちも含めて、よかれと思って言った言葉が二次被害になってしまうこともあります。

ですので、二次被害に遭われて心のケアが必要な方につきましては、臨床心理士等のカウンセリングを行っている状況でございます。

【坂本(浩)委員長】ほかにございませんか。

【外間委員】県民生活部が、長崎県民の暮らし向きに対して最も密着した所管であるというふうに私は認識をしております。特に長崎県民の相談事や悩み事について、昔、たしか消費者生活センターというものがあったかなと思うんですけれども、今は何というんでしょうか。消費者生活センターでよろしいんでしょうか。（発言する者あり）

消費者生活センターの県で行われている体制と、各自治体でもそういうセンターがあるのか

と思います。まず、県と各自治体の組織体制をお教えてください。

【峰松食品安全・消費生活課長】 委員ご質問の県の消費生活センターの体制でございますが、それまで駅前にあった長崎県消費生活センターが平成30年に新庁舎へ移り、食品安全・消費生活課の中に入っております。私は、食品安全・消費生活課長であるとともに消費生活センター長でもあり、現在、事業者指導班6名、啓発相談班11名の合計18名体制になっているところでございます。

また、県内市町の体制でございますが、市につきましては、13市全ての市に消費生活センターが設置されております。町につきましてはセンターというものは設置されておきませんが、ほぼ全ての町に消費生活相談員が配置されておりまして、それぞれの町民の方々の消費生活相談に応じておられる状況でございます。

【外間委員】 課長のご説明で、相談員が18名だったですね。

【峰松食品安全・消費生活課長】 申し訳ございません。補足させていただきます。

こちらの職員は6名と11名と申し上げましたけれども、消費生活相談員、相談にのっている職員は6名でございます。

【外間委員】 じゃあ、県下各地からのご相談を6名の相談員が常時対応するということですね。年間、どのくらいの相談件数を受けておられるのでしょうか。

【峰松食品安全・消費生活課長】 一番新しい統計で、平成30年度に県の消費生活センターでは2,371件の相談を受けております。

【外間委員】 6名で平成30年度においては2,371件の相談を受けたということですが、相談の内容で、分類してベスト5という表

現はいかななものかと思いますが、どういう相談を主に傾向として受けておられるのか、上から順にご説明ください。

【峰松食品安全・消費生活課長】 私どもの方は、商品と役務、いわゆるサービスというふうに分類しており、商品につきましては、1番目が健康食品、2番目が化粧品、3番目が電気、4番目が4輪自動車、5番目が新聞という結果になっております。

また役務、いわゆるサービスにつきましては、1番目がデジタルコンテンツ、2番目がフリーローン、サラ金、3番目がインターネットの接続回線、4番目が不動産貸借、5番目が工事、建築という結果になっております。

【外間委員】 なるほど、こういう分類によって長崎県民の相談の向きが見えてきたわけでありまして、特に最近ではインターネット、不動産、こういったところも相談事として上位に上がっているとお知らせいただいて、よく理解ができました。

これだけのご相談を受ける際に寄り添うとか、時には専門性の高いご相談に対して、弁護士の資格でも持っていないと対応できないような問題まで解決してくれているようなことを聞いたことがありますし、非常にありがたく、6名の相談員でこれだけの対応を行っておられるのかと、今改めて、質問して答弁をいただいたことで、相当崇高なお仕事を対応しているオペレーターだなと理解をしております。

そういったオペレーターの皆様方の仕事ぶりに対して、課長の方からいろいろと仕事の内容について不平不満等はないかもしれませんけれども、逆にそういったお仕事をされている方からのご相談、悩み事などはございませんでしょうか。

【峰松食品安全・消費生活課長】今すぐ思いつくようなところはございませんけれども、おっしゃるように日々寄り添って相談を受けております。高度な相談もございますので、皆さんのレベルアップのために勉強会等を開いていまして、そういう時間をなかなかとれないということも問題、課題ではあるのかなとは考えております。

【外間委員】予算の事情もございますので、相談員の人数はこの体制で、これからも県民の相談に寄り添って、しっかりとやっていただきたいと思います。

こうやって聞いてみると、もう少し踏み込んで視察でもぜひさせていただいて、相談員さんのご相談に私たちがのりたいたい。本当に大変なご活躍で、多くの相談件数を、中身についても相当高度な質問、悩み事に対して解決をしておられるというふうに理解をしておりますので、ぜひとも、この方々の仕事のご期待と、職場の環境を守っていけたらというふうに理解をいたしました。

それからもう1点ですが、実は私も、人権・同和対策の研修会に長きにわたって参加をさせていただいておりまして、差別のない社会を目指して、人権・同和対策問題についても一定勉強させていただいております。

来週、佐世保の地で恒例の人権・同和研究会、研修会があり、恐らく人権・同和対策課長も来賓としてお見えになるのかなと、お待ちをしておきたいと思うんですけれども。

差別のない社会、偏見のない社会をつくって、啓発活動や教育に県が関わっている仕事は非常に大切だと思っておりますけれども、もうそろそろ、そういう社会も終わっているのではないかなというぐらいに、そういう偏見のない社会に

なってきたんだなと。十数年ずっと参加をすることによって、一定こういった活動がレベルアップして、もうその域に達したのではないかなというふうなことを感じるんですけれども、それでも予算立てを組んで、一定こういう仕事に関わっていくと、本当に何か形骸化して、マンネリ化して、表現は悪いかもしれませんが、ただ消化型の事業になっていないのかということを経験者として反省も含めて感じることもあるんですけれども、その件について、研修会も含めて、人権・同和対策課長のご見解を承りたいと思います。

【丸田人権・同和対策課長】委員のご発言がありましたけれども、確かに顕在化という意味では、ひところより、そういった事件等は顕在化しておりませんけれども、また新たな問題として、今はインターネットの時代でございますので、インターネットによる人権侵害等々が増えている状況でございます。加えまして、近年、性的少数者等、新たな人権課題も出てきている状況でございます。

特にインターネットの人権侵害というのは、それを正しく理解しないまま、そのまま鵜呑みにして誤った理解をしてしまい、それがまた差別、偏見につながっていくというようなことがございまして、私どもとしまして、正しく理解をしていただくということは引き続きやっていかなくてはいけないことだろうと思っているところでございます。

そういったところで研修会、講習会の開催、また、ご依頼を受けたら講習会等もやらせていただいているというような状況でございます。

【外間委員】わかりました。

インターネット等の新しい目に見えないいじめ、差別というのが出てきていると。そういっ

たものも含めて正しく理解をしていくためには、やはりこの啓発活動は引き続き必要であるという課長の答弁といたします。わかりました。

ぜひとも人権啓発活動については、ただいま課長の答弁があったとおり、新しい時代のさまざまな社会の複雑な状況の中で、人間が織りなす暮らし向きの中の悩み、相談ごと、差別、偏見のない社会に、県民生活部の所管の存在は非常に大きいものと、改めて認識をいたしました。どうぞ皆様方のご活躍を期待をいたします。

【坂本(浩)委員長】ほかにございませんか。

【宅島委員】私も、先ほど外間委員から質問がありました消費生活センターへの相談事ですね。

先ほど、健康食品、化粧品、電気、自動車、新聞、そして何だったかな、（「デジタルコンテンツ」と呼ぶ者あり）デジタルですね、インターネット、不動産、建築、サラ金、こういった答弁があったんですけど、相談があった中で、県警と連携をきちっとされて、特殊詐欺とかと認知をして検挙をされた事実があれば、教えていただきたいと思います。

【峰松食品安全・消費生活課長】直接、警察の方と連携をして犯罪の検挙につながったという例は、こちらの方では把握はしておらないところですが、そういうご相談があった場合、警察の方を紹介する例はございます。

【宅島委員】わかりました。なんで言うかと申しますと、全国的にも詐欺被害者が増えてきておりまして、消費生活センターに相談している人たちも、もしかしたら詐欺グループの被害者かもしれないので、県警としっかり連携をとっていただきながら、この事案はこういうのに似ているよねと、この犯罪の逮捕歴のある人間が関わっているよねと、そういった照会をしながら、

ら、本当の意味で県民の生活を守ってあげないと。

ただ単に電話を受けて、ああそうですか、こうですかと言うんじゃないくて、悪いものは悪いということで県警としっかりタイアップをして、撲滅をしていくといったことをやっていただきたいと思います。

先ほどの答弁では、県警と連携しないことはないということでありましたが、悪質とか、そういった認知の仕方があるんでしょうけれども、ぜひ県警と連携をとっていただきたいと思います。部長、いかがでしょうか。

【木山県民生活部長】ただいま委員からご指摘がありましたとおり、消費生活センターで相談を受けますと、相手によっては強権な要求といったものも考えられるところでございます、県警の職員を1名、課に配置をしているところでございます。

先ほど課長が申し上げましたのは、相談そのものが、県警の方とお話をした結果、事件化したということではございませんけれども、日頃から、情報交換はさせていただいているところでございます。ご指摘がありましたように、今後も県警とはよく情報交換やご相談をさせていただきながら、弁護士等にご相談ということもあると思いますので、そういった形で総合的に対応してまいりたいと考えております。

【宅島委員】ありがとうございました。

食育の推進についてと4ページにあるんですけれども、県においては、朝食をとらない、また野菜摂取不足の大学生をターゲットにして食育を取り組んでいきたいと書いてあるんですけれども、こういう人たちは、もともと食べないような習慣がずっと続いている人が多いと思うんです。保育園、幼稚園、小学校、中学校

ぐらいまでに、しっかりと食の大事さをわからせてあげないといけないと思うんです。

ここに書いてあることで満足されてしまったらいけないと思ったので、あえて言うんですけれども、SNSにレシピを載せたら、朝食をとる方が増えるのかとかですね。そういったことではなくて、例えば食に関する15分か20分ぐらいのDVDをつくって、教育委員会とセットになって学校で食に関する教育を行うとか、そういったことの方が長い目で見て効果があるんじゃないかと思うんですけれども。

実際、食育にかかる経費といえますか、予算としてはどのくらいをお考えですか。

【峰松食品安全・消費生活課長】食育に関する予算といたしまして、平成31年度、令和元年度につきましては、約800万円を計上しております。

【宅島委員】800万円が食育の予算という答弁がありました。

私も小さい子どもがいるんですけれども、その子どもも、なかなか朝食をまともに食べないというのを目の当たりにしています。家庭でも学校でも食育、食の大切さを教育することは大事だと思いますので、DVDでもつくっていただいて、食に関して悩んでいる保護者の皆様方がいらっしゃったら配布をするといったことも、ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【峰松食品安全・消費生活課長】ただいま委員から貴重なご意見をいただきました。参考にさせていただきたいと思いますが、まず今年度は、朝食のレシピの動画をつくってSNS等で配信をさせていただきまして、その反響を見ていきたいと考えております。よろしくお願いします。

【宅島委員】続きまして、平成28年度の県民

経済計算についてということで、統計課長にお聞きしたいと思うんです。

私は、3年ぐらい前の一般質問で、県民所得についての質問をしたことがあります。その時に、県民総生産が4兆1,000億円ぐらいだったかと思うんですけれども、資料を見ると4兆5,662億円ということで、私が質問した時よりもかなり上がっていると大変うれしく思ったんです。

この前、九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会で石川県に行ってきたんです。石川県におきましても、新幹線効果で県民所得、県民総生産も徐々に上がってきているという数字を見せていただいたんですけれども、大体、長崎県と同じような県民総生産の額なんです。ですので、きちっと今後も県民所得が上がるように。

また、実際に働いている方々の人数で割るとどのくらいの金額になるのか、おおよそいいんですけれども、おわかりでしょうか。これは赤ちゃんからお年寄りまでというのが二百何十万円ですよ。そこら辺がわかれば。（「休憩をよろしいですか」と呼ぶ者あり）

【坂本(浩)委員長】しばらく休憩します。

— 午後 2時47分 休憩 —

— 午後 3時 5分 再開 —

【坂本(浩)委員長】委員会を再開いたします。

【笠山統計課長】お時間をいただいて、ありがとうございます。

委員ご指摘の、総人口ではなくて、県民所得の総額を生産年齢人口で除して得た数については、分母が79万505人、これは平成27年の国勢調査における生産年齢人口でございます。分子が3兆4,433億円でございます。これを計算しますと、生産年齢人口における一人当たりの県

民所得については435万6,000円となります。

なお、1年前の平成27年度分について同様に計算いたしますと422万8,000円ということで、この2つの数字を比較しますと12万8,000円の増という形になります。

【宅島委員】ありがとうございました。今、統計課長から報告があったとおり、生産年齢人口で割ると、働いている県民の大体の平均が435万6,000円で、平成27年に比べると12万8,000円も増額をしているということで、県民所得の向上をうたわれている中村知事の政策ともきちっと合致をして、頑張っていたいただいている結果を聞いて安心をしました。

続いて、交通・地域安全課長にお伺いしたいんですけども、県内の特殊詐欺に遭われている方々の件数、平成30年度でいいんですけども、件数と被害額を教えていただきたいと思います。

【宮崎交通・地域安全課長】特殊詐欺被害につきましては、平成30年中に51件発生しております、被害総額が約1億463万円でございます。

【宅島委員】こういう案件に関しては総務委員会が所管をされているのはよくわかっているんですけども、県民生活に大事な部署である県民生活部がしっかりと政策を打ち出していただいて、こういう詐欺の被害に遭われる方が少なくなるように、ぜひ県警とも連携をしていただきながら、被害者の削減、また撲滅に向けて頑張っていたいただきたいと要望して終わります。

【八江委員】男女共同参画について、ちょっと初歩的なことになるかもわかりませんが、男女というのは1歳から100歳ぐらいまでありますので、どこまで男女参画型の社会を目指しながらいろいろ事業計画をなされているのか。1歳からといったって、なかなか難しい話だけ

ど、だからといって100歳というのも難しいかと思います。20歳で成人して60歳で定年退職と、その間の働く人が中心になるのかなとわかっておりながらも、改めてその点を確認しておきたいと思います。いかがですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】男女共同参画社会というものは社会のありようになりますので、一生涯を通して対象となるものでございます。生産年齢人口を対象とするものではなく、生涯を通して対象となるものでございます。

例えば幼少期にあっては、男の子のおもちゃは車、女の子のおもちゃはお人形とか、学童期にあっては、入学式の時に前の列には男子生徒が並んで、後ろの列には女子生徒が並ぶとか、成人してからは、自治会に入った時に、会長は男性が、会計は女性がされているといったようなことが多々見受けられるところでございます。そういったことを無意識のうちに働きかけてしまっている。

この無意識の偏見というものは、誰でも持っているもので、それに気づいて、私たちがどう判断して、どう進めていくかということが男女共同参画社会の第一歩ということになります。

【八江委員】何を言わんとするかと言うと、少子・高齢化時代といわれて、この間の敬老の日に新聞等にも発表があっておりましたが、65歳以上、あるいは70歳以上が3,600万人いるということです。70歳以上で働く人が860万人とか、100歳以上が7万人以上とか、平均年齢は男性が81歳、女性は87歳と、社会の流れの中では、高齢者がだんだん多くなってきているわけです。

男女参画の問題で役職の問題がある。例えば県庁だったら課長は何人おりますかとか、社長は何人おりますかとか、社会の役割を、登用される者を中心に男女参画の代表的な役割みたい

なことを表現されますね。

資料を見ますと、長崎県の場合は、登用されるのが全国で32番目とか、九州で7番目だとか、あまりよい成績ではない。国体並みになってしまっているわけですけど、必ずしも役割が全てではないと思います。

そういう時代が変わってきている中で、男女雇用機会均等法ができて久しいですけど、時代の流れによって、男女参画の流れも少しずつ変化してきているんじゃないかと。

特に高年齢になりますと、女性の方がむしろ登用が多くて、男性の方が貧弱になってしまうと、社会現象が入れ替わってくる可能性がある。

そういうこともみかじめながら考えれば、どれが一番いいのかなと。社会で一番活躍できるのは、例えば就業人口で、生産人口になります20歳から60歳ぐらいまでの一番活躍する時に、女性の出番がもっと多くあっていいと。それは自然と多くなってきているんじゃないかと思いますが、そのあたりの捉え方について、男女参画・女性活躍推進室長としてどのように捉えておられるのか、そこを確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】女性の活躍という点におきましては、管理職における女性の登用率というのが、よく指標として挙げられているところでございます。

よく言われる数値として30%というのがございます。場の空気を変える一つの目安になるのが3割ということでございます。

見ていただいてわかるように、このフロアにおいても、女性が3割いるような状況ではございません。3割を超えると、場の空気が変わって女性が意見を言いやすいような状況になると言われております。

そういったことから、女性の管理職登用率30%を目指して、全国的に指標を上げて取り組んでいるところですが、まだまだ各分野において、その登用率には届いていない実態がございます。

いずれ30%をクリアして、最終的には男性、女性は同数で、どの場面においても同数の登用がされているような自然な形になることが望まれております。私も、その社会の実現に向けて、微力ながら努力をしまいたいと考えております。

【八江委員】男女といいながらも、時に年齢に応じて育児が関係すると、女性の方はなかなか働くことができない。職場になかなか復帰ができなかったりして、職場の中で割合が極度に少なくなってくる。育児関係を男女同じようにしようじゃないかという法律もありますし、またそうせにやいかんですけど、なかなかそこまで追いついていないために女性の登用が、人数はあまり変わらないのかもわからないけど、今言われるように、ここの中で数えたら、どうしても女性は少ない。しかし、男性の働く数からすれば、女性は少ないかもわからないと。

そういう問題もいろいろありますけど、私は高齢者の一人ですから、我々の周囲を見ますと、女性がいないと生きられないと。

社会現象の中で役割が、職場の中でいろんなことをしていかなきゃいかんということは十分わかっておりながらも、家庭環境、あるいは地域、いろんな団体を見れば女性の活躍は大きいものがあるし、そういう支えがあってこそ生活が営まれているし、また社会が動いているんじゃないかと思っております。

そういった面を考えれば、もう少し輪を広げた形での活動に目を向けておくことも必要な

と思いますので、今の社会現象の中で、高齢化時代の中で、方向を変えろと言うつもりはありませんけど、そういう見方も考えておくべきことかなと思いますので、その点をもう一度、確認したいと思います。これは日本だけじゃなくて世界的にそうかもしれませんが、そういう時代になってきているということも、一つ含みおく必要があるんじゃないかと思いますけど、いかがでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 高齢化社会が加速している状況にある中で、男性も、女性も、誰もが一人ひとりの存在を大切に、それぞれが活躍できて、それぞれが輝けるような社会づくりを目指しております。支え合って認め合うというところが非常に大切なポイントになってくると考えているところでございます。

【八江委員】 最近、テレビとか新聞にも、若い女性の方が起業しておられると。我々も立派だなと思っておりますし、また、そういう方々が育ってほしいという思いもたくさんあります。

そしてまた、海外で生活というか、世界の中でボランティアを含めて活動している中では、女性の方が非常に大きい役割を果たしているような印象を我々は持っております。

例えば、アフリカとかなんとか、男性の行けないようなところで女性が堂々と活躍していたり、また、違った国に嫁いでいった日本の女性を見た時には、日本人ってすごいなと思ったりもするものですから、一つひとつと区切らずに、全体的な活動の中に活かしていくことができればという思いは持っております。

就業については特に頑張っていたきたいという思いは私も同じような気持ちを持って、もうちょっと女性の感覚で商売、あるいはそういうものを考えていただければなという思いをし

ています。我々も全面的に、企業に関係する者の一人としては期待をしておりますし、また支援をしていきたいと思います。

その点を含めて、県民生活部長も担当の皆さんと一緒に、そういう目で女性の方向性を、リーダーシップを発揮していただければという思いもありますが、その点を最後にお尋ねして終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

【木山県民生活部長】 女性の起業、それから女性の活躍という点につきましては、今、委員からご指摘があったとおりでございます。私ども、女性の活躍を推進する上で、それには男性、家庭、もちろん社会の協力も必要かと思っております。

生産年齢を迎える前の児童・生徒、大学生におきましても、女性の活躍、そして女性、男性ともに支え合うというようなことについては、いろんな啓発を通じて広めていかなければならないと思っておりますので、今後とも男女共同参画、それから女性活躍について、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時20分 休憩 —

— 午後 3時20分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時21分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月26日

自 午前 10時 0分
至 午前 11時45分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	坂本 浩 君
副委員長（副会長）	石本 政弘 君
委 員	八江 利春 君
”	中山 功 君
”	坂本 智徳 君
”	外間 雅広 君
”	中村 和弥 君
”	西川 克己 君
”	山口 初實 君
”	宅島 寿一 君
”	饗庭 敦子 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交 通 局 長	太田 彰幸 君
管 理 部 長	小畑 英二 君
営 業 部 長	濱口 清 君

6、審査の経過次のとおり

―― 午前10時 0分 開議 ――

【坂本(浩)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

なお、中山委員から、所用により本委員会への出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、交通局長より総括説明をお願いいたします。

【太田交通局長】 おはようございます。

令和元年9月定例県議会 環境生活委員会関係議案説明資料をご覧いただきたいと思います。本日、追加1という資料もお配りしておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第111号議案「長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」であります。

第111号議案につきましては、地方公務員法等の改正に伴い、一般職の非常勤職員として新たに創設される会計年度任用職員に係る勤務条件や給料及び手当に関する事項を定めるとともに、退職手当の支給に係る成年被後見人等に関する除外規定を削除しようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項につきましてご説明いたします。

「ミライo n図書館」開館に伴う対応について。県と大村市が大村市に共同で整備する「ミライo n図書館」が10月5日に開館することに伴い、交通局では、地元大村市等からの要望に

応え、同図書館入口付近にバス停を新設し、名称を「ミライon」とするとともに、10月1日から乗降取扱いを開始することとしております。

同図書館には年間約60万人の来館者が見込まれており、「ミライon」バス停設置により、多くの大村市内線や諫早市からの路線バス26便、長崎市内からの高速シャトルバス16便が停車することから、市内外からの図書館来館者の利便性が向上するものと考えており、バスターミナル等での周知を図ることとしております。今後も、まちづくりの進展等によって生じる新たな輸送ニーズに適切に対応してまいります。

営業・広報の取組について。

交通局では、バスの利用促進と地域の方々に親しみを持ってもらうため、営業・広報活動に継続して取り組んでおります。

県営バスの路線バスが乗り放題となる「夏休みこども定期券」につきましても、バスの利用促進とともに、乗車ルールやマナー啓発のため、平成29年から販売しておりますが、今年度は、昨年から取り組んでいる路面電車とのセット券と合わせ、966名の小学生にご利用いただきました。昨年の利用818名より大幅に増加し、多くのご家庭での利用が広がっており、その継続につきましても関係機関と協議してまいります。

また、路線沿線で開催される地域イベント等へも引き続き積極的に参加しており、8月5日には、長崎ペンギン水族館の「長崎にペンギンが来て60年！記念イベント」において、同水族館と連携し、ペンギンのラッピングバスに、車内をぬいぐるみ及びシール等で装飾した「ペンギンバス」を展示したところ、同イベントに訪れた多くの家族連れのお客様に好評をいただきました。

この「ペンギンバス」は、7月8日から9月30

日までの間、長崎市内の路線を運行しております。

交通局の経営状況等について。

現在、交通局では、中期経営計画に基づき各種取組を進めております。今年度においては、乗合事業では、人口減少等による乗客減・収入減はあるものの、諫早市・大村市からの高速シャトルバス等が堅調に推移しております。貸切事業においては、昨年度、クルーズ団体からの大幅な受注減などから厳しい経営となりましたが、今年度は規模の見直しを行うとともに、受注回復に向けた営業強化を図っております。また、経営効率化のため、バスの延命化を図るとともに、車両更新の時期の見直しなども検討することとしております。今後とも、貸切事業の営業強化や、未利用地の売却及び公用車の削減など、さらなる改善に積極的に取り組み、経営健全化に努めてまいります。

一方で、多くのバス事業者で課題となっているバス乗務員の確保については、交通局におきましても、深刻さを増してきつつあります。これまでも乗務員採用後に大型二種免許を取得させるなどの対策を取ってきておりますが、来年度以降、多くの乗務員が定年となる期間を迎えることから、現状のまま推移すると、将来的に路線網の維持が厳しくなることが見込まれます。

このため、バスの運行に不可欠な人材の確保に向け、今後さらに、働きやすい職場環境の整備や高齢乗務員の活用、女性乗務員の採用、大型二種免許未取得者の掘り起こしなどに積極的に取り組む必要があると考えており、具体化に向けて検討してまいります。

また、路線網の維持のためには、その一定の見直しが必要になるものと考えており、地域特性や需要動向等を踏まえた効率的・効果的なダ

イヤ編成に取り組み、地域の生活交通の確保を図ってまいります。

事故防止への取組について。

交通局では、安全なバス輸送確保のため、乗務員に対する実技研修や定期的な指導、教育等を行い、法令遵守や発車前等の安全確認を行う3秒ルールの徹底等に取り組んでおります。

そのような中、本年6月11日に佐賀県嬉野市の長崎自動車道（上り線）不動山トンネル内において、当局の高速バスが前車に追突する事故が発生し、また、去る7月2日には、長崎市田中町において、回送中の路線バスが対向車線にはみ出し、対向車2台と衝突する事故が発生したことは、誠に遺憾であり、県民の皆様、関係の皆様にご迷惑を申し上げます。

今回の事故は、一つは車間距離不足と危機意識の低下、一つは健康に起因するものと考えられ、再発防止に向け、全営業所の運行管理者及び全乗務員を対象に安全意識を高めるため個別面談を実施するとともに、健康診断の結果により再検査の受診、治療等を徹底することとしております。

資料の追加1をご覧くださいと思います。

また、去る9月20日午後7時頃、当局路線バスが、東長崎地区の矢上団地内で、横断歩道を横断中の60代男性をはね、重傷を負わせる事故を起こし、当該運転手が自動車運転処罰法違反の容疑で現行犯逮捕される事案が発生いたしました。

被害者の男性は、意識不明の状態で長崎市内の病院へ緊急搬送されております。

6月及び7月の事故を踏まえ、事故防止に努める中、公共交通として特にあってはならない人身事故が起きたことは誠に遺憾であり、被害者及び被害者のご家族と県民の皆様に重ねてお詫

び申し上げます。

一連の事故を受け、従来からの事故防止策の継続に加え、さらなる事故防止策に取り組み、職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

職員の処分について。

本年6月27日に、乗務員が公休日に酒気を帯びた状態で自家用車を運転し物損事故を起こしたことが発覚したことから、去る7月12日に、当該乗務員について、懲戒免職とする処分を行いました。

交通局では、これまで飲酒運転防止の取組として、「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定し、職員への積極的な指導や、家族に対する協力要請を行ってきたほか、交通局独自の「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し、全職員へ配布するとともに、毎年セルフチェックシートによる内容確認を行うなど、周知徹底を図ってきたところでありますが、再びこのような事案が起きたことは大変遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として、県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の事案発生を踏まえ、改めて全職員から「法令等遵守にかかる誓約書」を徴取し、職員の自覚を促すとともに、その家族に対しても協力要請を行ったほか、引き続き、個別面談やミーティング等において、職員の健康管理と併せ、飲酒状況の確認や飲酒に対する指導を実施していくこととしております。

このようなことが二度と起こることがないように、再発防止に徹底して取り組み、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂本(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

議案は第111号議案であります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第111号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【小畑管理部長】 おはようございます。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

まず、1,000万円以上の契約案件について、本年6月から8月までの実績は、資料1ページに記載のとおり、計3件となっております。

次に、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月までに県議会議長宛ても同様の要望が行われたものは、諫早駅周辺整備事業への協力と支援についての1件となっ

ており、それに対する県の取扱いにつきまして、資料5ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂本(浩)委員長】 以上で説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、21番の「諫早駅周辺整備事業への協力と支援について」の（3）県央地域の広域公共交通の拠点として鉄道とバス利用者の利便性の向上に資する諫早バスターミナル機能の駅前広場への再整備の協力と支援ということになっております。

陳情書について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況です。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問を受けいたします。

なお、各委員一人当たり20分を目安に質疑応答をよろしくお願いいたします。

【中山委員】 それでは、2点お尋ねいたします。

1つは交通局の経営状況についてでございます。バスの乗務員の確保は深刻さを増しつつあるということで、大変危機感を持っているようであります。

私は、さきの委員会で女性乗務員の状況はどうかというふうにお話しいたしまして、今回、乗務員の採用という形で明確にこういう抱負を出していただいたことは前進かなと考えております。

女性乗務員の採用に当たって、どういう課題があるのか、そしてどの程度をめどに、何人ぐらいをめどに取り組もうとしているのか、まずここをお聞きしたいと思います。

【小畑管理部長】ただいまご質問がありました女性乗務員の雇用につきまして、先般の委員会でもご質問があった際に、当局は1名のみの女性乗務員の配属となっていて、全国的に見ても同様な状況がございます。国の資料では、バスの平均で1.8%ぐらいしかいない状況という資料もございます。当局は、それよりも少ない数字になっておりますけれども。

具体的な担い手不足の要因といたしまして、不規則な就業形態、もしくは長時間の拘束といったことで、女性の方は子育てだったり、そういった各自の事情等がございますので、どうしても避ける要素となっているということがございます。

片方で、経営者側の対応不足ということも指摘されておりまして、新卒者に対する戦略的なリクルート活動の不足とか、女性に対する対応を含めた労働環境の改善といったものが十分でないのではないかというような指摘等も上がっております。

当局においても、そういった状況は同様にあるかと思っておりますので、そういったもの

を含めて今後改善していく中で、女性の方もぜひ交通局に入局したいといった意向をお持ちになれるような形にもっていただければと思っております。

これまでもいろいろと取組をしております、公募も行っております。特に男性、女性といった区分けをしないで募集も行っております、女性乗務員を活用したパンフレットの作成等も行っており、そういった動機づけ等を図れるような形で取り組んでおりますが、さらに、こういった現状の要因等を含めた対策を引き続き取って、改善に向けて、具体的な数値をお示しすることは難しゅうございますが、全国の平均が出ておりますので、そういったものも指標に進めていきたいと考えております。

【中山委員】働き方改革というか、時間が不規則というような話がありましたけれども、タクシーの乗務員はかなり女性がいるわけですね。あれは、ある程度時間を決めてやっているのですね、やはりその辺のニーズに合わせた時間を設定していくことも考えないといけないので、働き方改革の中で、そういう条件をつけて募集した方がいいと思うし、ぜひそういう形で。これから女性の活躍を幅広くすることは非常に大切なことであるし、県全体としても取り組んでいる。ぜひ女性乗務員の採用を積極的にやっていただきたいと再度申し上げておきたいと思っております。

次に、事故防止の件でちょっとお話ししないといけないと思っております。

帰ったらファクスが届いていて、9月20日にこういう理由で職員が逮捕されたということでした。交通事故を起こして逮捕されるのかなと、ちょっと私は意外に思ったけれども、今回のこの事故の内容がよくわからないので、事故の内容と逮捕に至った要因について、わかる範囲で

いいから説明していただけますか。

【濱口営業部長】9月20日の事故の件でございますが、その前に、大変ご心配、ご迷惑をおかけしたことに對しまして、申し訳ございませんでした。改めてお詫びを申し上げます。

9月20日の事故の件でございますが、まず、かき道3丁目、東長崎の矢上団地の方で、信号機のないT字路の交差点を当局の県営バスが右折する際に、横断歩道を渡っていた60代男性に気づかずに、はねて重傷を負わせたという事故でございます。

当該運転手は、事故当日、すぐに自動車運転処罰法違反の疑いで逮捕されたということでございます。これは、明らかな過失が大きいということでの逮捕とお聞きしております。しっかりと確認したわけではございませんけれども、横断歩道上ということで、それが逮捕の一番の要因だと思っております。詳しくは聞かされておられません。

【中山委員】明らかな過失がない限りは、やらないだろうと思うんですね。明らかな過失を起こしたということが想定されますね。

何を言いたいかというと、皆さん方は交通事故防止についてしっかり取り組んできた、この前の委員会でもそういう話を聞きましたし、先ほどの説明でもわかったけれども、要因は、車間距離の不足と危機意識の低下、健康に起因するもの、明らかに過失があるものと。

そうすると、今までの取組の中で何が欠けていたのか、どういうものが欠けていたのか、この辺を明確にしてもらわないことには、次にこうやりますということについて納得いかないの、その辺を率直にお話しいただきたいと思います。

【濱口営業部長】今年になって、非常に重大な

事故が複数発生しております。

いろんな事故がある中で、いろいろな防止対策を過去からずっと継続してまいりましたけれども、今回につきましては特に横断歩道上の事故ということで、今までにない取組をしなくては行けないと、すぐ機関長会議、所属長会議を開催しまして、その中で今までにない取組といいますのが、他社の事例なども参考にしながらやっていこうという方向づけをしております。

まず、今考えているのが、右左折時に横断歩道がある時には必ず一旦停止という他社でやっている事例がございます。その事例を踏まえて、今度は長崎県内の道路事情に応じたルールづくりをしっかりとやって、まずは一息置くということをやりたいと思っております。

それと並行して、やっぱり乗務員への意識づけが非常に大事だと思っております。春先の事故を受けて、職員一人ひとりと面談して、事故防止ということで話をさせていただいております。まだこれは終わっておりませんが、ずっと継続していきたいと思っております。

そういったことで、ドラスティックな事故防止対策というのはなかなか難しいのかもしれませんが、地道に乗務員の心に訴えながら、できるものはやっていきたいと思っております。

【中山委員】対策とすれば、今言ったようにすぐやらなければいけないものと、少し時間をかけてやらなければいけないものと、分けてやらないといけないと思う。

基本的には、交通局長をはじめとした思いとか意識と、乗務員の意識が一体となっていないというふうに私はとらえます。その大きな原因は、乗務員の危機意識が不足している。そして、それを補うだけの指導が、信頼関係がない、足らなかった、そういうふうに私は見ているんで

す。

それで、個別訪問をやっていくということでもあります。職員の意識を高めていくためには、個別的にお話しするということは大事だと思いますが、現在やっている個別方式というのは、どういう形でやっているんですか。乗務員は1人かもしれませんけれども、局側としてはどういう体制で、どういう場所で、どの程度やっているんですか。

【濱口営業部長】現在行っておりますのは、局の幹部が直接営業所に出向いて、営業所の中で、乗務員は勤務形態がばらばらでございますので、会う機会が非常に少うございまして、その非常に少ない時間を見て乗務員に直接会って、営業所の中で話をさせていただいているという状況でございます。

【中山委員】場所の設定は営業所でいいと思うんですが、幹部は何人ですか。それと、時間的にはどの程度やっているのか、もう少し具体的に言わないとわからない。

【濱口営業部長】基本的には、育成指導課の課長が中心に、ほとんど1人でっております。指導課の課員もたまに参加することもございますけれども、基本的には1対1で、一人ひとり同じようなスタンスで、時間的には大体10分から15分ぐらい、場合によってはもっと長くなることもございます。大体そのような感じでございます。

【中山委員】育成指導課長が1対1でやっている、10分から15分程度ということであると、どこまで乗務員の意見を聞くことができるのか。どういう気持ちで乗務員が働いているのか、どういう形で自分の家庭を営んでいるのか、事故防止についてどういうふうに考えているのか、ざくばらんにするには非常に時間が少な

いと思う。

それと、もう一つ心配は、よくよく考えんばいかんのは押し付けよ、押し付け。指導課長がやるとなると、それは簡単に物が言いにくいのではないのか。私はそう思う。

ここはざくばらんに、職員の意見も聞かんばいかんけれども、問題は、職員の中でも危機意識がある人と、中ぐらいの人と少ない人と、いろいろいると思う。

やはりここはもう少し重大に考えんばいかんので、事故防止に当たって、局長に、今後の取組の姿勢というか、どういう思いでやっていくのか、その辺を明確に私は聞いていないので。事故を起こしてはいけないことはわかる。それをどう伝えるかという問題が出てくるので、その辺で、乗務員に向けてでもいいと思うけれども、今後の局長としての思いというか決意を少し話していただだけませんか。

【太田交通局長】中山委員のご指摘、ほとんどがご指摘どおりだと思います。

私は、去年の4月に局長になりまして、各営業所での事故防止への取組ということで、毎月1回、早朝点呼に立ち会います。これは各営業所に幹部職員が順番で回って行っております。先ほど、営業部長がそういうことでやっているというのは、月に1回の点呼時に職員と顔を合わせて、一言、二言でも声をかけることで点呼の状況を確認しております。

それと、年に1回、各営業所を回りまして、幹部と乗務員の皆さんと、約1時間ほどですけれども、意見交換をする機会を設けております。これはいろんなご意見が出ます。バスの車体が古いものですから、そういう面で改良してほしいとか、給料面の改善とか、そういうご意見も出ますので、いろんな形でそういう機会を設け

て立ち会っております。

それから昨年から、説明の中にもありましたけれども、3秒ルールということで、一旦落ち着いて運転にかかれということで、発車前、交代時等に、左右の確認、車内の確認を一旦して深呼吸してやりなさいということも始めております。

私も、やはり職員の落ち着きというのが一番大事かと思っております。それと、職員に対する声かけというのが、やはり共通の意識を持っていただくためには必要かと思っております。今回、一連の事故をきっかけということではなく、改めて、まずは営業所長に、各乗務員たちとの面談の際に、事故防止、それから飲酒等のコンプライアンス意識の醸成、そういうことについて声かけをしてくれとお願いしております。

私も、どうして今年こんなに事故が続くのかということを改めて考えておまして、やはり職員との交流の機会を増やしていかないといけないだろうと思っております。そういう面で、中山委員がおっしゃるように、職員の落ち着きとといいますか、そういうものを大事にしていくような取組を今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【中山委員】局長が取り組んできた内容については理解するわけではありますが、私が言いたいのは、職員が自らこの問題について話し合うとか、話し合いができるような行動を起こすためにはどうすべきかと考えておましてね。恐らく今のようないかなる形で個別訪問をやっても、なかなかそこまでいかなければいけないかなと思っておりますね。

局長からは、声かけをしているといった発言があったが、これだけ事故が出てくると、やはり対応としても異例をとらねばいかんと思っ

ているんだけれども、やはりここは局長に出てもらって、営業所に行って職員と直接会って、ざっくばらんに話を聞くというか、個々の意思疎通がいけば、局長が全員に会う必要はないと思う。それまでに職員の中で盛り上がってくるよ。盛り上がってこなければ、局長に問題があるんだよ。

そこでもう一回、所長とか指導課長に任せるのではなくて、それはそれとしながら、やはりここは局長が出ていって、1対1で、あなたはこういう気持ちで働いているのか、家庭はどういう状況か、事故防止はどんな方法がよかろうかと、ざっくばらんに。5分、10分じゃやれないですよ。30分なりとって、そこまで一回おりていって、職員も局長も一緒なんだよと、県民の命を守らねばいかんじゃないか、どうするかと、責任があるんだよと。その辺を、おりてもらってやって、そして結果として職員自身でこの問題について話し合うと。そうなれば事故防止につながっていくと考えております。

これは少し時間がかかるとは思いますが、この際、ぜひそういう取組をしていただきたいと思います。その決意はどうでしょうか。

【太田交通局長】ご指摘の点につきましては、そういう機会を設けて、こちらの気持ちも伝えていく必要があると思っておりますので、具体的な方法につきましては、今後、少し詳細に検討いたしまして実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【坂本(浩)委員長】ほかにございませんか。

【八江委員】諫早の方からの要望活動があつておりますが、特に諫早のターミナルの問題です。我々諫早地域出身の者としては、県営バスに対しての一番大きな課題はそこにあるわけであり

現状として地元の諫早市の問題等があったりして、要望に応えるためにという回答もあってありますが、どのような形で今、推移をしているのか、まずそれをお尋ねしておきたいと思いますが、いかがですか。

【小畑管理部長】諫早ターミナルにつきましてのお尋ねでございますが、先般の一般質問でも中村(和)委員からご質問がございました。その際にも、前回の委員会でも八江委員にお答えいたしました。改めて申し上げますと、諫早ターミナルにつきましては、新諫早駅ビル内に発券・待合所を整備した後、令和3年度に移転予定となっております。

それを踏まえまして、移転後の跡地につきましては、県営バスの収益源とするとともに、地元諫早市の計画との調整が必要だと考えているということで進めております。

先般も申し上げましたが、今年度につきましては、民間からアイデアを募集するサウンディング調査を実施することといたしております。そういった中で、今後、交通局が活用するに当たってのいろんな提案をいただいた上で、どういった形で活用できるかということを検討していきたいと考えております。

併せまして、今もお話にございましたとおり、諫早市からは、跡地周辺での道路拡幅のために当該跡地の一部を活用したいといったお話もございます。一方で、現在、敷地の中には水路がございますので、そういったものについても諫早市との協議が今後必要になってくるかと思っております。そういった土地の利用に当たっての諸条件を踏まえた上での跡地活用となると思っておりますので、まずは諫早市との協議を進めていきたいというふうに考えております。

【八江委員】新幹線の開業が令和4年度という

ことで、もう間もなく3年ぐらいで開業するわけですが、今からいろんな形で検討すると。

検討は検討で結構ですけど、県営バスターミナルの前の西友の跡地も、今、仮駐車場として利用されております。毎日満杯だと聞いております。それは、跡地を取得されている不動産関係企業がどのように転換をするのかということも一つ見定めながら、駅前の開発と併せて、県営バスとして方向性を決めたいということかもしれません。

前から申し上げていたように、諫早の駅前商店街が、今のところ新幹線の駅前に関する動きがあまりないと認識をしているんです。商店街として、こういうものをしたい、ああしたい、こうしたいという小さい動きはもちろんありますけど、県営バスと西友跡地がどのように動くかで、諫早の駅前地域がどのように変わっていくかということであります。

もちろん諫早市が進めている、駅周辺開発の中の約200億円近くかけたターミナル、あるいはホテル、マンション、駐車場等は、書いているとおり順次進めておられますけれども、商店街の方にありますターミナルの用地等が一番大きな課題だと。それが一つの大きな起爆剤にもなると思うから、早目に決断をしてくださいと。売するのか売らないのか、あるいはどういうものに利用するのか、県営バスそのものが運営していくのかということをお願いしてきただけですけど、これからいろいろなアイデアを募集というと、まだまだ時間のかかる話だなと。諫早の駅前商店街に誘導するような役割には、なかなかつながってこないのではないかなと思っておりますので、もう少しスピードを上げて、その話し合い、アイデア募集、期限を定めてスカッとした形で誘導を図っていただくことが、地域の信頼を

取り戻すことにもなってくるのではないかと思います。その点はいま一度。

我々も、諫早の駅前をどうすればいいかと。ホテルとか何とかはたくさんありますよ。ありますが、ビジネスホテル的なものがあるから、そこにはシティホテルというような大きいのをどーんとつくって、諫早の大きな拠点になすことができればとか、駐車場等になせばとか、いろいろありますが、もう少し具体的な活動に移れないのかなと思うんです。今のお話ではまだまだ、我々の要望しているものとは少し納得いきがたいものがあるんですけど、いま一度、その構想なりをもうちょっと明確にできませんか。

【小畑管理部長】なかなか時期を明示してというのは難しゅうございますが、とはいえ、委員おっしゃるように、令和4年には新幹線開業という一定の目途がございますので、我々としても、ターミナル機能移転以降に跡地をそのまま放置しておくことは、交通局にとってもよくないことでございますので、一定そういった時期を目途に、今後の作業を進めていきたいと思えます。

申し上げました事業化の検討は、今年度中、民間からのアイデアを聞いて構想をつくっていくことになると思います。次年度、令和2年度以降には、公募でやるのか、もしくは交通局自身がやるのかということで分かれてくるとは思いますが、もし公募等でやるとなれば、事業者の選定に向けた公募等の手続を進めて、最短でいけば、できれば令和4年度に間に合うようにというような作業感を持ちながら進めていきたいと思っています。令和4年度と明示はできませんが、そこは一定の指標になろうかと思えますので、そこに向けて作業を進めていきたいと

思います。

【八江委員】もう少しスピードを上げてですね。開業が一つの大きな起爆剤ですので、それまでには完成しておくことが必要であろうと思うんです。そのころから、どうしようかと流れていくと、せっかくの大きな用地が地域に貢献できる状況にないと思いますので、もうちょっと早目にやっていただきたい。

それと、県営バスは諫早駅を拠点の一つとしていますが、そこから路線の問題、今、商店街の中を走っている路線の問題ももちろんあります。県営バスがターミナルに移って、立派なターミナルの機能を十分発揮していくようなことを絵では見せていただいておりますけど、路線のことが今までどおりとしか見えないんです。開業と併せて、路線のことも明確に示していただくことができないかなと。

例えば長崎 - 諫早間、諫早 - 佐世保間、諫早 - 島原間とか、都市間交通の路線が市民にあまり見えないです。市内の路線はいろいろ、赤字路線ももちろん、政治路線みたいなものもたくさんありますが、もう少し都市間交通の問題がターミナルの移転によりどう変化するのかを明確に示すことが必要ではないかと思うんです。あそこにターミナルが移ることによって、大きな路線の見直しがあるのではないかと、また、なさなければいけないのではないかと思うんですけど、その点はどのように考えているんですか。

【濱口営業部長】先ほどの委員のご意見の件でございますが、新諫早ターミナルが完成した以降の路線の回し方につきましては、諫早市とも従前から協議はさせていただいております。今後も継続をしていきたいと思えます。

先ほどの都市間輸送の件でございますが、今、長崎 - 諫早の高速シャトルバスがございます。

当然こちら新しいターミナルを活用した発着ということを考えております。

周知が緩いのではないかとのご指摘もございまして、諫早 - 長崎の高速シャトルを新規で出した時に、各住宅地等にポスティング等もさせていただき、あるいは時刻表とかも作成してお配りしながら周知を図ったところでございます。随分と利用者もでございます。

今後は、委員おっしゃるとおり新しい諫早駅、諫早ターミナルを活用した他の路線は検討しないといけないだろうと思います。そういったものをどういうふうに、よりいい回し方をするのか、あるいは新規の路線ができるのかも踏まえて検討させていただいて、最終的には、広くいろんな手段でお知らせをさせていただければと思います。

【八江委員】 シャトルバス等については、ある意味では盛況を来しているということで大いに結構だと思うし、であればもう少し、都市間交通のものと、もう一つは諫早市を高速道路上で通過する高速バスが諫早ターミナルへ乗り入れない問題。

今、長崎から諫早を経由して福岡とか熊本とか大分というものもありますが、諫早に降りずに高速道路の周辺のバス停を経由していくということです。新幹線の開業に合わせ、ターミナルへ高速バスが乗り入れ始めたりするのがわからないという部分があるんです。

高速道路からちょっと離れていますけれども、そのあたりのことについては何ら検討しておられないですか。高速道路との関係の、バスの乗り入れ等についてはどのようになっているんですか。

【濱口営業部長】 先ほどのご意見で、まず、県外高速は九州各地に路線がございしますが、どう

しても諫早インターから諫早駅までの距離と時間が少なからずかかりますので、その往復を考慮したら非常に起終点の所要時間が長くなる、距離も時間も長くなるということで、速達性が少なくなるかなという気もします。共同運行会社とも当然協議はしなくてはならないんですが。

一方で労働条件といいますが、道路運送法上の縛りがどうしてもございます。1人のドライバーで運転する時間、あるいは拘束する時間というものがございまして、諫早インターから諫早駅に行き帰ってくることで、少なくとも往復で30分以上はかかるのではないかなと思いますので、そういったものも含めて、本当に運行が可能かどうかというのは検討しないといけないと思います。

過去にはそういった検討もされているとは思いますが、現実的に実際に行われていないということでございまして、道路状況も変わりますので、諫早駅経由というのが実際可能なかを改めて検討させていただきたいと思っています。

【八江委員】 諫早のインターから、新しく島原道路等も建設中であります。そういったものを利用して、ある意味では循環ということだってできると。開通するのは2～3年後だとしても、そのあたりの見直しは若干あってもいいのではないかと思います。

もう一つは、提案を兼ねてですけど、並行在来線といわれる、長崎本線。こういったことと佐賀との関係もいろいろありますが、我々も、太良町も鹿島市も、場合によっては長崎の隣接都市として同じ立場にあるのではないかと思います。そういうところを見れば、今のところ鉄道だけを利用ということになっている。小長井

の県境までは県営バスが走っていただいている。

そこで、鹿島まで県営バスの乗り入れができないのか。あるいは、祐徳バスが諫早まで来られないのか。それによって都市間の集客が大きく変わってくるのではないかと。

このようなこともあるんですけど、そういうことを検討した経過はあるのか、これからどうするのかというのはなされていません。

【濱口営業部長】県界線といいますか、小長井町、太良町はちょうど県境でございます。この件に関しましては、一昨年ぐらいから住民の方の交流が、佐賀県側から長崎、諫早に、諫早側から佐賀県にと、そういった交流人口もおありというお話があって、その中で実際に祐徳バス、県営バス、そして太良町、諫早市、佐賀県、長崎県、そういった関係者で、実施の方向でどうやったらできるかと、具体的なダイヤ等もつくって最終的には実施する方向で検討はさせていただいております。

ところが、どうしても経営上といいますか、これは祐徳バスも含めてですが、利用者が限られていることで収支がなかなか均衡しないというものもあって。自治体等の補助もまじえながら運行するといった具体的な話までさせていただいたんですが、最終的に財政支援が困難ということもございまして、佐賀県側、太良町側がですね、そういったものもあって現実的に実施されていない状況がございます。

我々としては、交流人口の拡大は支援しなくてはならないという立場でございますので、そういったものがあれば極力、協力はさせていただきたいというふうに思っております。

【八江委員】検討した経緯はあるということですが、時代も少しずつ変わってきますので、ここで一遍してだめだったから終わりとい

うことではなくて、継続的にしていく。それは新幹線の開業とですね。

いつも佐賀とぎくしゃくしているのは、有明沿線の関係で諫早との関係が余りよくない状況にあるんです。諫早は佐賀藩領であって、近親感も非常に強いんですけど、何かと対立的なものが多くなっているから、何とかバス路線の問題を含めながら一緒になって、地域としていくことが必要かなと。バス路線等も含めて検討すべきだと思いますので、それは強く求めておきたいと思います。

それと、島原鉄道との関係も、ターミナルは供用していくと思います。島原鉄道との問題は、それぞれ検討しながら解決をしていただいているものと思いますが、そのあたりは常に対話の姿勢で、お互いが理解しながら相乗効果を高めていただいているのかどうか。問題ないと思いますが、それももう一度確認したいのですが、いかがですか。

【濱口営業部長】島鉄バスと県営バスの関係は、いろんな情報を共有しながら、過去も現在もやらせていただいております。

今度、島鉄バスが10月1日から、空港 - 本諫早、諫早線という路線バスを増便しております。その後、諫早 - 島原の方は島原鉄道につなげると、10月1日から実施の方向というふうに聞いておりまして、そういった情報も我々にいただきながら、どうやったら利便性がより高まるかということも実際に行っていますし、今後もしろんな場面でお互いに協力しながらやっていくという確認はさせていただいております。

【八江委員】ひとつ仲良くやって、住民から期待される交通事業になっていただきたいと思います。

もう一つお尋ねします。未利用地の売却とい

うこと。

我々も長い間、不用地ということではないかもわからないけど、余り使っていない土地等については売却をし、新たにまた求めるところは求めていくべきではないかということを申し上げた経過もあるんです。

ここに書いてある未利用地の売却等についてというのは、具体的にどこを売却し、どうしていこうとしているのか、発表できる分があったらお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

【小畑管理部長】委員ご指摘の交通局の未利用地とは、現在、4カ所ほどございます。島原に以前、営業所があったころの整備工場の跡地と公舎の跡地がございまして2カ所、諫早市内の小野島に方向変換場が1カ所、大村市の田下方向変換場、黒木ですかね、1カ所ございまして、この4カ所をこれまで未利用地ということで、何らかの形で売却とか有効活用できないかと取扱いを進めてまいりました。

今回、大村市の旧田下方向変換場につきまして、引き合い等がございまして入札を行っております。8月に入札した結果、落札されて、資産の売却ができたという状況でございますので、4カ所が今、3カ所という状況になっております。

島原につきましても交通局としては利活用の方策がございませんので、今後、地元等をお願いしまして、いろんな利活用の方策がないか引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

【八江委員】余り大きなところを期待できないですけど、都市の中に持っている土地と周辺にある土地とは価値も随分違います。例えば小野島の方向転換場とか、黒木のところといったって、だめと言うつもりはないですけど、経営に大きなプラスになるものは余りないかなと思

います。

それよりも、都市の中に現在使っているけど、これを処分し、こうしていこうとかという戦略があってもいいのではないかなという思いでお尋ねをしたつもりだったんです。その点は、所有地の有効活用と売却というものが、土地を転がせと言うつもりはないんですけど、運営、経営に大きくプラスすることができるのではないかと思いますので、それは強く要望しておきたい。

最後に、先ほど、都市間交通のことを申し上げました。諫早にしても大村にしても、新幹線ができたことによって、その場所が変わりはしないけど、それをきっかけに見直すことは非常に大事な時期ではないかなと、いいチャンスではないかなと思うから、路線についても改めて大きく見直しをしながら、地元住民の足を確保しながらやっていく、その姿勢はもっと明確に見えてこななければならないと思います。

それは各都市が出してくるアクションプランの中にあると思いますけど、今のところ県営バスから出てくる答えは、あまりそのあたりが見えないような状況ですから、その点はしっかり見直していただきたいと思います。

最後に局長に、長崎駅を中心としたもの、諫早駅を中心としたもの、大村駅を中心とした新幹線絡みの構想について、もう少し大きく転換を図っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【太田交通局長】新幹線開業後の交通の状況を見据えて都市間輸送を考えたらどうかというご意見でございますが、現在、諫早市と大村市とは、市内の路線バスについてのいろんな協議を行っております。現在も、特に諫早市と長崎市、大村市と長崎市のシャトルバスの運行、空港を

中心といたします長崎から空港、それから諫早市から空港という路線バスも運行しております。

また、新幹線が開業した暁には、大村を通して諫早市、長崎市という新幹線の経路になってまいりますので、その辺のお客様の動き等も含めて、都市間輸送という長距離の、隣のまち同士の輸送というのも考えていかないといけないかなというふうには思っておりますが、なかなか経営的に非常に厳しい面もございます。お客様の状況も見ながら、今後しっかりと検討していきたいと思っております。

【山口(初)委員】 先ほどから議論のあっていることに重複する部分があるんですが、事故防止について、少しお話しさせていただきます。

私たちといいますか、一般庶民の皆さん、県民、市民の皆さんの県営バスに対するイメージは、やっぱり安心で安全で信頼できる交通機関というふうに思っていると思います。私もそう思っています。

6月のトンネル事故とか、7月の対向車線の関係とか、あるいは9月の横断歩道の事故等々、あってはならない事故が起きてしまったわけがあります。

それは、先ほど中山委員からも指摘があっていますが、教育と対話で職員さんの意識を向上させるということが大前提なんです、もう一つ違う観点からいきますと、事故というのは個人が起こすものですから、健康に起因するものが多分にあるんじゃないかと思うんです。

健康診断はきちとした形で受けさせておられると思いますし、再検査が必要であれば再検査をさせる、治療が必要であれば継続的に治療させると、一定のルールに基づいてやられていると思います。

そういう中におきまして、働き方といいま

すか、働かせ方が非常に大事な部分だと思うんです。休憩あるいは休養の与え方についての基本的な考え方を、いまいちお聞きしておきたいと思います。

【坂本(浩)委員長】 しばらく休憩します。

— 午前 11時 6分 休憩 —

— 午前 11時 7分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開します。

【濱口営業部長】 山口委員のお尋ねの乗務員に対する労働時間等につきましては、自動車運轉者の労働時間等の改善のための基準というのが国の方で定められております。拘束時間についてとか、休憩時間について、もしくはハンドル時間、そういったものが細かく決められておまして、例えば4週間を平均した1週間当たりの拘束時間とか、休憩時間を8時間以上与えるとか、そういった細かな規定がございますので、基本的にはそういった改善基準を超えないような形で、営業所の方で運行管理者が、注意しながら運行させているといった状況でございます。

【山口(初)委員】 要は、1日の拘束時間の中でハンドルを握っている時間、休憩している時間をきちっと徹底させていくというのが大前提だと思います。それが1週間でどうか、1カ月でどうなのかということを含めて、それをきちんと徹底してやってほしいと思います。

先に聞こうと思っていたんですが、私どもとしては、県営バスに対しては非常に信頼しているんですけども、同業他社もあるわけですが、事故率がどういう状況になっているか、おわかりですか。

【濱口営業部長】 事故の状況でございますが、昨年と今年度の事故を参考に発表させていただきます。

まず平成30年度が、全体で56件の事故が発生しております。その前年度、平成29年度も五十数件と、大体こんな形で推移をしております。今年度の8月末現在の数字が22件で、昨年度が15件と増加傾向でございます。事故の状況は以上のような感じでございます。

【山口(初)委員】わかりました。県営バス、県交通局の集計された数字はこういう状況になっていますが、同じように路線バスを長崎バスにしても西肥バスも運行しているんです。どういう単位で事故率が評価できるような形になっているのか、よくわかりませんが、そういう数値はありませんか。

要は、延べ時間で何件とか、やり方はいろいろあると思うんですが、どこかがちゃんとしないと、そういう統計を出しきらないと思いますけどね。（「休憩を」と呼ぶ者あり）

【坂本(浩)委員長】 休憩します。

— 午前 11時10分 休憩 —

— 午前 11時11分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開します。

【濱口営業部長】先ほどの委員のご指摘の件でございますが、事故の状況の全国的なもの、あるいは九州管内、県内等、今、手元にございませんので、改めて確認いたしましてご報告をさせていただきますと思います。

【山口(初)委員】一つ心配している部分を言いますと、どこもですけど、今、運転手の人員不足があるわけです。そういう中で、当局としては無理をさせないように、きちんとやっていかないといけないと思います。

事故というのは、事故を起こした側も不幸ですし、当然、起こされた側も不幸です。そして、社会的な信頼を損ねるということにもなります

ので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの数字も、昨年より今年、どうもこの夏時点で少し増えているようですから、教育と対話で意識向上を図っていただいて、健康管理をしっかりと頑張っていただくことをお願いしたいと思います。

もう一つ、教えていただきたいことがあるんです。夏休みこども定期券の運用についてです。

私は諫早の田舎に住んでいまして、うちの地域の子もたちがこういう恩恵にかかわれるのかどうかというのはあるんですが、基本的な部分だけ、どのような取扱いをされているのか、対象地域はどうか、一般的な部分で結構ですから教えていただけますか。

【濱口営業部長】夏休みこども定期の件でございますが、制度自体は、諫早市、大村市、長崎市の市域で、夏休み期間に小学生が対象で1カ月1,000円で、その市域の路線が乗り放題といった制度でございます。

【山口(初)委員】今、長崎、諫早、大村とおっしゃいましたが、その小学生、中学生であれば、1,000円で夏休み中、乗り放題の定期券なりチケットなりがあると、そういう制度ですか。

【濱口営業部長】県営バスの路線で、その市域ごとに乗り放題になると、小学生だけでございます。

【山口(初)委員】わかりました。うちの地域の子もたちは、このことは恐らく承知していないのではないかなと思います。県営バスとして少しでも営業を上げるためにも、各小学校に宣伝するといいますか、子どもたちに宣伝という言葉がいいのかどうかわかりませんが、周知する何らかの手法があってもいいかなと思うんですが、どうですか。

【濱口営業部長】 この制度をつくって3年ぐらいいやっています。電車とセットも2年ぐらいいやらせていただいています。周知の方法につきましては、県の教育委員会あるいは各市の教育委員会、長与町の教育委員会等、関係機関に話をさせていただいております。学校に行ってパンフレット等を配っていただくよう依頼をしたり、そういったことはやらせていただいています。

【山口(初)委員】 そこまでされているなら私がいらないだけかもしれませんが、地域の子供たちに、私の方からこういう制度があるよということはお話しておきたいと思います。頑張っていたきたいと思います。

【坂本(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【中村(和)委員】 先ほどから今回の事故についていろいろお話がぁっていますけれども、事故を起こす運転手は、適性的な問題であって、大体、事故を起こす方は連続して起こすんですよ。私も運送業をやっていたものですから、そういう経験がありました。同一の人物が事故を起こすのが非常に多いんですよ。そういうところは適性的なものもありますから、個人指導もやらなくてはならないだろうし。

ただ、どうしても運転手不足というものがありますから、雇用はかけていかなければならない。しかし、募集してもなかなか来ない。よその会社を、事故を含めていろんなものでやめた方たちが入ってくる可能性もあるわけです。だから、雇用をする時に適性はちゃんと見定めていかなければならないと思います。それについてもぜひ積極的に、一人ひとりの運転手さんに対する扱いは、非常にこれから大切になってくると思うのでですね。

先ほど中山委員からもありましたが、局長が、

もちろん部下の方たちも使いながらやるんでしょうけれども、そういう方たちには局長から直接的に指導するののも一つの方法ではないかと思っておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

それと、前回の委員会の時に私が皆さんたちに質問していたのは、何をやるにしても、会社を運営していくためには経費の削減が必要ですよということで、タイヤの購入、燃料の購入について、入札に対する会社数が少ないということをお話しておりました。

どういうふうに行っているんだということをお話聞いておまして、先日から少しずつ回答をいただきましたけれども、できれば今日この場で、今の時点での回答をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【小畑管理部長】 今、中村(和)委員からお話があったように、前回委員会でタイヤ購入、軽油の購入についての入札の方法について、お尋ねがありました。その後、我々としてもいろいろと現場の声等もお聞きまして、お話をしております。

現状を申し上げますと、タイヤ購入につきましては、平成20年度までは3者の指名競争入札という形で実施をしております。その3者にはタイヤメーカーも入っております。

しかしながら平成21年度からは、契約の透明性、公平性の確保の観点から一般競争入札という形で単価契約を結んでいます。

タイヤの購入については、前回資料ではわかりにくかったと思うんですが、タイヤの組み替えも含めて単価契約という形で結んでおります。ですから、タイヤの価格と組み替えの価格も含めた形でございますので、数字だけ見ると一般的な価格と比較してどうかという疑問もあろう

かと思います。

その上で、今回、各タイヤメーカーに直接お話を伺っております。中には、基本的には販売店にしか卸をしないので、交通局の入札には参加は難しいという意見がある一方で、参加は検討可能という声もありました。ただ、販売店への考慮も一定必要ではあるがという条件つきではございましたが、今回そういったお話を聞いたことは非常に我々としてもありがたいということで、現在の契約は1年間ですので、次年度に向けて引き続き競争性を高めて、結果として交通局の経費削減に向かうような形で進めていければと思いますので、声かけ等を積極的にやっていきたいと思っております。

軽油につきましても同様に、指名競争入札から一般競争入札に変わった経緯がございます。その中で現在の2者がずっと入っているんですけども、一時期、入札に参加した業者に対してもお声がけをずっと続けてまいりました。その結果、一昨日、10月から12月までの入札を実施したんですけれども、そこには1者新たに参加がございました。

そういったものを含めまして、今後とも競争性が高まるように、引き続き努力を続けていきたいと思っております。

【中村(和)委員】 購入についてはいろいろあると思うんです。ただ、私たちが考えるには、小売業者はメーカーから必ず購入するわけですから、メーカーの方が絶対値段は安いんです。ところが、小売業者とメーカーの関係があって、お互い知恵を出しながら仕事をしている仲間ですから、そこがどういうふうな関係をもって入札に参加してくるかというのは、私たちもいろんなことを言えないわけです。

ただ、県営バスとして経費をどれだけ節減す

るかはそこにかかってくると思いますから、入札体系については、土木を含めいろんな部署が入札をやっていますので、そういうところも含めながらお話をさせていただいて、適切な入札をして経費削減に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

【饗庭委員】 先ほどからあっています事故防止のところで、ちょっとお尋ねしたいんです。

ずっと言われています乗務員不足というのものがございまして、お一人にかかる労働時間が過重労働になっているのではないかと心配するところでもあります。事故を起こした方も、今後の人生に大きく影響するのではないかと思います。その中では、やはり職員を守っていくということも必要かと思うんです。

この事故を起こされた方々の1カ月の労働時間がわかれば教えてください。

【坂本(浩)委員長】 しばらく休憩します。

— 午前 11時22分 休憩 —

— 午前 11時23分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開します。

【小畑管理部長】 過重労働になっていないかというお尋ねでございます。全体の時間外の数は今、持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただければと思いますが、基本的には時間外勤務については上限設定がされておまして、今の状況でいきますと、運転手の場合は特殊でございまして、乗務員の実労働時間で、4週を平均した1週間当たりのハンドル時間が40時間を超えてはいけないといった上限がございまして、そうした中で、例えば渋滞とか、そういった種々の条件によって時間外が発生する場合がございます。

先ほど欠員の話がございましたが、9月1日現

在で全体で22名の欠員が発生しております。それをカバーするために、どうしても公休の日に出勤をすることで時間外が発生することは実際ございますので、そういったものが時間外になっていくのかなと考えています。

ただ、基本的に全体の時間数は上限がございますので、その中でやりくりをしているという状況でございます。

【饗庭委員】 欠員が22名ということですので、恐らく1週間40時間を超えているのではないかと思います。そこは後で数字を出してくださいということですが、やはり22名分をほかの人が補わないといけないというふうになっているかと思うんです。

そこで、バスに乗る側としては定期的にバスは来ていただきたいんですが、バスの時間割も考えていけないのではないかと思います。そのあたりはいかがですか。ダイヤが過密になっているのではないかと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【瀨口営業部長】 路線バスのダイヤでございますが、これは国の方に事業計画を提出しております。毎日変えるということは基本的には不可能でございます。計画したダイヤを毎日計画どおりに運行することしかできません。

ただ、もう少し長い目で見た時に、委員おっしゃるように過密ダイヤ、利用実態に応じたダイヤとかいうのを見ながら、過重労働に決してならないよう、総合的に見ながらダイヤ編成も必要かなと考えます。

【饗庭委員】 過重労働になった場合に、ストレスが大きくなってくると言われているんです。ストレスチェックは皆さんされていると思うんですが、高ストレスの方が乗務員に何%いらっしゃるか、把握できていますでしょうか。

【小畑管理部長】 ストレスチェックを実施しているかどうかというお話ですが、昨年の実績で申し上げますと、ストレスチェックを各個人ごとにさせていただいております。

全体対象が交通局で466名おります。これは個人の同意が必要ですので、そのうち回答した職員が382名おります。要面接が、そのうち35名で、実際に面接した職員が3名といった状況で、回答者全体に占める要面接者の割合は9.16%といった状況でございます。

【饗庭委員】 高ストレスの方が35名もいらっしゃるということなので、なかなか面接を受けていただけないのはどこの企業も同じではあるんですけども、こういう事故が多いという面で、ちゃんと受けていただくような指導も必要かと思うんです。

先ほど言われたように、局長がずっと一人ずつに当たるのも必要かと思うんですけれども、やはり部内では話せないこともたくさんあるかと思いますので、外部の方に相談できるようなシステムを取ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【小畑管理部長】 ストレスも含めて、職員の健康管理は非常に大事だと思っております。我々としても、定期の健康診断が年1回、義務付けになっております。併せまして、夜間に勤務する職員については年2回という形で、検査等の必要な者には受診を勧め、所属長が健康管理を図っていくという形も進めております。

義務づけではありませんが、睡眠時無呼吸症候群、S A Sといいますが、そういったものが問題になったことがございましたので、当局が負担して簡易の検査をやっております。それで引っかかった場合には再検査をして、精密検査をしていただくことも勧めて健康管理を図って

おります。

これも当然義務付けであります。産業医が囑託しておりますので、健康診断等を含めた中で健康管理上問題があるような職員についてはお手紙を書いていたいたり、健康診断の際にお話を聞くとか、そういった体制も整えておりますので、全体的な取組を含めて健康管理の向上を図っていきたくて思っております。職員の方からそういった要望がございますので、できる限りのことはやっていきたくて思っております。

【饗庭委員】ぜひ、体の面と心の面の健康管理をしていただいて、職員を守っていただきながら、事故がゼロになるように頑張っていただければと思います。

【坂本(浩)委員長】ほかにはございませんでしょうか。

【石本副委員長】私も、事故の件について、前々からちょっと感じていることを1点述べさせてもらいたいと思います。今、皆様方からそれぞれご意見があったとおりで思っております。

これまで私の印象としまして、三十数年、長崎におったわけですが、長崎バスもありますけれども、長崎バスと比べた時に、これはイメージです、やはり県営バスの方が運転が荒いというイメージが一つと、それから、運転手さんの対応が長崎バスの方がやわらかい、人当たりがいいという印象をずっと持っていました。それで、例えば、私たちが車で走るんですが、並行して走っても、ちょっと長崎バスと比べた時に感じたことですが、県営バスの方は運転が荒いというイメージがあるんですね。

そういうのが、一つは日頃の乗務員に対する研修が大事かなと思いますし、一つ聞きたいの

は、私たちも4年に1回、3年に1回ですか、免許証更新の時に全体で講習を受けますよね。ああいうふうな全員を対象とした講習を定期的にやられているのかどうか、1点確認です。

【濱口営業部長】乗務員の研修は、定期的を実施しております。乗務の中には、一般定期、高速バス、貸切バスと、少し運行内容が違うものがございまして、それぞれの区分に沿った乗務員研修は定期的にやらせていただいております。

【石本副委員長】先ほど、それぞれ委員さん方の質問の中で回答があっていたわけですが、各営業所を回って個別の面接なり指導を行っているという話がありました。それはそれで大変大事なことで思っておりますが、やはりこういう研修というのは1対1ではなくて、同じ乗務員をある程度集めて集団での研修というのが大事と思うんですね。個別はその人、人ありますので、いろんな接し方があると思うんですが、やはり同じ仲間、皆さん一緒のレベルで、そういうこともあるな、こういうことも大事だなという総合研修というのが本当に大事だと思っています。

私も農協関係にありましたけれども、8年ぐらい研修をやっていましたが、やはり個別研修と全体集まって研修するというのは違うんですね。同じ悩みを持っている人たちが集まって、いろいろざっくばらんに話せるような研修というのも大事なかなと思っています。

それともう一点は、先ほど事故率の話がありましたけれども、年間56件、59件という話がありましたけれども、単純に言いましてざっと換算しますと、週に1回、何がしか起きていますということですね。それほど私は事故が起きているのは意外でした。

そうした場合に、これだけ件数が多ければ、それぞれ原因があると思うんですけれども、その原因の把握というか、分析あたりはどうなされているんでしょうか。

【濱口営業部長】 事故の状況でございますが、昨年度の56件の内訳を発表させていただきます。

まず、死亡事故はゼロです。車内傷害、これはバスの車内で、まだ動いている最中にお客様が立たれたりして起こる車内事故が17件でございます。それから衝突傷害、相手が車両の事故が6件でございます。それから、衝突物損が11件、それから傷害、いわゆる歩行者が2件、あとは固定物への物損が20件でございます。大体そのような内容になっております。

【石本副委員長】 それぞれ内容を検証されて、究極的には、先ほどからも意見が出ておりますとおり、労働管理面とか健康面、それから、精神的なもの、それからまた、車両的な物理的なものに分けられるかなと思うんですけれども、そこらも併せて、研修する場合もそれぞれの方面で違うと思いますので、していただきたいと思います。

もう一つ感じているのは、県営バスの運転手さんが足りないということで事故が起きる率が多いのかなという気もしましたが、それを聞く前は、やはり県の職員という意識があって、逆にプライドがそうさせているのか、やっぱりイメージとして、ほかの同業者と比べた時に、どうしても高圧的というイメージがずっとありましたので、そこら辺も研修の一つのやり方があるのではないかなと。県民の立場に立った運転をすれば、さっき言った車内事故とか、もうちょっと注意できるというようなところも出てくるのではないかなと思いますので、そういう

面でも今後の研修のあり方、そして、体系付けた研修というのが必要かなと、段階的に、事故面とか、健康管理面とか、個別にとか、そういった研修の方法についても今後検討していただければなと、これは意見です。

【濱口営業部長】 事故等を含めた研修の件ですが、ちょっとご報告していませんでしたけれども、事故の惹起者、それから苦情があった職員等は、一定人数の割合で、事故の状況、原因、あるいはドライブレコーダーの映像を活用した研修、検証を不定期にさせております。これは今からも継続させていただこうと思っております。

【石本副委員長】 今、ドライブレコーダーという話がありましたが、これは全部のバスについているんですか。

【濱口営業部長】 はい。

【坂本(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時38分 休憩 —

— 午前 11時38分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

— 午前 11時39分 休憩 —

— 午前 11時40分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容、結果につきまして、10月4日の本会議における環境生活委員長報告の内容について協議を行います。

審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午前 11時41分 休憩 —

— 午前 11時42分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会環境生活分科会の決算審査の日程については、お手元に配付しております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前 11時43分 休憩 —

— 午前 11時44分 再開 —

【坂本(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【坂本(浩)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもって、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午前 11時45分 閉会 —

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年 9 月 2 6 日

環境生活委員会委員長 坂本 浩

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 107 号 議 案	長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例	原案可決
第 108 号 議 案	長崎県特別会計条例の一部を改正する条例	原案可決
第 109 号 議 案	長崎県建築基準条例の一部を改正する条例	原案可決
第 110 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 111 号 議 案	長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

計 5 件（原案可決 5 件）

委員長（分科会長）

坂 本 浩

副委員長（副会長）

石 本 政 弘

署 名 委 員

中 村 和 弥

署 名 委 員

山 口 初 實

書 記 渡 辺 むつみ

書 記 城 戸 壮太郎

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和元年 9 月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分

第104号議案 令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）

であります。

はじめに、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

港 湾 空 港 費

1億6,912万9千円の増

となっており、その内容は、

（港湾施設整備特別会計繰出金）

港湾施設整備特別会計の補正に伴い、

単独事業

302万 円の増

（国直轄空港事業負担金）

長崎空港にかかる国直轄事業負担金について、国事業における平成30年度からの繰越額の確定に伴い、

公共事業

1億6,610万9千円の増

を計上いたしております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1,081億4,605万9千円

となります。

次に、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

都市計画道路滑石町線に係るN T T交換局移転に期間を要することが判明したため、既に設定済みの重要幹線街路費に係る債務負担行為の期間を延長するものであります。

次に、第104号議案「令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、川棚港都市再開発用地売却のための境界測量等に係る委託経費を補正するもので

歳入・歳出それぞれ	302万	円の増
-----------	------	-----

を計上いたしております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和元年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第109号議案 長崎県建築基準条例の一部を改正する条例

第110号議案 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第109号議案「長崎県建築基準条例の一部を改正する条例」については、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第110号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成31年4月以降に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定2件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、車道上の転石に接触したことにより通行車両を破損させたものが1件、道路法面の樹木から落下した枝が直撃したことにより通行車両を破損させたものが1件

であります。

各事件の相手方へ支払った賠償金は合計で474,769円であります。

(公共用地の取得状況について)

令和元年5月1日から令和元年7月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市における本明川ダム建設工事ほか2件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(石木ダムの推進)

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、昨今、異常気象による自然災害が、県内をはじめ全国各地で頻発し、各地で甚大な被害が発生している中、地域の安全確保はもとより、佐世保市の安定的な水資源確保による県北地域の発展のためにも、一日も早いダムの完成が必要であると考えております。

工事の進捗については、事業に反対する方々の妨害行為が依然として続いておりますが、現場の安全を確保しつつ進捗を図っており、付替県道工事を中心に切土、盛土工事や橋梁下部工等の工事を進めているところであり、ダム本体関連工事に向けた準備工につきましても、先般、発注を終え、近々着手する予定としております。

また、ダム建設に必要な用地の取得につきましては、本年5月21日付けの県収用委員会の裁決に沿って、9月19日の権利取得に向けた、地権者及び関係人に対する補償金の支払いに努めるとともに、受領していただけない場合や所有者不明の場合は、法務局への供託手続きを進めることとしております。

地権者の方々に対しては、裁決の内容も踏まえて、引き続き、事業への協力をお願い

してまいりたいと考えております。

(幹線道路の整備について)

県では、人、産業、地域が輝く、たくましい長崎県づくりの実現のため、産業振興や地域活性化を支える規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から、生活に密着した道路整備を計画的に進めているところであります。

このうち、西九州自動車道については、今年度は当初予算として、60億円が確保されており、昨年度の松浦2号トンネルに引き続き、延長約1.2kmの松浦1号トンネルへの着手が予定されているなど、国において、鋭意整備が進められています。

また、島原道路については、諫早インター工区おぶなこしの小船越おぶなこしインターから諫早インター間の約1.6kmについて、来年3月の供用開始に向け、着実な整備推進に努めるとともに、未着手区間である有明瑞穂間ありあけみずほについて、来年度の事業化に向けて国へ要望してまいります。

このほか、西彼杵道路についても、未着手区間である大串おおぐしから日並ひなみ間について、今年度より概略ルートや整備の優先順位の検討を進めることとしております。

引き続き、県内の幹線道路の整備促進が図られるよう、全力で取り組んでまいります。

(長崎南北幹線道路（浦上川線の北伸）について)

長崎南北幹線道路は、地域高規格道路の1つであり、県内の主要都市間の移動時間短縮や、観光や産業振興などに大きく寄与するものであります。そのうち、未整備区間の長崎市茂里町から西彼杵郡時津町までについて、これまでルート案の検討や費用対効果の検証を行ってきたところであり、今後、有識者や関係機関によるルート選定

組織を立ち上げ、関係市町とも連携しながら、早期の事業着手に向けルートを選定を進めてまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 建設推進について)

九州新幹線西九州ルートについては、6月21日に諫早市と長崎市にまたがる久山トンネルが貫通し、西九州ルートにおける全てのトンネルが貫通しました。また、長崎駅構内からJR長崎本線をまたぎ、交通局駐車場の中央部に至る八千代線路橋の送り出し架設が、7月10日に完了するなど、令和4年度の開業に向けて、順次工事が進められております。

一方、7月11日には、新長崎トンネル工事の影響による、井戸設置のための試掘ボーリングが、JR長崎本線長崎トンネルを突き抜け、走行中の特急かもめに接触する事故が発生しました。幸い乗客・乗員にけがはありませんでしたが、列車の運休や遅延が発生し、多くの方々にご迷惑をおかけするとともに、一歩間違えば大事故につながる可能性もあったことから、県としましては、事業主体である鉄道・運輸機構に対して、原因究明や再発防止の徹底と、工事の安全な施工について申し入れを行いました。その後、鉄道・運輸機構は、トンネルの位置が地図上の位置と異なっていたことと、JR九州への事前確認を怠っていたことが事故原因であるとした上で、今後の対策をあわせて7月24日に公表しております。

今後とも、関係機関、地元市町と連携して、安全に工事が完成するよう取り組んでまいります。

(長崎市中心部の交通結節の検討について)

長崎駅周辺では、令和4年度の新幹線開業に向けて駅舎や駅前広場の整備が進められておりますが、新しい駅舎は現在地より約150m西側に移動することから、バス

停や路面電車の電停との距離が遠くなり利便性が低下します。また、松が枝地区においては、ふ頭の2バース化計画を進めており、今後更に多くのクルーズ客を県内や市内へスムーズに周遊させる施策が必要となります。

このような長崎市中心部における交通結節に関する課題を解決するため、高度な知見を有する国土交通省にも参画いただき、交通事業者や経済団体、学識者で構成する検討会議を8月20日に設立したところであり、今後、交通結節機能の強化や充実について検討を進めてまいります。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、土木部は、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、人流・物流を支える交通ネットワークの確立や、国土強靱化の推進及びインフラの経済的、効率的な維持管理・更新の推進など、産業振興や交流人口の拡大に繋がる基盤整備を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和元年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

土 木 部

【環境生活委員会関係議案説明資料(土木部) 2頁6行目の次に、次のように挿入する。】

(大雨等による被害について)

去る7月17日から7月22日にかけて、活発化した梅雨前線や台風5号の影響により県内の広い範囲に大雨が降り続き、7月20日には、五島市ほか県内5市町に大雨特別警報が発表されるなど記録的な豪雨となりました。この大雨により、五島市、新上五島町、対馬市を中心に土木部関係の公共土木施設において、県有施設は19件で約14.7億円、市町有施設は73件で約6.8億円の被害が発生しました。

これを受け、7月24日には、新上五島町において山本防災担当大臣を団長とした政府調査団による被災地域の現地視察が行われ、政府調査団に対して被害状況の説明と復旧に向けての方針について説明を行ったところであります。

また、8月26日から8月29日にかけて、九州北部を中心に豪雨が発生し、本県佐世保市ほか県内北部6市町並びに福岡県、佐賀県で大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害などの被害をもたらしました。

県内では、県北地域を中心に土木部関係の公共土木施設が被害を受け、令和元年9月3日現在で、県有施設は24件で被害額約3.4億円、市町有施設は83件で被害額約20.6億円に上っています。

被災箇所については、速やかに応急対策を実施するとともに、早期復旧に向け、関係市町等との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、去る9月6日には、福岡県、佐賀県と合同で、内閣府にて山本防災担当大臣に対し、豪雨による本県の被害状況についての説明及び激甚災害の早期指定と特別の財政措置等についての要望を行いました。

引き続き、被災した県内公共土木施設の復旧及び大雨により崩落の危険性が高まった急傾斜地等の防災対策に全力を注いでまいります。

令和元年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第107号議案「長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例」、

第108号議案「長崎県特別会計条例の一部を改正する条例」の2件であります。

第107号議案「長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例」につきましては、県が諫早市、大村市と共同で実施している大村湾南部流域下水道事業において、来年4月から地方公営企業法を適用することに伴い、地方公営企業会計としての流域下水道事業にかかる基本的事項を定めようとするものであります。

第108号議案「長崎県特別会計条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公営企業会計としての流域下水道事業の設置に伴い、現在の流域下水道特別会計を廃止するため条例の一部改正をしようとするものであります。

地方公営企業会計への移行により、経営成績や財政状態の情報が明確化されるとともに、適正な負担金単価の算定に役立てることができることなどから、安定した下水道サービスを提供し、これまで以上に説明責任を果たすことが期待できます。

今後とも、県が管理する流域下水道事業において、快適な生活環境を支えるために必要な住民サービスを持続的に確保するような事業運営を行ってまいります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(地球温暖化対策の推進について)

県では、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民や事業者等と連携しながら、温室効果ガスの排出割合が特に高い「業務その他（事業者）部門」、「家庭部門」の排出削減対策に取り組んでおります。

事業活動に伴う排出削減対策としては、7月に県下3地区において、事業者自らの省エネ活動を促進するためのセミナーを開催し、県内企業に国の支援制度や活用事例などを紹介し、省エネへの取組を働きかけました。

また、家庭部門についても、九州7県や経済団体等が共同して取り組んでいる「九州エコライフポイント（家庭における節電活動）」の夏期取組に参加を呼びかけ、934世帯の参加がありました。

このような取組は、日常の省エネ意識の向上とともに環境に配慮した企業経営やライフスタイルについて考えるきっかけづくりにつながるものと考えており、引き続き県民、事業者、関係機関等と連携し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

(長崎発東アジアの環境技術発信事業について)

本県では、中国福建省、韓国の各環境部局との間において、環境保全に関する人材交流や研究交流を行うことにより、相互理解を深めるとともに、両地域に共通する課題の解決や人材の育成を図っております。

中国福建省については、去る7月24日福建省において、10月から1月頃までの期間に、職員の派遣と受入れを相互に行いながら現地調査や情報交換等による人材の育成を行うことをはじめとする本年度の交流項目を確認する備忘録の締結を行いました。

また、韓国については、去る8月1日済州特別自治道において、日韓海峡沿岸の8県市道による環境技術交流会議が開催され、共同研究に関する報告と引き続き技術交流を進めることについて合意がなされました。

今後とも、本事業を通して、両国との友好信頼関係の強化を図るとともに、本県の環境に関する取組や民間を含めた技術について情報発信に努めてまいります。

(諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画の策定について)

「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」については、前定例議会において報告した計画案が、去る8月5日に、諫早湾干拓調整池水辺環境の保全・創造推進会議において了承されたことから、同日付けで策定し公表したところ です。

今後は、同計画の「水質保全対策」「自然豊かな水辺空間づくりの推進」「環境の監視・調査」の3つを柱に、九州農政局等関係機関と連携しながら、水質保全目標であるCOD 5mg/L、T-N 1mg/L、T-P 0.1mg/Lの達成を目指すとともに、水辺環境に関する教育の実施や水辺空間の利活用を推進してまいります。

(平成30年度の各種環境調査の結果について)

県及び長崎市、佐世保市等では、県民の快適で安全・安心な暮らしを確保するため河川、湖沼、海域等の水質や大気等の各種環境調査を実施しており、平成30年度の調査結果について8月8日に公表したところです。

水質の状況については、一部の河川や諫早湾干拓調整池及び大村湾などの閉鎖性海域などにおいて、BOD(生物化学的酸素要求量)やCOD(化学的酸素要求量)の環境基準を達成していませんが、前年と比較して横ばい若しくは改善傾向を示しております。

また、大気の状況については、二酸化硫黄、二酸化窒素及びPM2.5の環境基準を全測定局で達成しております。なお、光化学オキシダントについては全測定局で環境基準を上回る日がありましたが、注意報発令までには至っていません。

今後とも、関係部局とも連携を図りながら環境調査を実施するほか、環境汚染防止

のための工場等の監視指導にも取り組み、県民の安全・安心のための情報提供に努めてまいります。

(汚水処理人口普及率について)

県では、汚水処理人口普及率の令和8年度の目標を90.2%とする「長崎県汚水処理構想2017」を策定し、市町とともに下水道や浄化槽などの汚水処理施設の早期整備を推進しております。

本年8月に公表しました、平成30年度末の県汚水処理人口普及率は80.9%となり、前年度より0.7ポイント増加しましたが、全国平均91.4%と比べると低い状況にあります。

県では、汚水処理人口普及率が低い市町と、浄化槽設置拡大に向けた協議を個別に行うなど、普及率向上に努めているところです。

今後とも、県と市町が一体となって汚水処理施設の整備を進め、県民の生活環境の向上及び河川や海域等の公共用水域の水質保全を図ってまいります。

(廃棄物不適正処理対策について)

毎年、6月の環境月間に併せ、不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、広く県民に不法投棄防止の啓発を行うことを目的として、市町、警察、海上保安部など関係機関が連携して合同パトロールを実施しているところです。

本年6月の合同パトロールで発見された不法投棄件数は16件と過去10年間で最も少なく、また、投棄量も41.9 m^3 と4年連続で100 m^3 を下回っており、県民への理解促進と抑止効果が現れてきたものと考えております。

今後も廃棄物の不適正処理や不法投棄防止のため、産業廃棄物処理業者に対する効率的で統一的な立入検査の実施や指導、関係機関等と連携した巡回パトロールの実施を通して、引き続き未然防止、早期発見に努めてまいります。

(食品ロス削減の推進について)

食品ロスの削減の推進に関する法律においては、国民各層が主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応していくような意識の醸成とその定着を図っていくこと、また、食べることができる食品は廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくこととされており、法律の施行が11月末日まで、基本方針については年度内に閣議決定されると伺っております。

県としましては、8月20日に庁内関係各課連絡会議、9月4日に長崎県食品ロス削減推進協議会を開催し、食品ロス削減推進計画策定の基礎となる「食品ロス量の推計」や、施策の一つとなる「フードバンク活動ガイドラインの策定」、食べきり協力店の登録拡大等に取り組んでいるところです。

食品ロスの削減については、県民の皆様はその重要性について十分理解を深めていただくことが不可欠であり、庁内関係部局、市町と連携しながら、引き続き、普及啓発を進めてまいります。

(生物多様性保全の推進について)

本県では、豊かな自然環境に育まれた本県ならではの多種多様な生物相と生態系の保全を図るため、平成26年度に策定した生物多様性保全戦略に基づき種の保護や外来生物対策等の生物多様性保全に係る施策を進めております。

絶滅のおそれがある動植物に関しましては、生息・生育状況のモニタリングを行うとともに、その結果を踏まえ対策が必要とされる種については、条例に基づき保護を図ることとしております。

一方、生態系への影響等が懸念されている外来生物対策に関しましては、7月に開催した国の関係機関、市町及び県で構成する外来生物対策協議会において、これまで本県で確認された144種の外来生物の生息生育状況等の現状を「長崎県外来種リス

ト」として報告したところであり、今後も情報共有を図っていくとともに、当該リストを活用した外来生物の侵入阻止・早期発見早期防除の推進につなげてまいります。

（国立公園雲仙の活性化に向けた取組について）

県では、島原半島におけるインバウンド対策として、雲仙市、国との連携のもと国立公園雲仙地区の利用拠点としての質の向上に取り組んでおり、国が進める国立公園満喫プロジェクトの支援事業を活用するとともに、環境省から施行委任を受け、雲仙温泉街中心部の広場の整備や白雲の池のキャンプ場の再整備を進めているところです。

雲仙市では、去る7月31日に、雲仙温泉街及び地獄の景観向上等を図るため応募していた国の補助事業に採択され、令和元年度から令和5年度を計画期間として、地獄内に放置され景観を阻害している廃屋の撤去や配管の撤去・整理等を実施することとしております。

県といたしましても、引き続き、市に対する助言や国との調整を行うとともに、国立公園の利用拠点である雲仙温泉地域の活性化を図るため、関係機関と連携してにぎわい空間の整備や景観向上等の取組を着実に進めてまいります。

（次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について）

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところですが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、環境部では、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「しまや半島など地域活性化の推進」に積極的に取り組み、地方創生をより一層、推進してまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

県民生活部

今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(女性の活躍推進について)

女性専用の就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」については、女性へのきめ細やかな就業支援を行うことを目的に設置しており、女性の就業を総合的にサポートし、再就職や仕事と子育てで悩む女性、起業をめざす女性などの就業を促進しております。

また、施設への来所が難しい方々には、県内10地域で巡回相談を実施しておりますが、さらに利便性の向上を図るため、インターネットを活用した場所や時間に縛られない相談体制に本年10月から移行することとしており、利用者並びに就職者の増加にもつなげてまいりたいと考えております。

今後とも、働きたい女性の就業を促進してまいりますとともに、本県の女性活躍を推進してまいります。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

去る8月1日から2日間にわたり、諫早市において、「人権文化に満ちた豊かな地域社会の実現」をテーマに、第44回長崎県人権教育研究大会を、延べ1,320名の参加のもと開催いたしました。この大会では、教職員をはじめ、社会教育関係者、地域住民等の人権意識の高揚を図るため、「子どもの学び館^{かん}」の福永宅司^{ふくなが たくじ}代表取締役による、人との出会いを通して成長する少年の姿を描いた一人芝居のほか、同和問題、性の多様性等についての事例発表をもとに、活発な意見交換が行われました。

また、研修会の企画・運営や講義等を行う指導者を対象とした「人権・同和教育指導者ステップアップ講座(前期講座)」を、7月から8月にかけて長崎地区ほか3地区で計71名の参加を得て開催し、指導者の更なる資質の向上と実践活動の促進を図り

ました。

なお、11月には、長崎市において、長崎大学や支援団体と連携して、「LGBTフォーラム」を開催することとしております。このフォーラムは、昨年度開催による機運の高まりを生かし、職場や学校、家庭などで、性の多様性を正しく理解したうえで、何ができるのかを考える機会となるよう開催するものです。

今後とも、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、市町や関係機関と連携しながら、教育・啓発事業、及び地域における指導者の育成事業等に取り組んでまいります。

（犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について）

本年7月末現在における県下の刑法犯認知件数（暫定値）は1,966件で前年同期と比べ39件減少し、犯罪率は146.6ポイントで、全国においては低い方から第3位となっております。

こうした中、「犯罪のない安全・安心な長崎県づくり」をさらに推進するため、自治会等の団体が、子供の見守り活動、パトロール活動などの自主防犯活動に1年間にわたって取り組むことを宣言する、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体」を募集したところ、県内260団体から参加の申込みをいただき、各地域の実情に応じた自主防犯活動に取り組んでいただいているところであります。

また、10月11日から20日までの「犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」において、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地に広げ、防犯に対する県民の意識を高めていただくため、各種啓発活動を行うこととしております。

期間内には、県警や県防犯協会などとの共催により、「令和元年地域安全・暴力追放運動『安全・安心まちづくり長崎県大会』」を時津町において開催予定であります。

今後とも、県民の皆様と一体となった取組を推進し、安全で安心な暮らしの実現に努めてまいります。

(犯罪被害者等支援について)

本年7月16日に公布・施行の「長崎県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の方々への支援を総合的、体系的に推進していくための「長崎県犯罪被害者等支援計画」の策定に向け、計画素案を作成いたしました。

今後、計画素案について、県民の皆様をはじめ広く御意見を反映させるためパブリックコメントを実施し、最終的な計画案を取りまとめることとしております。

また、同条例の制定に伴い、県、県警、市町、関係機関・団体等が一体となって犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成するとともに、広く県民の理解の増進を図るため、10月には「長崎県犯罪被害者等支援シンポジウム」を、11月には「生命のミニメッセージ展」をそれぞれ開催することとしております。

今後とも、犯罪被害者等支援の更なる充実に向けた取組を推進し、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に努めてまいります。

(平成28年度県民経済計算について)

本県経済の規模や産業構造等を明らかにする県民経済計算につきましては、平成28年度の結果を本年8月に公表いたしました。

県内総生産は、名目で4兆5,662億円であり、平成27年度に比べ、2.4%増加し、物価変動の影響を除いた実質においても1.8%増加いたしました。

これは、製造業が12.2%増加したことが大きな要因となっており、なかでも輸送用機械、はん用・生産用・機械等の増加によるものです。

また、給与や企業所得などの県民所得を総人口で割った1人当り県民所得については、251万9千円と、平成27年度より3.8%の増となっております。

(統計利活用の推進について)

現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択することの必要性は

これまで以上に高まっており、国においては、統計等を積極的に利用した「証拠に基づく政策立案」を推進しているところであります。

県においても、このような統計データ利活用を推進するため、統計に携わる職員に対する統計実務及び統計の利活用に関する基礎的な研修会を実施するほか、学術研究機関等と連携し、実際の県政課題について統計データを用いた実践的・統計学的な分析を行うことにも取り組んでおり、統計の利活用の土台となる人材育成に努めているところであります。

（食育の推進について）

県は、「第三次長崎県食育推進計画」に基づき、ライフステージに応じた食育に関する各種施策を総合的に推進しております。特に、朝食の欠食や野菜摂取不足等の食に関する課題が多い若い世代をターゲットとした取組を強化しているところであり、昨年度、県内の大学生と協働して、簡単に調理できる「朝食レシピ集」を作成いたしました。今年度は、このレシピ集からいくつかのメニューをピックアップし、それらの調理手順の実演動画をSNS等により積極的に情報発信することで浸透を図り、若い世代が抱えている課題の解決を目指してまいります。

また、去る7月23日「食育推進活動知事表彰」を行い、本県の食育推進の活動において地域への貢献度が高く、他の模範となるような取組を行う1個人、4団体を表彰いたしました。このほか、共食をテーマとした絵画等の作品募集、食育講演会の開催、食育情報誌の発行などの取組を通し、更なる食育活動の推進に努めてまいります。

（次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について）

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、

次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、県民生活部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進などの施策を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

令和元年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

県 民 生 活 部

【環境生活委員会関係議案説明資料 県民生活部の1頁2行目の次に、次のとおり挿入】

(令和元年8月豪雨被災地支援の災害ボランティアバスの運行について)

令和元年8月豪雨被災地支援の一環として、県と（公財）県民ボランティア振興基金との共催により、去る9月4日から、被災地支援の災害ボランティアバスを佐賀県武雄市及び大町町へ運行いたしました。

9月8日までに、7台のバス運行を行ったところであり、計150名の県民の皆様が、家屋の清掃、片付けなど被災地でのボランティア活動に従事されております。

今後も、被災地の状況等を踏まえ、災害ボランティアの活動支援を行ってまいります。

令和元年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第111号議案 長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。

第111号議案「長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員法等の改正に伴い、一般職の非常勤職員として新たに創設される会計年度任用職員に係る勤務条件や給料及び手当に関する事項を新たに定めるとともに、退職手当の支給に係る成年被後見人等に関する除外規定を削除しようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

（「ミライオン図書館」開館に伴う対応について）

県と大村市が大村市に共同で整備する「ミライオン図書館」が10月5日に開館することに伴い、交通局では、地元大村市等からの要望に応え、同図書館入口付近にバス停を新設し、名称を「ミライオン」とするとともに、10月1日から乗降取扱いを開始することとしております。

同図書館には年間約60万人の来館者が見込まれており、「ミライオン」バス停設置により、多くの大村市内線や諫早市からの路線バス26便、長崎市内からの高速シャトルバス16便が停車することから、市内外からの図書館来館者の利便性が向上するものと考えており、バスターミナル等での周知を図ることとしております。

今後も、まちづくりの進展等によって生じる新たな輸送ニーズにつきまして、適切

に対応してまいります。

(営業・広報の取組について)

交通局では、バスの利用促進と地域の方々に親しみを持ってもらうため、営業広報活動に継続して取り組んでおります。

県営バスの路線バスが乗り放題となる「夏休みこども定期券」につきましては、バスの利用促進とともに、乗車ルールやマナー啓発のため、平成29年から販売しておりますが、今年度は、昨年から取り組んでいる路面電車とのセット券と合わせ966名の小学生にご利用いただきました。昨年の利用818名より大幅に増加し、多くのご家庭での利用が広がっており、その継続についても関係機関と協議してまいります。

また、路線沿線で開催される地域イベント等へも引き続き積極的に参加しており、8月5日には、長崎ペンギン水族館の「長崎にペンギンが来て60年！記念イベント」において、同水族館と連携し、ペンギンのラッピングバスに、車内をぬいぐるみ及びシール等で装飾した「ペンギンバス」を展示したところ、同イベントに訪れた多くの家族連れのお客様に好評をいただきました。この「ペンギンバス」は、7月8日から9月30日までの間、長崎市内の路線を運行しております。

今後もバスの利用促進を図る様々な取組を企画し、地域の皆様に愛される県営バスを目指してまいります。

(交通局の経営状況等について)

現在、交通局では、中期経営計画に基づき各種取組を進めております。今年度においては、乗合事業では、人口減少等による乗客減・収入減はあるものの、諫早市・大村市からの高速シャトルバス等が堅調に推移しております。貸切事業においては、昨年度クルーズ団体からの大幅な受注減などから厳しい経営となりましたが、今年度は規模の見直しを行うとともに、受注回復に向けた営業強化を図っております。また、経営の効率化のため、バスの延命化を図るとともに、車両更新の時期の見直しなども

検討することとしております。今後とも、貸切事業の営業強化や未利用地の売却及び公用車の削減など更なる改善に積極的に取り組み、経営健全化に努めてまいります。

一方で、多くのバス事業者で課題となっているバス乗務員の確保については、交通局におきましても、深刻さを増してきつつあります。これまでも乗務員採用後に大型二種免許を取得させるなどの対策を取ってきておりますが、来年度以降多くの乗務員が定年となる期間を迎えることから、現状のまま推移すると、将来的に路線網の維持が厳しくなることが見込まれます。

このため、バスの運行に不可欠な人材の確保に向け、今後さらに、働きやすい職場環境の整備や高齢乗務員の活用、女性乗務員の採用、大型二種免許未取得者の掘り起こしなどに積極的に取り組む必要があると考えており、具体化に向け検討してまいります。また、路線網の維持のためには、その一定の見直しが必要になるものと考えており、地域特性や需要動向等を踏まえた効率的・効果的なダイヤ編成に取り組み、地域の生活交通の確保を図ってまいります。

(事故防止への取組について)

交通局では安全なバス輸送確保のため、乗務員に対する実技研修や定期的な指導・教育等を行い、法令遵守や発車前等の安全確認を行う「3秒ルール」の徹底等に取り組んでおります。

そのような中、本年6月11日に佐賀県嬉野市の長崎自動車道（上り線）不動山トンネル内において、当局の高速バスが前車に追突する事故が発生し、また、去る7月2日には、長崎市田中町において回送中の路線バスが対向車線にはみ出し対向車2台と衝突する事故が発生したことは、誠に遺憾であり、県民の皆様、関係の皆様へ深くお詫び申し上げます。

今回の事故は、一つは車間距離不足と危機意識の低下、一つは健康に起因するものと考えられ、再発防止に向け全営業所の運行管理者及び全乗務員を対象に安全意識を

高めるための個別面談を実施するとともに、健康診断の結果により再検査の受診、治療等を徹底することとしております。

今後も運輸安全マネジメントの徹底のほか、ドライブレコーダー等を活用した指導・教育や小集団活動などを継続的に実施し、職員一丸となって事故防止に努めてまいります。

（職員の処分について）

本年6月27日に乗務員が、公休日に酒気を帯びた状態で自家用車を運転し物損事故を起こしたことが発覚したことから、去る7月12日に、当該乗務員について、懲戒免職とする処分を行いました。

交通局では、これまで飲酒運転防止の取組として、「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定し、職員への積極的な指導や家族に対する協力要請を行ってきたほか、交通局独自の「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し、全職員へ配布するとともに、毎年セルフチェックシートによる内容確認を行うなど、周知徹底を図ってきたところでありますが、再びこのような事案が起きたことは大変遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として、県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の事案発生を踏まえ、改めて全職員から「法令等遵守にかかる誓約書」を徴取し、職員の自覚を促すとともに、その家族に対しても協力要請を行ったほか、引き続き、個別面談やミーティング等において、職員の健康管理とあわせて飲酒状況の確認や飲酒に対する指導を実施していくこととしております。

このようなことが二度と起こることがないように、再発防止に徹底して取り組み、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。